



三位一体改革と
2020年診療報酬改定を読み解く



国際医療福祉大学大学院 教授
(医療福祉経営専攻、医学研究科公衆衛生専攻)
武藤正樹

お隣が東京
都済生会中
央病院

国際医療福祉大学三田病院 2012年



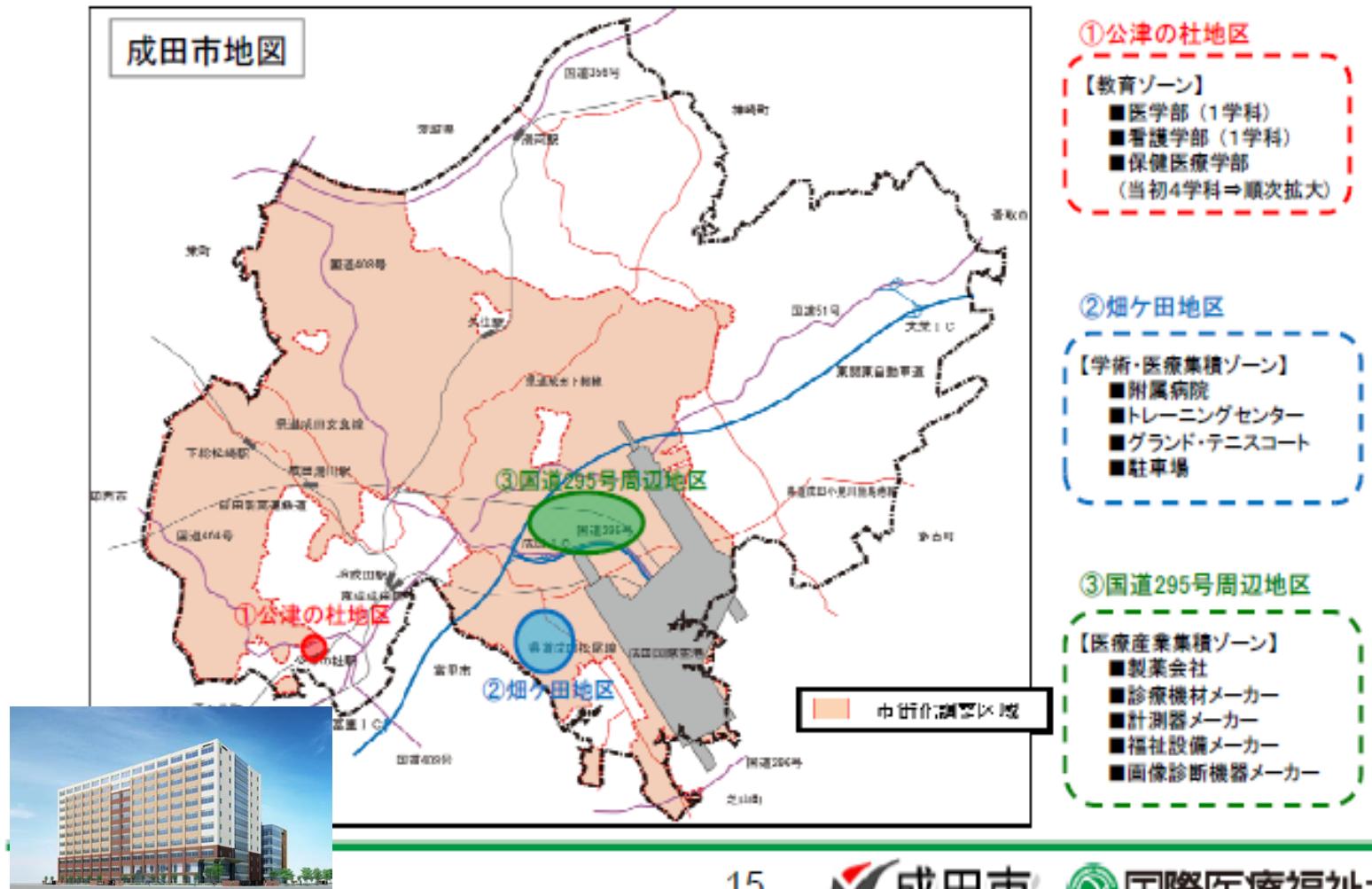
JCI認証取得



国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畠ヶ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。



A photograph of a modern university building at dusk or night. The building is a large, multi-story structure with a mix of light blue and grey panels. It has many windows and a flat roof. In front of the building is a paved area with some trees and streetlights. The sky is dark, suggesting it's nighttime.

国際医療福祉大学医学部
2017年4月開校



2020年 国際医療福祉大学
成田病院を新設予定

The background image shows a high-angle view of a modern urban landscape. In the center-left, a prominent building features a white facade with brown horizontal bands and two large green roofs on its upper levels. To its right is a construction site with a crane and a tall, dark skyscraper under construction. The surrounding area is filled with a mix of traditional and modern buildings, with many green roofs visible.

2018年4月、国際医療福祉大学
心理・医療福祉マネジメント学科
大学院（h-MBA, MPH）

目次



- パート 1
 - 三位一体改革
- パート 2
 - 2020年診療報酬改定と働き方改革
- パート 3
 - 2020年診療報酬改定と病床機能分化と連携

パート1 三位一体改革とは？

- ①地域医療構想
- ②働き方改革、③医師偏在対策

三位一体改革

2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

① 医療施設の配置の最適化と連携の推進～地域医療構想の実現～

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③病診／病病連携のための医療情報ネットワークの構築やオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

三位一体で推進

② 医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化(タスク・シフティングやタスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化 等)
- ③医師偏在対策による地域における医療従事者等の確保(地域偏在と診療科偏在の是正)
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携、集約化・重点化の推進(これを推進するための医療情報の整理・共有化を含む)⇒地域医療構想の実現

③ 実行性のある医師偏在対策の着実な推進

- ①地域医療構想や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の施行
 - ・医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
 - ・将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
 - ・地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を都道府県ごとに算出
- ②地域におけるプライマリ・ケアに対応するための総合診療専門医の確保

①地域医療構想



千葉県地域医療構想調整会議

病床機能報告における4医療機能について

- 各医療機関（有床診療所を含む。）は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方針」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

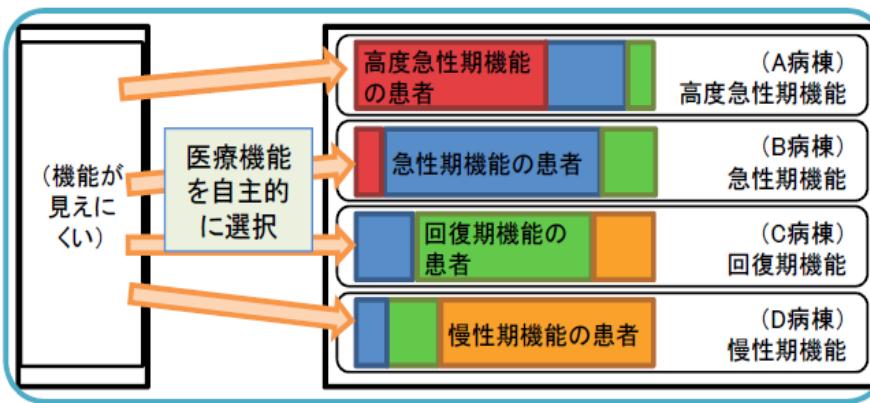
医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 　　救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。
慢性期機能	<ul style="list-style-type: none">○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- 回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していないなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できる。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

地域医療構想について

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度中に全都道府県で策定済み。
※ 「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
2015年
- 「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作成。平成27年3月に発出。

医療機関



病床機能報告

医療機能の現状と今後の
方向を報告(毎年10月)

都道府県

(「地域医療構想」の内容)

1. **2025年の医療需要と病床の必要量**
 - ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
 - ・在宅医療等の医療需要を推計
 - ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
2. **目指すべき医療提供体制を実現するための施策**
 - 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等

- 機能分化・連携については、
「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

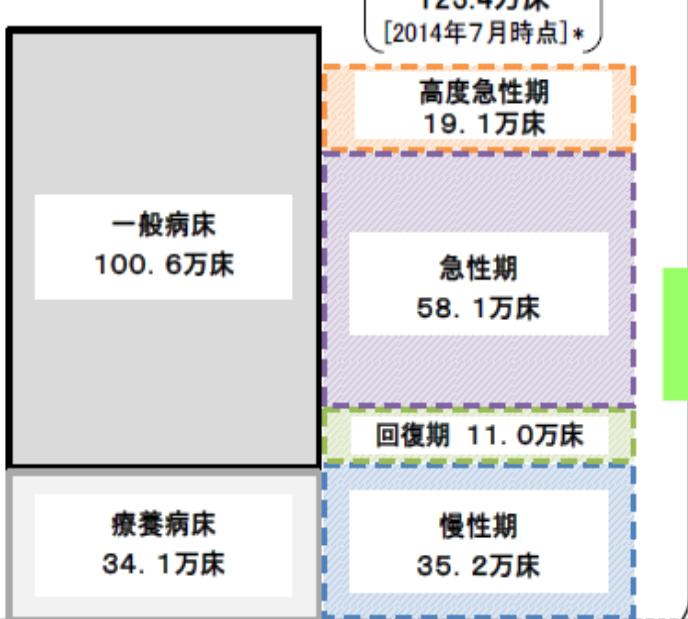
医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、更なる機能分化を推進

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
(→「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
・慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。

【現 状:2013年】

134.7万床（医療施設調査）



【推計結果:2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ

機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合: 152万床程度

2025年の必要病床数(目指すべき姿)
115～119万床程度※1

機能分化・連携

地域差の縮小

高度急性期
13.0万床程度

急性期
40.1万床程度

回復期
37.5万床程度

慢性期
24.2～28.5
万床程度※2

NDBのレセプトデータ等を活用し、医療資源投入量に基づき、機能区分別に分類し、推計

入院受療率の地域差を縮小しつつ、慢性期医療に必要な病床数を推計

将来、介護施設や
高齢者住宅を含めた
在宅医療等で追加的に
対応する患者数

29.7～33.7
万人程度※3

医療資源投入量
が少ないなど、
一般病床・療養
病床以外でも
対応可能な患者
を推計

* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。
なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度



熱戦が続くラグビーワールドカップで、県内のキャンプ地が滞在チームの知名度アップと交流実現に奮闘。制約が課せられる中、あの手この手でトライする。



1455の公立病院のうち「診療実績が乏しい」と判断した424の病院を初めて公表した。高齢化で膨胀する医療費抑制のため、報酬を統合する必要があるとして、異例の対応に踏み切った。10月に社会保険庁は、厚生省・通産省・文部省の3省による「医療・介護・教育の連携による総合的機関運営の実現」を要請し、来年の年までに具体的な論議を出してもよい旨えりもんを発表した。身近な病院がなくなりの不安から元の真面目な医師の反対が

都道府県別の 再編・統合対象病院割合			
	公的 病院数	対象 病院数	割合 (%)
① 新潟	41	22	53.7
② 北海道	111	54	48.6
③ 宮城	40	19	47.5
④ 山口	30	14	46.7
⑤ 岡山	30	13	43.3
…			
⑥ 愛知	57	9	15.8
⑦ 京都	26	4	15.4
⑧ 栃木	15	2	13.3
⑨ 東京	78	10	12.8
沖縄	14	0	0

医療費は団塊
75歳以上となる
する。このため
国で124万6

対象となる病止や一部の診療院に移すことなてもうう。

以降の場所は
析し、病院名公
を判断した。

つた9項目の診断
競合する病院が

対応できる14

病院の
事

厚労省は201

54が最多、沖縄に
だつた。神奈川は
の両院が対象とし

厚
澤

生勞
嘗す

四〇

2/2

6日、
三院

市口

町村
志

などか
上宮社

424 公的病院、再編必要 神奈川は厚労省、異例の公表

日本經濟新聞

会員登録

トップ 朝刊・夕刊 ストーリー Myニュース

フォローする

公立・公的424病院「再編検討を」 厚労省がリスト公表

2019年9月26日 15:10

厚生労働省は26日、市町村などが運営する公立病院と日本赤十字社などが運営する公的病院の25%超にあたる全国424の病院について「再編統合について特に議論が必要」とする分析をまとめ、病院名を公表した。診療実績が少なく、非効率な医療を招いているため

公立・公的 424病院再編リスト

地域医療構想ワーキンググループで公表

(2019年9月26日)

- 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

2. 今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「診療実績が少ない」または「診療実績が類似している」と位置付けられた公立・公的医療機関等に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、医師の働き方改革の方向性も加味して、当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請する予定。

分析内容

分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。

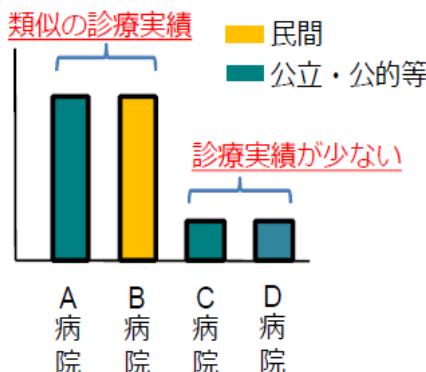
重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

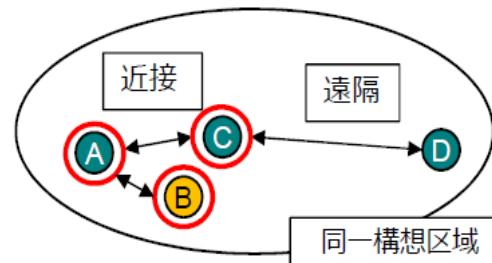
分析のイメージ

①診療実績のデータ分析 (領域等(例:がん、救急等)ごと)



②地理的条件の確認

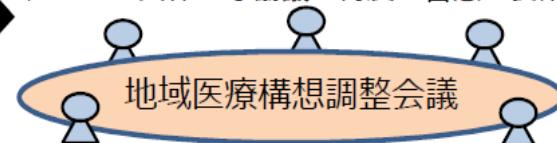
類似の診療実績がある場合のうち、近接している場合を確認



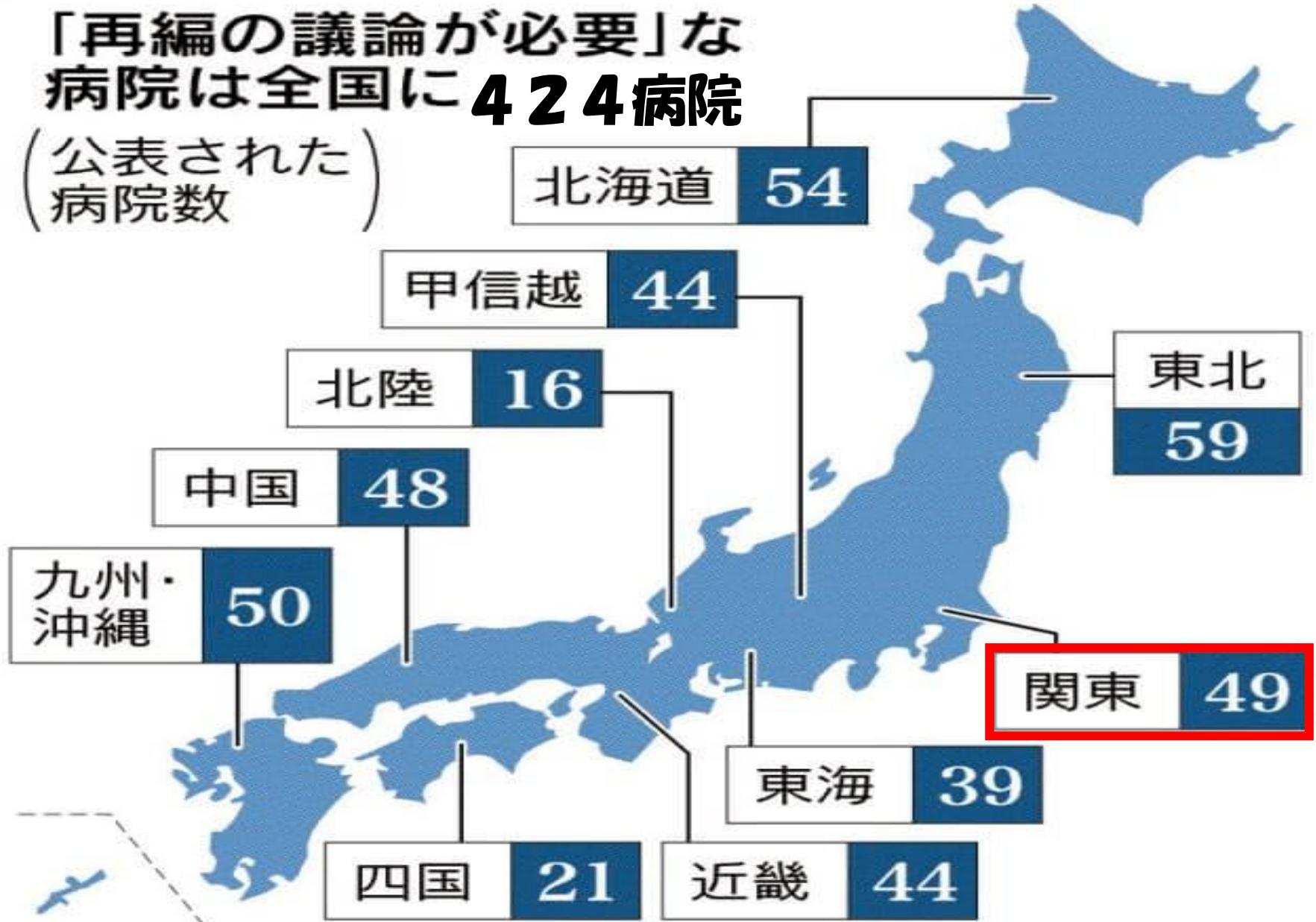
③分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における検証

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、医師の働き方改革の方向性も加味して、

- 代替可能性のある機能の他の医療機関への統合
 - 病院の再編統合
- について具体的な協議・再度の合意を要請



「再編の議論が必要」な
病院は全国に**424**病院
(公表された)
(病院数)



再編・統合議論の要請対象とされた首都圏の医療機関

(※は近くに実績がある医療機関があることも理由)

診療実績が少ない	茨城	笠間市立病院※、小美玉市医療センター※、国家公務員共済組合連合会(KKR)水府病院※、村立東海病院※、筑西市民病院※
	栃木	独立行政法人国立病院機構(独国)宇都宮病院※
	群馬	公立碓氷病院※、下仁田厚生病院※
	埼玉	独立行政法人地域医療機能推進機構(独地)埼玉北部医療センター、東松山医師会病院※、所沢市市民医療センター※、独国・東埼玉病院
	千葉	県千葉リハビリテーションセンター※、独国・千葉東病院※、独地・千葉病院※、南房総市立富山国保病院※、鴨川市立国保病院※、銚子市立病院※、国保多古中央病院※、東陽病院※
	東京	台東区立台東病院※、東京大学医科学研究所付属病院※、済生会向島病院、独地・東京城東病院、奥多摩町国民健康保険奥多摩病院、独国・村山医療センター※、都立神経病院、国民健康保険町立八丈病院
	神奈川	済生会平塚病院※、東芝林間病院※、済生会神奈川県病院、済生会若草病院
	静岡	JA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院※、伊豆赤十字病院※、市立御前崎総合病院※、市立湖西病院
	茨城	独国・霞ヶ浦医療センター
近くに実績がある医療機関がある	栃木	独地・うつのみや病院
	群馬	済生会前橋病院、一般社団法人伊勢崎佐波医師会病院
	埼玉	蕨市立病院、北里大学メディカルセンター、東松山市立市民病院
	千葉	千葉市立青葉病院、国保直営君津中央病院大佐和分院
	東京	KKR九段坂病院、済生会中央病院
	神奈川	川崎市立井田病院、三浦市立病院、横須賀市立市民病院、秦野赤十字病院、独国・神奈川病院、相模原赤十字病院
	静岡	共立蒲原総合病院、独国・静岡てんかん・神経医療センター、JA静岡厚生連清水厚生病院、JA静岡厚生連静岡厚生病院、独地・桜ヶ丘病院、菊川市立総合病院、公立森町病院、浜松赤十字病院、JA静岡厚生連遠州病院、独・労働者健康福祉機構浜松労災病院

国が診療実績の乏しい病院に再編や縮小を促す目的で実名で公表した424の公立・公的病院
 (東京都)

病院名	病床数(平成29年度病床機能報告データより)		稼働率※1	稼働率※2 (高度急性期・急性期病棟)
国家公務員共済組合連合会九段坂病院	231床	急性期150床 回復期81床	73.42%	72%
東京都台東区立台東病院	120床	急性期40床 回復期40床 慢性期40床	91.28%	88%
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会中央病院	535床	高度急性期326床 急性期209床	19.76%	20%
東京大学医科学研究所附属病院	135床	急性期104床 休棟中31床	45.72%	59%
社会福祉法人恩賜財団東京都済生会向島病院	102床	急性期51床 回復期51床	88.39%	82%
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京城東病院	130床	急性期124床 休棟中6床	82.41%	86%
奥多摩町国民健康保険奥多摩病院	急性期43床		50.26%	50%
独立行政法人国立病院機構村山医療センター	303床	急性期139床 回復期164床	86.8%	80%
東京都立神経病院	304床	高度急性期8床 急性期108床 回復期188床	75.24%	61%
国民健康保険町立八丈病院	急性期52床		48.13%	48%

2017年
6月

※1 平成29年度病床機能報告データより各病院の「在棟患者延べ数（年間）」を、許可病床数×365日で割ったもの

※2 令和元年9月26日 第24回地域医療構想に関するWG参考資料1-2より

424施設から7施設を外し、20施設を加えて440施設となった



以下の7施設が対象から外れた

- ・社会福祉法人恩賜財団済生会支部
　　東京都済生会中央病院（東京都）
- ・JA静岡厚生連遠州病院（静岡県）
- ・岩国市医療センター医師会病院（山口県）
- ・徳島県鳴門病院（徳島県）
- ・宗像医師会病院（福岡県）
- ・熊本市立熊本市民病院（熊本県）
- ・杵築市立山香病院（大分県）

②働き方改革



2018年6月

働き方改革関連法

時間外労働（残業）の上限を規制



大企業

2019年4月～

中小企業

2020年4月～

【原則として】

⌚ 月45時間・年360時間

【例外でも】

⌚ 年720時間以内（※休日労働を含まない）

⌚ 単月100時間未満、
2~6か月平均80時間以内（※休日労働を含む）



医師への適用は 2024年4月～、
上限時間も別に設定



①時間外労働時間の上限規定

- ・超過重労働（上位10%、2万人）の時間外労働短縮が最優先事項
 - ・「時間外労働年1860時間」は36協定でも超えられない上限
 - ・水準A（2024年度以降適用される水準）
 - ・勤務医に2024年度以降適用される水準
 - ・時間外労働年960時間以内・月100時間未満
 - ・水準B（地域医療確保暫定特例）
 - ・地域医療確保暫定特例水準
 - ・時間外労働年1860時間以内・月100時間未満
 - ・水準C（技能向上）
 - ・若手医師が短期間に集中的に行う技能向上のため
- * 連続勤務時間制限28時間、勤務間インターバル9時間
- ・働き方改革を進めるためには、地域での医療連携、さらには医療機関の集約も必要

2024年4月とその後に向けた改革のイメージ②(案)

- 2024. 4以降、暫定特例水準を超える時間外労働の医師は存在してはならないこととなり、暫定特例水準対象の医師についても、時間外労働が年960時間以内となるよう労働時間短縮に取り組んでいく。

病院勤務医の働き方の変化のイメージ

(時間外労働の年間時間数)

2023年度末までに
解消

1,900～
2,000時間程度

水準B
暫定特例水準
2035年度末までに解消

960時間

2024年以降適用される

水準A

現状

約1割
約2万人

約3割
約6万人

2024. 4
上限規制適用

2024. 4以降、暫定特例水準を
超える時間外労働の医師は存
在してはならないこととなる

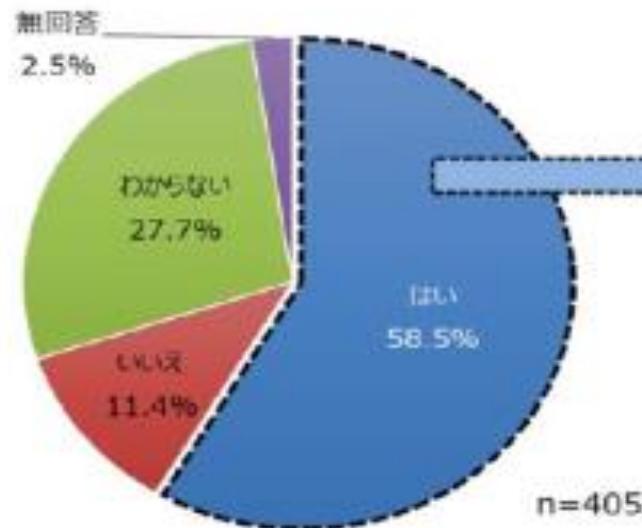
暫定特例水準対象についても、
時間外労働が年960時間以内と
なることを目指し、さらなる
労働時間短縮に取り組む

約6割
約12万人

暫定特例水準対象を除き、
2024. 4以降、年960時間を超
える時間外労働の医師は存
在してはならないこととなる

⑤ 医師の時間外労働の上限規制は、地域医療の崩壊を招く危険性があると思いませんか。

	病院数	割合
はい	237	58.5%
いいえ	46	11.4%
わからない	112	27.7%
無回答	10	2.5%
合 計	405	100.0%



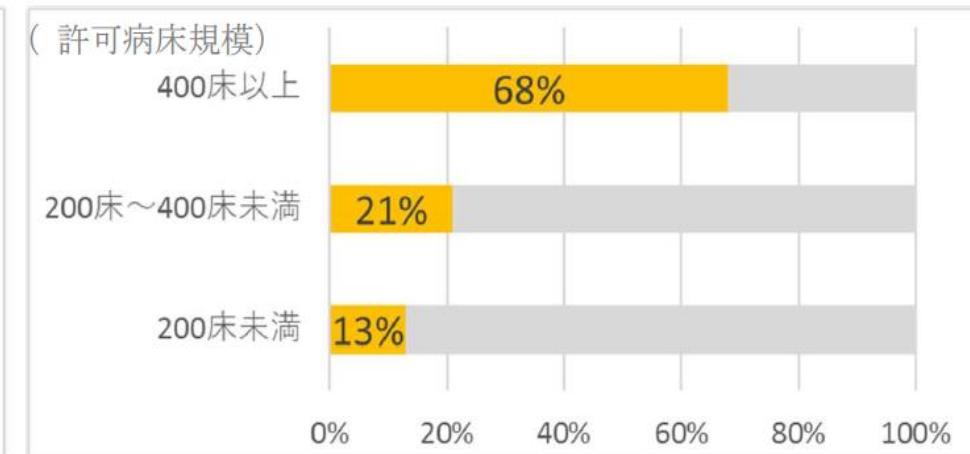
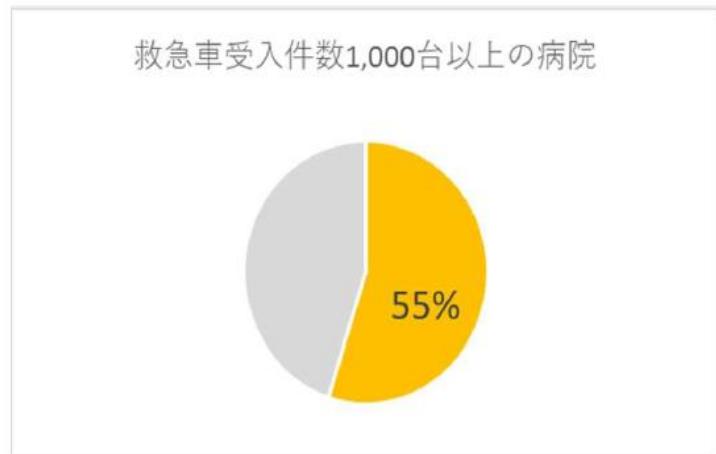
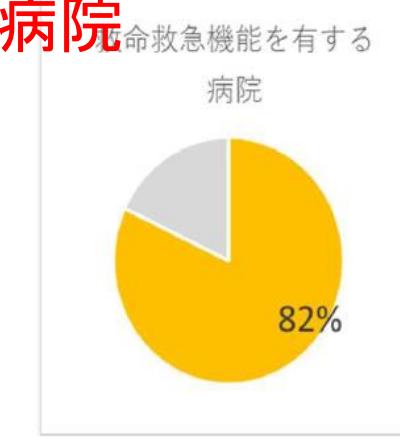
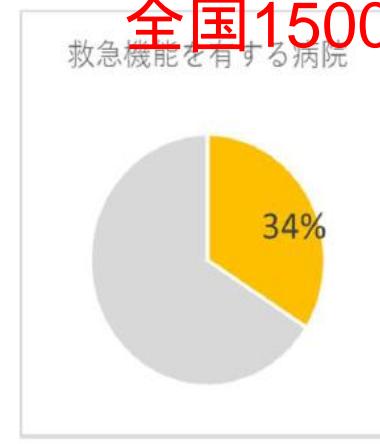
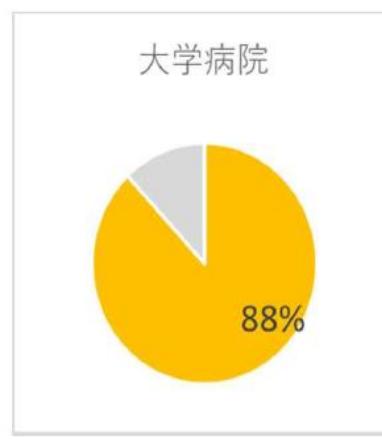
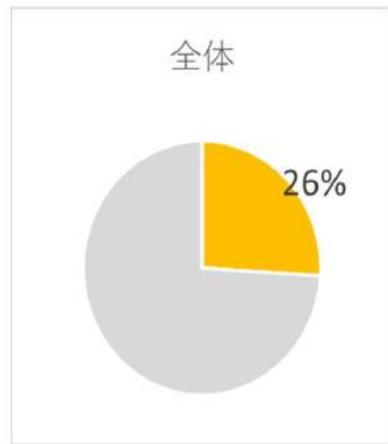
⑥ ⑤で「はい」と回答した病院にお聞きします。どのような影響があると考えますか。（複数回答可）

	病院数	割合
救急医療からの撤退	211	89.0%
外来診療の制限・縮小	152	64.1%
病院の経営破綻	151	63.7%
産科・小児科医療からの撤退	139	58.6%
医療の質の低下	121	51.1%
過疎地・へき地医療の確保	116	48.9%
長時間手術の制限	98	41.4%
医師のプロフェッショナリズム・モラルの低下	85	35.9%
医療へのアクセスや利便性の低下	84	35.4%
研修医教育の制限	81	34.2%
高度医療の提供制限	69	29.1%
その他	5	2.1%
無回答	2	0.8%



地域医療確保暫定特例水準(案)を超える働き方の医師がいる病院

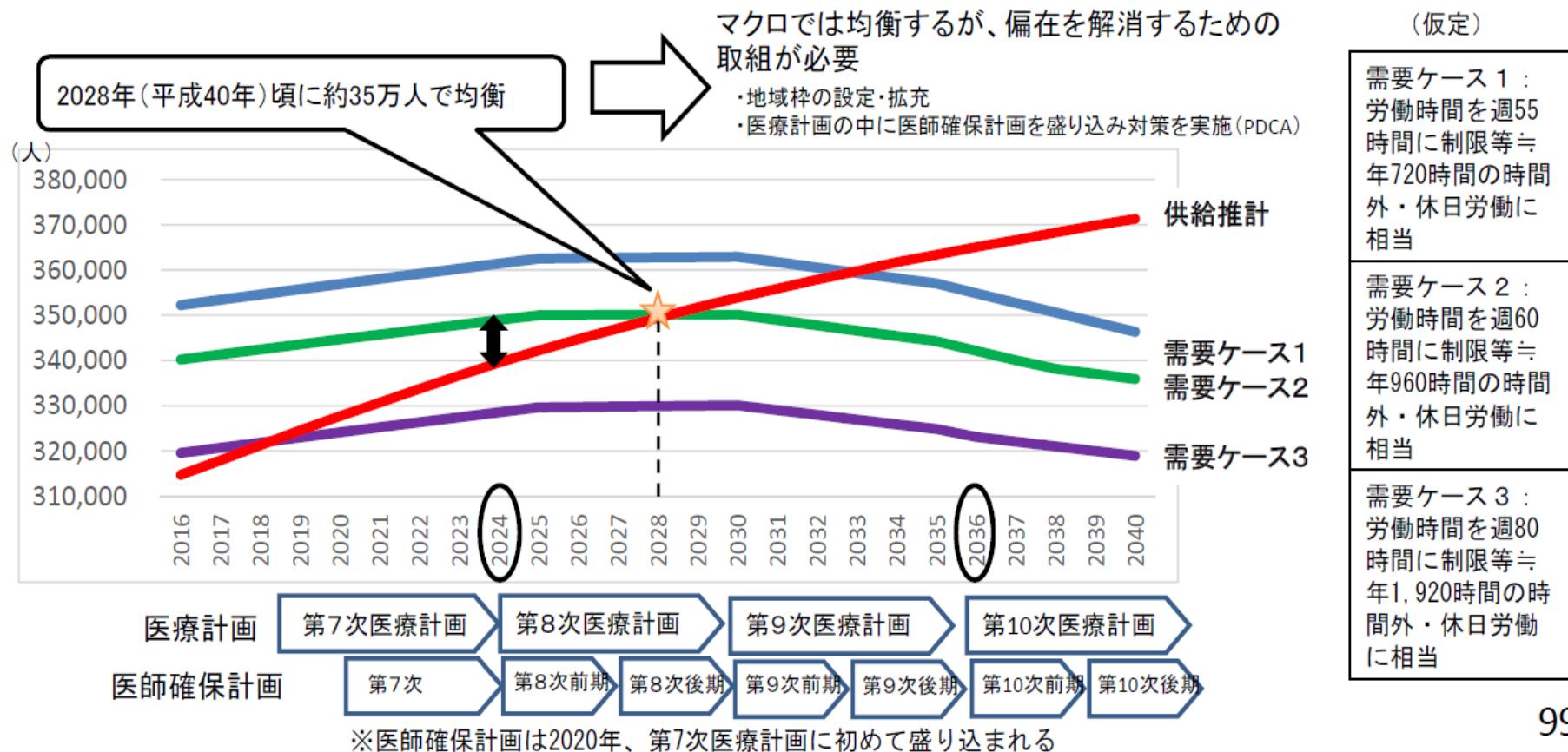
週勤務時間が80時間を超える者がいる病院の割合



※「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)結果をもとに医政局医療経営支援課で作成。病院勤務の常勤医師のみ。勤務時間は「診療時間」「診療外時間」「待機時間」の合計でありオンコール(通常の勤務時間とは別に、院外に待機して応急患者に対して診療等の対応を行うこと)の待機時間は除外。医師が回答した勤務時間数であり、回答時間数すべてが労働時間であるとは限らない。救急機能とは、救急告示・二次救急・救命救急のいずれかに該当すること。

地域医療確保暫定特例水準を設定する必要性①(医師需給との関係)

- 医療需要は、人口減少等を背景に、2030年以降にピークを迎える見込み。医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する・7%のタスク・シフティングを実現する等の仮定をおく「需要ケース2」において、2028年頃に均衡すると推計されるが、この場合であっても2024年段階ではまだ約1万人の需給ギャップが存在。
- さらに、マクロで医師需給が均衡した後も、引き続き偏在を解消するための取組が必要であり、都道府県単位で偏在を解消する目標年は、2036年とされている（医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会において議論）。



次回診療報酬改定の 最重要課題は医師の働き方改革



中医協委員 猪口雄二氏

- ・「私自身は、2018年度の診療報酬と介護報酬の同時改定よりも、医師の働き方改革の問題の方が大きいと考えている」
- ・「医師のシフト制などが基本になれば、多数の医師がいる病院でないと、とても対応できない。けれども、今の診療報酬体系では、それだけの医師を雇用する余裕はなく、とてもシフト体制は組むことができない」。

A水準の働き方イメージ

- ・年960時間・月100時間未満という働き方のイメージ
- ・毎日ほぼ定時に帰り、当直は週1回、月2回は週休2日を取得できるペースの働き方。



③ 医師偏在対策



第28回 医療従事者の需給に関する検討会
医師需給分科会（2019年2月18日）

医師偏在指標

これまで長らく
「人口10万人対医師数」が指標として
用いられてきた

医師偏在指標に関する課題の整理

医療従事者の需給に関する検討会
第22回 医師需給分科会(平成30年9月28日)
資料2-1(抜粋・一部改変)

人口10万人対医師数における課題	医師偏在指標における対応
1 – 1. 人口構成（性・年齢構成）の違いを反映できていない	地域ごとの医療需要について、人口構成の違いを踏まえ、受療率を用いて性年齢調整を行ったものを用いてはどうか。
1 – 2. 患者の流入出等を反映できていない	昼間人口と夜間人口のそれぞれを用い、実態に応じた一定の重み付けを行ったものを用いてはどうか。 患者の流入出に関しては、患者住所地を基準に流入実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととしてはどうか。
1 – 3. へき地等の地理的条件を反映できていない	法律上、医師確保対策の対象とされている「医師の確保を特に図るべき区域」に、医師少数区域以外の二次医療圏に存在する無医地区、準無医地区（へき地診療所設置済み地区を含む。）も一定の考え方の下、含めることを検討してはどうか
1 – 4. 医師の性別・年齢分布について反映できていない	医師の性・年齢階級別の平均労働時間で重み付けを行ったものを用いてはどうか。
1 – 5. 入院、外来などの機能ごとの偏在の状況、診療科別の医師の偏在の状況を反映できていない	入院外来別の医師偏在については、外来医療機能の不足・偏在等への対応について検討する際に併せて検討することとしてはどうか。 診療科別の医師偏在については、喫緊の対応として小児科と産科についての指標を暫定的に作成してはどうか。

(参考) 現在時点の医師偏在指標について

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)
資料3-1(抜粋・一部改変)

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代…60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} (\times 1)}$$

$$\text{標準化医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比} (\times 1) = \text{地域の期待受療率} \div \text{全国の期待受療率} (\times 2)$$

$$\text{地域の期待受療率} (\times 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

注) 患者の流入出に関しては、患者住所地を基準に流入出実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととする。
へき地などの地理的条件については、「医師の確保を特に図るべき区域」として、一定の考え方の下で考慮することとする。

流入出を考慮した都道府県ごとの医師偏在指標

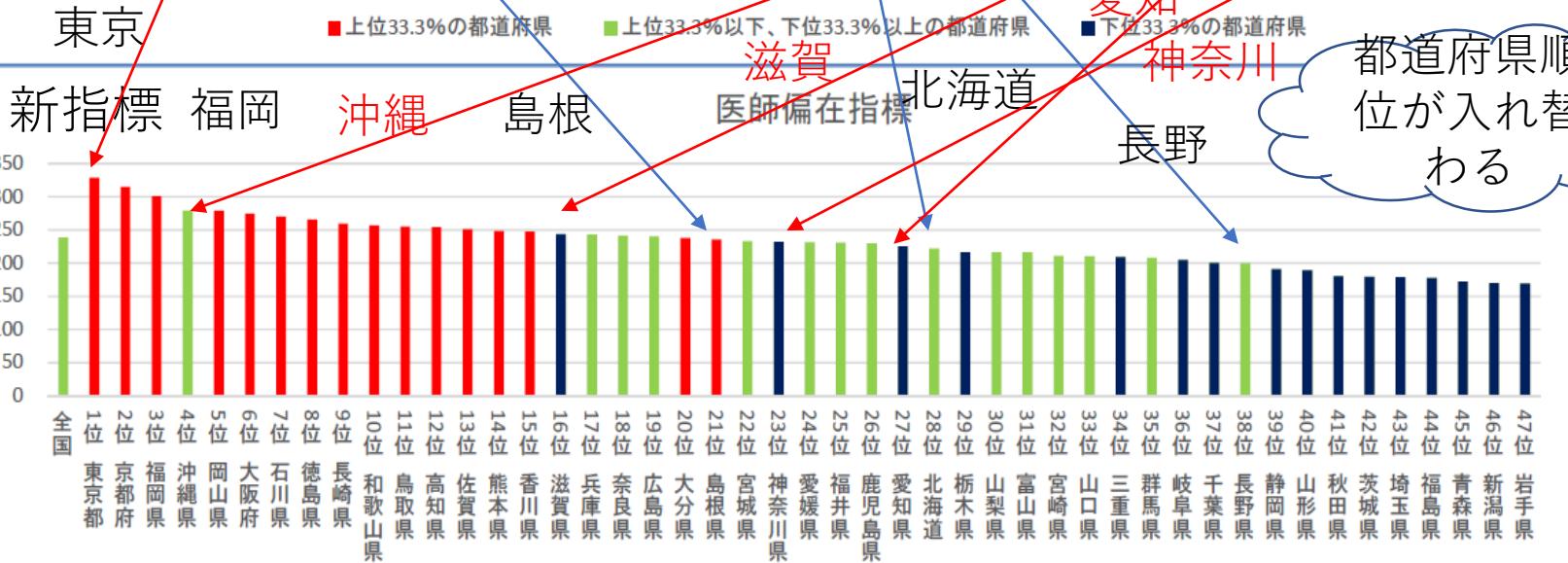
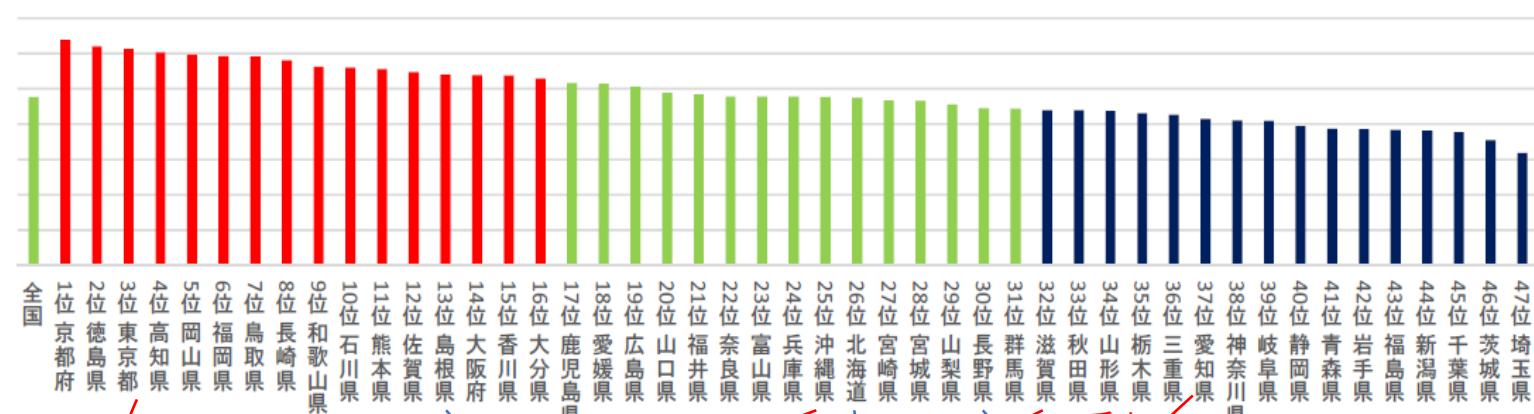
平成31年
4月24日

第66回社会保障
審議会医療部会

参考資料
1-3

旧指標

人口10万人対医師数



参照)

・平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

・平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

・平成26年患者調査

・平成27年国勢調査

・「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)

●三次医療圏別医師偏在指標（暫定）（指標値降順）

・本資料における医師偏在指標は、患者の流入出を反映した指標である。

上位33.3%
下位33.3%

都道府県コード	医療圏名	医師偏在指標	順位
	全国	238.3	
13	東京都	329.0	1
26	京都府	314.9	2
40	福岡県	300.5	3
47	沖縄県	279.3	4
33	岡山県	278.8	5
27	大阪府	274.4	6
17	石川県	270.4	7
36	徳島県	265.9	8
42	長崎県	259.4	9
30	和歌山県	257.2	10
31	鳥取県	255.0	11
39	高知県	254.3	12
41	佐賀県	251.3	13
43	熊本県	248.5	14
37	香川県	247.8	15
25	滋賀県	243.5	16
28	兵庫県	243.0	17
29	奈良県	241.1	18
34	広島県	240.4	19
44	大分県	238.0	20
32	島根県	235.9	21
04	宮城県	232.7	22
14	神奈川県	231.8	23

都道府県コード	医療圏名	医師偏在指標	順位
38	愛媛県	231.0	24
18	福井県	230.9	25
46	鹿児島県	229.8	26
23	愛知県	225.3	27
01	北海道	222.0	28
09	栃木県	216.7	29
19	山梨県	216.4	30
16	富山県	216.2	31
45	宮崎県	210.6	32
35	山口県	210.3	33
24	三重県	208.8	34
10	群馬県	208.2	35
21	岐阜県	204.7	36
12	千葉県	200.5	37
20	長野県	199.6	38
22	静岡県	191.1	39
06	山形県	189.4	40
05	秋田県	180.6	41
08	茨城県	179.3	42
11	埼玉県	178.7	43
07	福島県	177.4	44
02	青森県	172.1	45
15	新潟県	169.8	46
03	岩手県	169.3	47

二次医療圏別医師偏在指標

医師偏在指標（暫定） 二次医療圏

医療圏コード	都道府県名	医療圏名	医師偏在指標	順位	上位33.3%	下位33.3%
		全国	238.3			

1301	東京都	区中央部	759.7	1	上位33.3%	下位33.3%
1304	東京都	区西部	508.0	2		
4006	福岡県	久留米	453.3	3		
0806	茨城県	つくば	442.9	4		
2304	愛知県	尾張東部	431.3	5		
1001	群馬県	前橋	425.4	6		
3203	島根県	出雲	421.8	7		
2501	滋賀県	大津	416.9	8		
4001	福岡県	福岡・糸島	407.9	9		
2604	京都府	京都・乙訓	399.6	10		
0905	栃木県	県南	399.1	11		
4312	熊本県	熊本・上益城	382.1	12		
4601	鹿児島県	鹿児島	368.3	13		
2701	大阪府	豊能	365.4	14		
4101	佐賀県	中部	363.4	15		
1702	石川県	石川中央	361.6	16		
3001	和歌山県	和歌山	353.6	17		
3103	鳥取県	西部	350.5	18		
4201	長崎県	長崎	348.0	19		
1303	東京都	区西南部	347.5	20		
4703	沖縄県	南部	347.1	21		
2007	長野県	松本	339.6	22		
1311	東京都	北多摩南部	337.9	23		
4501	宮崎県	宮崎東諸県	337.5	24		
3505	山口県	宇部・小野田	337.2	25		
3301	岡山県	県南東部	334.6	26		
1302	東京都	区南部	334.4	27		

1位 東京都
区中央部
759.7

医療圏コード	都道府県名	医療圏名	医師偏在指標	順位	上位33.3%	下位33.3%
		全国	238.3			

0803	茨城県	常陸太田・ひたち	96.4	315	上位33.3%	下位33.3%
1206	千葉県	山武長生夷隅	96.1	316		
0508	秋田県	湯沢・雄勝	94.3	317		
3202	島根県	雲南	94.0	318		
3303	岡山県	高梁・新見	93.8	319		
1704	石川県	能登北部	92.9	320		
4306	熊本県	阿蘇	91.9	321		
0121	北海道	根室	91.7	322		
0706	福島県	相双	91.7	323		
0102	北海道	南檜山	91.5	324		
4611	鹿児島県	熊毛	90.6	325		
2201	静岡県	賀茂	89.6	326		
2311	愛知県	東三河北部	87.9	327		
0808	茨城県	筑西・下妻	87.7	328		
0804	茨城県	鹿行	86.9	329		
0307	岩手県	宮古	86.8	330		
4609	鹿児島県	曾於	81.7	331		
1903	山梨県	峡南	81.5	332		
0111	北海道	日高	80.4	333		
0116	北海道	宗谷	79.0	334		
0502	秋田県	北秋田	69.6	335		

区中央部と北秋田で
10倍の格差！

第335位
秋田県
北秋田
69.6

医師確保計画を通じた医師偏在対策について

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)
資料1(抜粋・一部改変)

背景

- 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- 都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

医師の偏在の状況把握

医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、**医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す**ために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた**医師偏在指標**の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき「5要素」

- 医療需要（ニーズ）及び将来の人口・人口構成の変化
- 患者の流入出等
- べき地等の地理的条件
- 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種別（区域、診療科、入院／外来）

医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

全国335医療圏		
医師偏在指標	小 下位〇% ⇒医師少数区域	大 上位〇% ⇒医師多数区域
医療圏の順位	335位 334位 333位	… 3位 2位 1位

国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
・中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする等

確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出する。

目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

- (例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
・地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣する調整を行う等

3年*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)

西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	第7次						第8次					
医師確保計画	指標設計(国) 計画策定(県)						第7次	第8次(前期)	第8次(後期)			

* 2020年度からの最初の医師確保計画のみ4年
(医療計画全体の見直し時期と合わせるため)

都道府県による医師の配置調整のイメージ



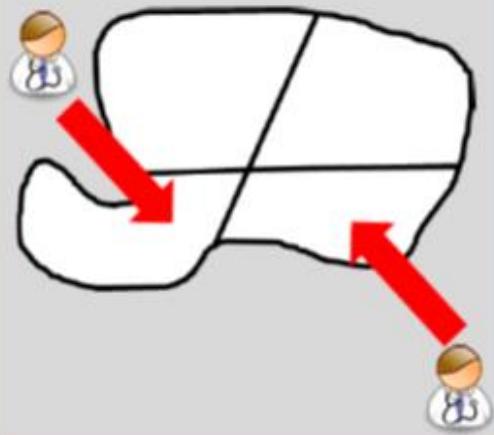
三次医療圏の医師の多寡の状況による医師の確保の方針の違い（案）

- 医師少数三次医療圏：他の医師多数三次医療圏からの医師の確保が“できること”としてはどうか。
- 医師中程度三次医療圏：医師少数区域（二次医療圏）が存在する場合には、必要に応じて、他の医師多数三次医療圏からの医師の確保が“できること”としてはどうか。
- 医師多数三次医療圏：他の三次医療圏からの医師の確保を行わないこととしてはどうか。

医師少数三次医療圏

A県

他の医師多数三次医療圏からの医師の確保を行うこととしてはどうか。



医師中程度三次医療圏

B県

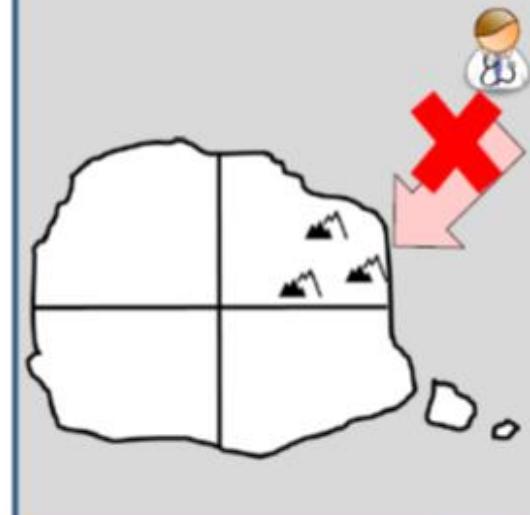
必要に応じて、医師少数区域に對しては他の医師多数三次医療圏からの医師の確保が“できること”としてはどうか。



医師多数三次医療圏

C県

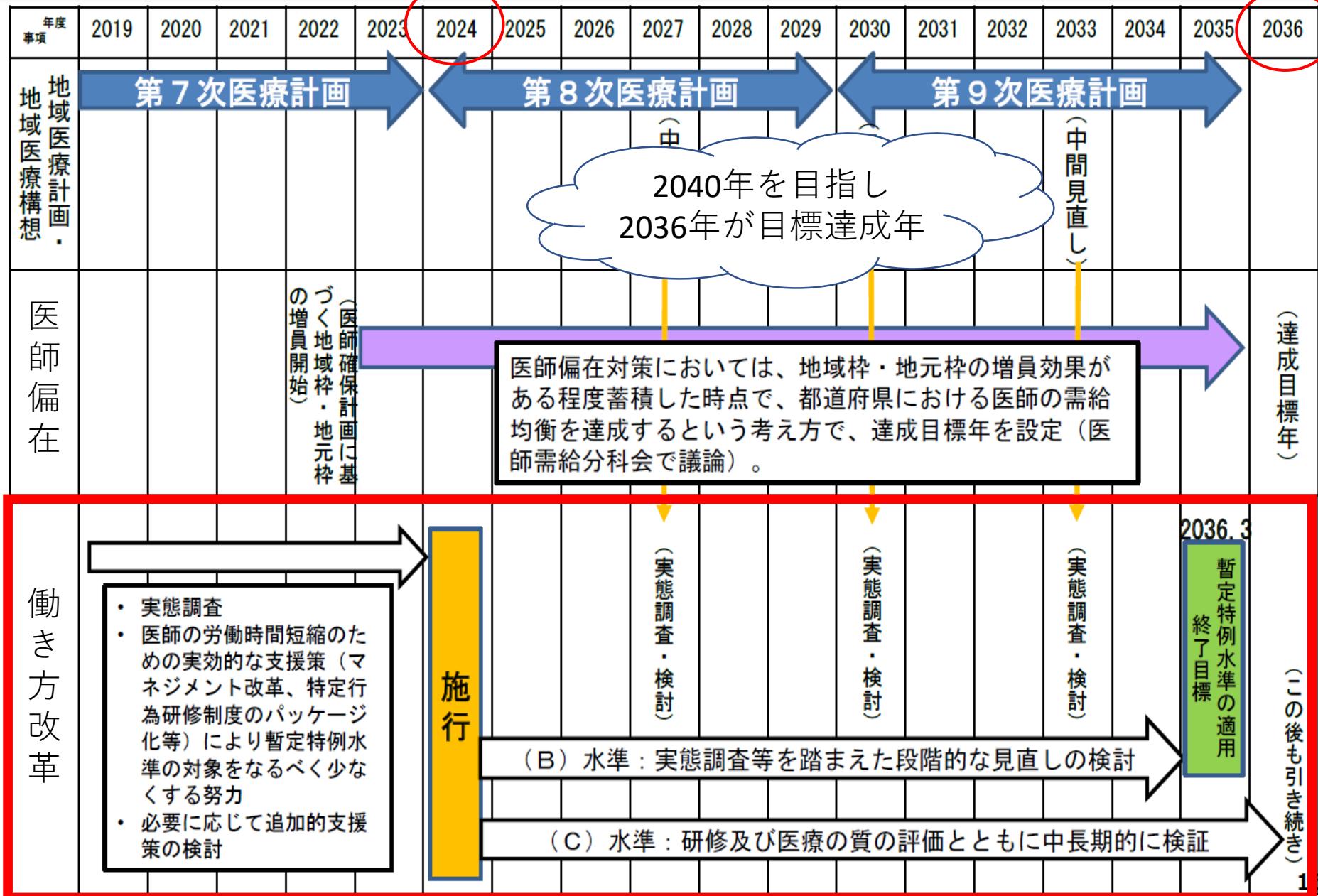
他の三次医療圏からの医師の確保を行わないこととしてはどうか。



三位一体改革の工程表

- ①地域医療構想（医療計画）
- ②医師偏在対策（医師確保計画）
- ③働き方改革

三位一体改革の工程表



パート2

2020年診療報酬改定と 働き方改革





改定率「本体分、働き方
改革分の0.08%を含め
0.55%」
日医が財務省を押し切る
2019年12月13日

令和2年度診療報酬改定

1. 診療報酬 +0. 55%

※1 うち、※2を除く改定分 +0. 47%

各科改定率 医科 +0. 53%

歯科 +0. 59%

調剤 +0. 16%

※2 うち、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 +0. 08%

2. 薬価等

① 薬価 ▲0. 99%

※ うち、実勢価等改定 ▲0. 43%

市場拡大再算定の見直し等 ▲0. 01%

② 材料価格 ▲0. 02%

※ うち、実勢価等改定 ▲0. 01%



改定に当たっての基本認識

- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近な医療の実現
- ▶ どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

1 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- ・医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- ・地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価
- ・業務の効率化に資するICTの利活用の推進

3 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

【具体的方向性の例】

- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- ・外来医療の機能分化
- ・質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- ・地域包括ケアシステムの推進のための取組

2 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

【具体的方向性の例】

- ・かかりつけ機能の評価
- ・患者にとって必要な情報提供や相談支援、重症化予防の取組、治療と仕事の両立に資する取組等の推進
- ・アウトカムにも着目した評価の推進
- ・重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- ・口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価
- ・医療におけるICTの利活用

4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- ・後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- ・費用対効果評価制度の活用
- ・市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価（再掲）
- ・外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進（再掲）
- ・医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の推進

働き方改革と 2020年診療報酬改定



中医協総会（2019年10月18日）

診療報酬改定と働き方改革の 6つのポイント

- ポイント①働き方改革の入院基本料加算による評価
- ポイント②タスク・シフティングに対する評価
- ポイント③救急医療体制の評価
 - 救急件数2000件以上を評価
- ポイント④大病院の勤務医の外来負担の軽減
 - 200床以上地域支援病院の外来定額負担導入
- ポイント⑤常勤・非常勤、専任・専従要件の緩和
- ポイント⑥書類業務の標準化、研修の見直し

ポイント①

働き方改革の入院基本料 による評価

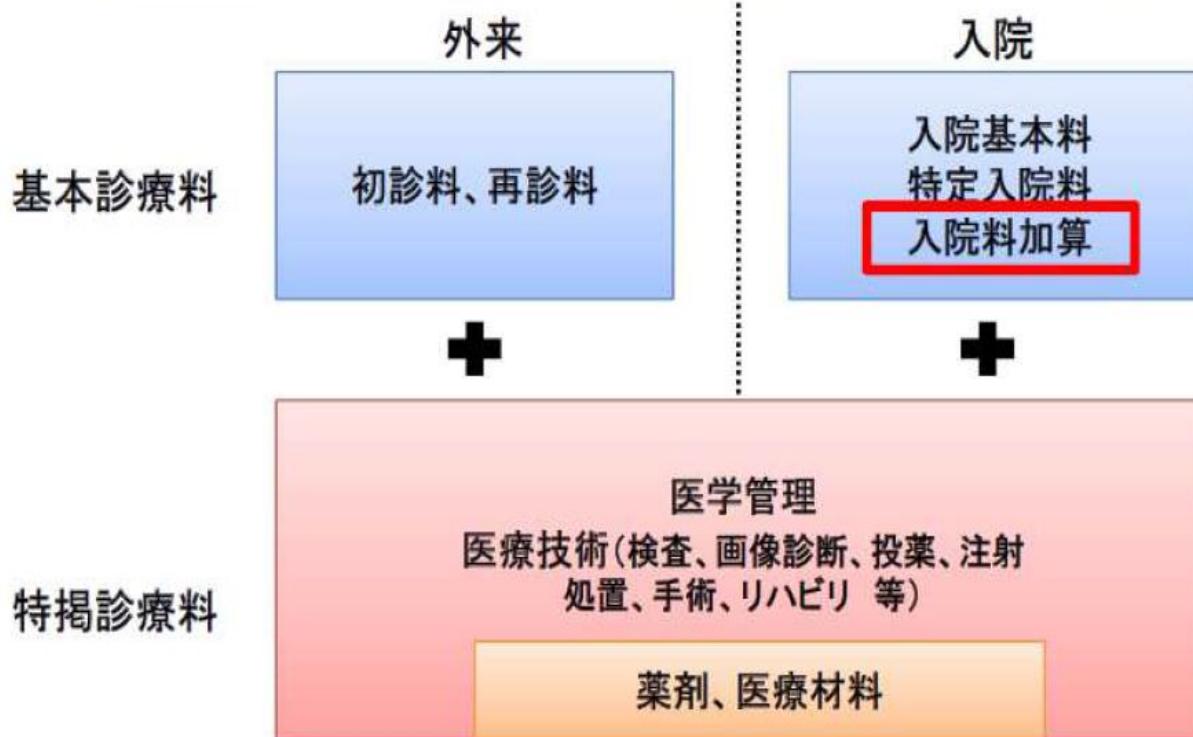
入院基本料加算で評価



- 12月18日の中医協総会で、森光敬子医療課長は、「新たな入院基本料加算を導入してはどうか？」と提案を行った。
- 入院基本料等加算とは？
 - 総合入院体制加算
 - 医師事務補助体制加算
 - がん拠点病院加算
 - 緩和ケア診療加算

森光敬子医療課長

診療報酬の基本構造



- 「基本診療料」は、初・再診、入院時の診察行為又は入院サービスの費用のほか、基本的な診療行為の費用も一括して支払うもの。簡単な検査、処置等(例: 血圧測定等)、入院の場合の皮内、皮下、筋肉内、静脈内注射の注射手技、簡単な処置等を含んでいる。
- 入院基本料等は、療養環境(寝具等を含む。)の提供、看護師等の確保及び医学的管理の確保等に要する費用は、特に規定する場合を除き含まれている。
- 「特掲診療料」は、基本診療料として一括して支払うことが適当でない特別の診療行為に対して個別的な評価をなし、個々に点数を設定し、それらの診療行為を行った場合は、個々にそれらの費用を算定する。

中医協総会で個別改定項目提示

(2020年1月29日)



(新) 地域医療体制確保加算520点

- ・地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供に係る評価を新設する。
- ・労務マネジメントの取り組みを入院基本料加算で評価したもの

地域医療体制確保加算 施設基準

- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で**2,000件**以上であること。
- (3) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること。
 - ①病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
 - ②病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握していること。
 - ③当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
 - ④③の計画は、現状の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
 - ⑤③の計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。
 - ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）
 - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
 - ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休憩時間の確保（勤務間インターバル）
 - エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
 - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
 - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
 - キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- (6) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

ポイント②

タスク・シフティング

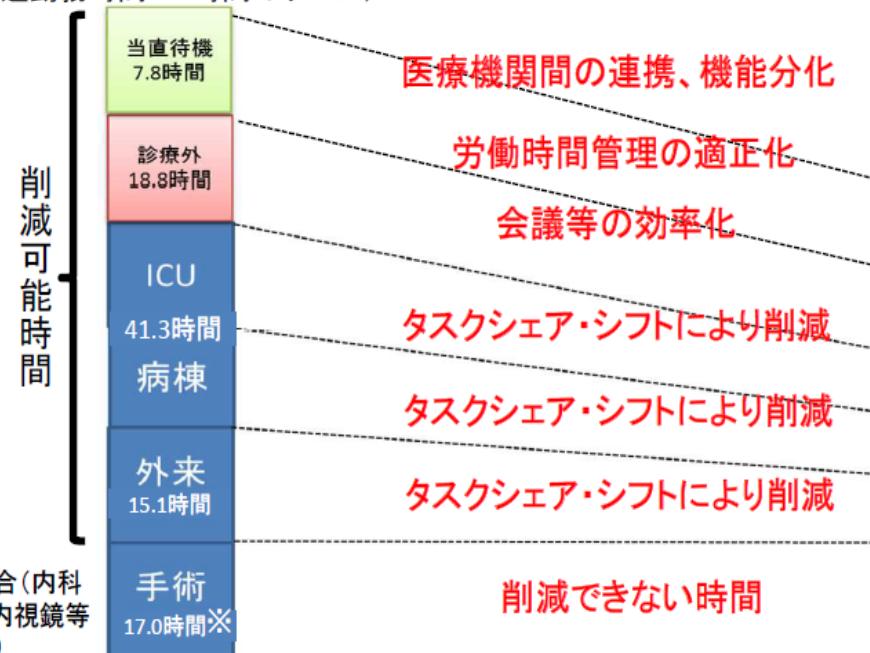
医師事務作業補助者 50点増点

特定行為研修修了看護師（特定行為看護師）

極めて労働時間が長い医師の労働時間短縮について(イメージ)

- 週の勤務時間が100時間を超える病院勤務医が約3600人（1.8%）、同100時間～90時間が約5400人（2.7%）、同90時間～80時間が約12000人（6.9%）いると推計されるが、2024年4月までに、こうした医師が時間外労働上限規制における暫定特例水準の水準を下回るようにすることが必要。

(週勤務時間100時間のケース)



タスクシフト改革による時短達成

(週勤務時間80時間のケース)

当直待機時間
診療外時間
ICU
病棟
外来
手術

週100時間勤務の場合、削減可能時間を約25%削減できれば、週80時間水準が達成可能

※外科医の場合(内科医等の場合も内視鏡等の手技が該当)

削減のイメージ(週勤務時間100時間程度の場合)

時間数イメージ

タスクシフト(医療従事者一般が実施可能な業務)による削減

週7時間程度削減

タスクシフト(特定行為の普及)による削減

週7時間程度削減

タスクシェア(他の医師)による削減

週6時間程度削減

※表中の削減可能時間は、平成29年度厚生労働行政推進調査事業費「病院勤務医の勤務実態に関する研究」(研究代表者 国立保健医療科学院種田憲一郎)において実施された「病院勤務医の勤務実態調査(タイムスタディ調査)」結果における勤務時間の内訳を元に、「削減のイメージ(例)」に沿って算出したもの。

看護特定行為の導入



2014年の保助看法
の一部改正

「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」
(座長:有賀徹・昭和大学病院院長)

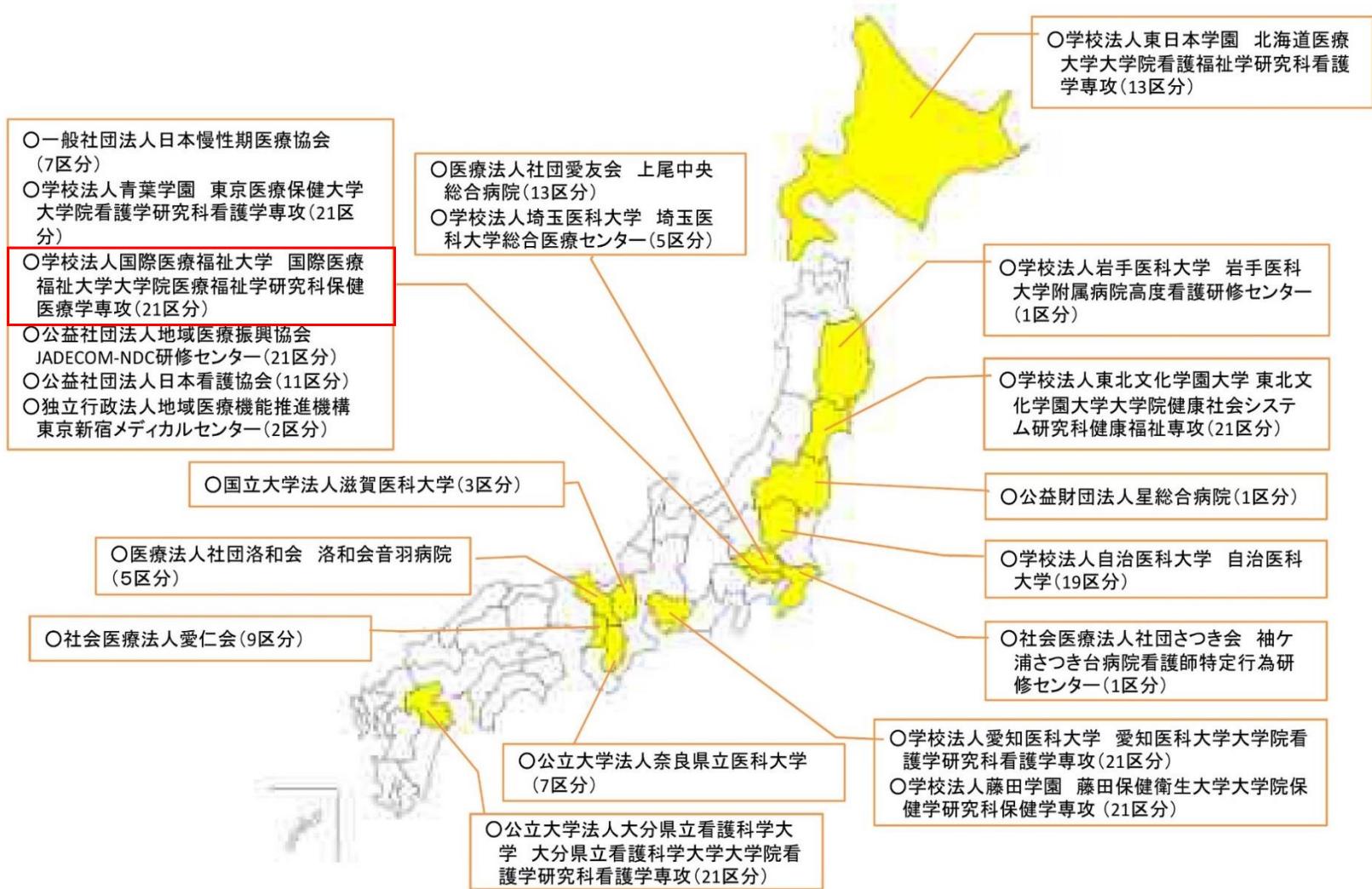
特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創傷に対する陰圧閉鎖療法
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	創部ドレーンの抜去
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	透析管理関連	直接動脈穿刺法による採血
	人工呼吸器からの離脱	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	橈骨動脈ラインの確保
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	気管カニューレの交換	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	一時的ペースメカリードの抜去	感染に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整	インスリンの投与量の調整	インスリンの投与量の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更		持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	膀胱ろうカテーテルの交換		持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去		抗けいれん剤の臨時の投与
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入		抗精神病薬の臨時の投与
			抗不安薬の臨時の投与
			抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

厚生労働省令第33号(平成27年3月13日)

特定行為研修を行う指定研修機関

現在、130施設



国際医療福祉大学大学院(東京青山キャンパス)
特定行為看護師養成成分野



旧ナースプラクティショナー養成講座1年生

国際医療福祉大学三田病院の 特定看護師さん（循環器）



特定行為研修制度のパッケージ化のイメージ

外科術後管理領域※

手術

呼吸管理（気道管理含む）

循環動態・疼痛・栄養・代謝管理

疼痛管理

感染管理

ドレーン管理・抜去

CV抜去・PICC挿入

創部管理（洗浄・抜糸・抜鉤）

術中麻醉管理領域※

術前

麻酔に係る術前評価

呼吸管理（気道管理含む）

全身麻酔の補助

ライン確保

術中の麻醉・呼吸・循環管理

麻酔の覚醒

術後の呼吸・循環・疼痛管理

術後

在宅・慢性期領域※

気管カニューレの交換

脱水症状に対する輸液による補正

胃ろうカテーテル
若しくは腸ろうカ
テーテル
又は胃ろうボタ
ンの交換

褥瘡又は慢性
創傷の治療に
おける
血流のない壞
死組織の除去

救急領域※

救急外来受診

初療

ライン確保等

呼吸管理、循環管理
鎮静

検査

治療

ICU等、他の
病棟へ移動

外科の術後管理や術前から術後にかけた麻酔管理において、頻繁に行われる一連の医行為を、いわゆる包括的指示により担うことが可能な看護師を特定行為研修のパッケージを活用して養成することで、看護の質向上及びチーム医療を推進。

在宅・慢性期領域において、療養が長期にわたる、もしくは最期まで自宅または施設などで療養する患者に柔軟な対応が可能に。

2次又は3次救急医療の現場において、迅速な対応が可能に。

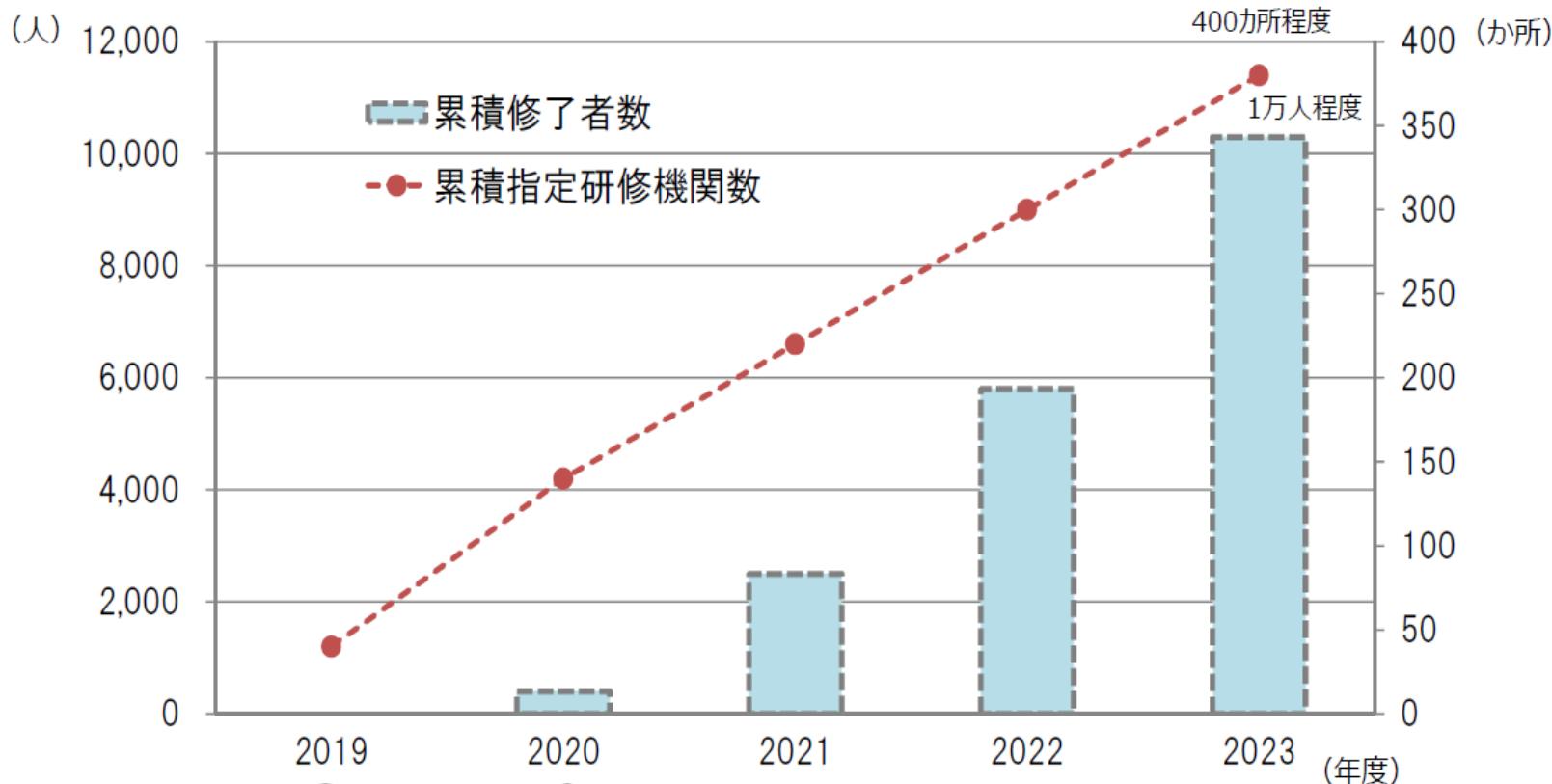
患者に対するきめ細やかなケアによる医療の質の向上、医療従事者の長時間労働の削減等の効果が見込まれる。

※ 一連の流れの中で特定行為研修修了生がパッケージに含まれる特定行為を手順書にもとづき実施。

特定行為研修制度におけるパッケージ研修を修了した看護師の養成について

- 特定行為研修制度については、今後パッケージ化による研修修了者の養成が進むと考えられるが、特定行為研修修了者全体の増加に取り組む中で、2023年度末までにパッケージ研修の修了者として1万人の養成を目指す。

■ パッケージ研修に係る指定研修機関数及び研修修了者数見込み



省令改正（パッケージ研修創設）
パッケージ研修を実施する
指定研修機関の申請開始

パッケージ研修
開始

特定行為看護師を
2024年までに
1万人まで増やそう！



パート3

2020年診療報酬改定と 病床機能分化と連携

改定に当たっての基本認識

- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近な医療の実現
- ▶ どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

1 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- ・医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- ・地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価
- ・業務の効率化に資するICTの利活用の推進

3 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

【具体的方向性の例】

- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- ・外来医療の機能分化
- ・質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- ・地域包括ケアシステムの推進のための取組

2 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

【具体的方向性の例】

- ・かかりつけ機能の評価
- ・患者にとって必要な情報提供や相談支援、重症化予防の取組、治療と仕事の両立に資する取組等の推進
- ・アウトカムにも着目した評価の推進
- ・重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- ・口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価
- ・医療におけるICTの利活用

4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- ・後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- ・費用対効果評価制度の活用
- ・市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価（再掲）
- ・外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進（再掲）
- ・医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の推進

2020年診療報酬改定の 5つのポイント

- ポイント①
 - どうなる7対1？
- ポイント②
 - どうなる地域包括ケア病棟？
- ポイント③
 - どうなる回復期リハ病棟？
- ポイント④
 - どうなる療養病床と介護医療院？
- ポイント⑤
 - どうなる入退院支援

ポイント① どうなる7対1？



中医協総会

2018年改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、今回の改定が6年に一度の介護報酬との同時改定であり、2025年以降も見据えて医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目となることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

09:58

入院医療分科会



中医協診療報酬調査専門組織
入院医療等の調査・評価分科会

入院医療のポイント 7対1 入院基本料の見直し

看護師配置数と重症患者割合
(重症度、医療・看護必要度)

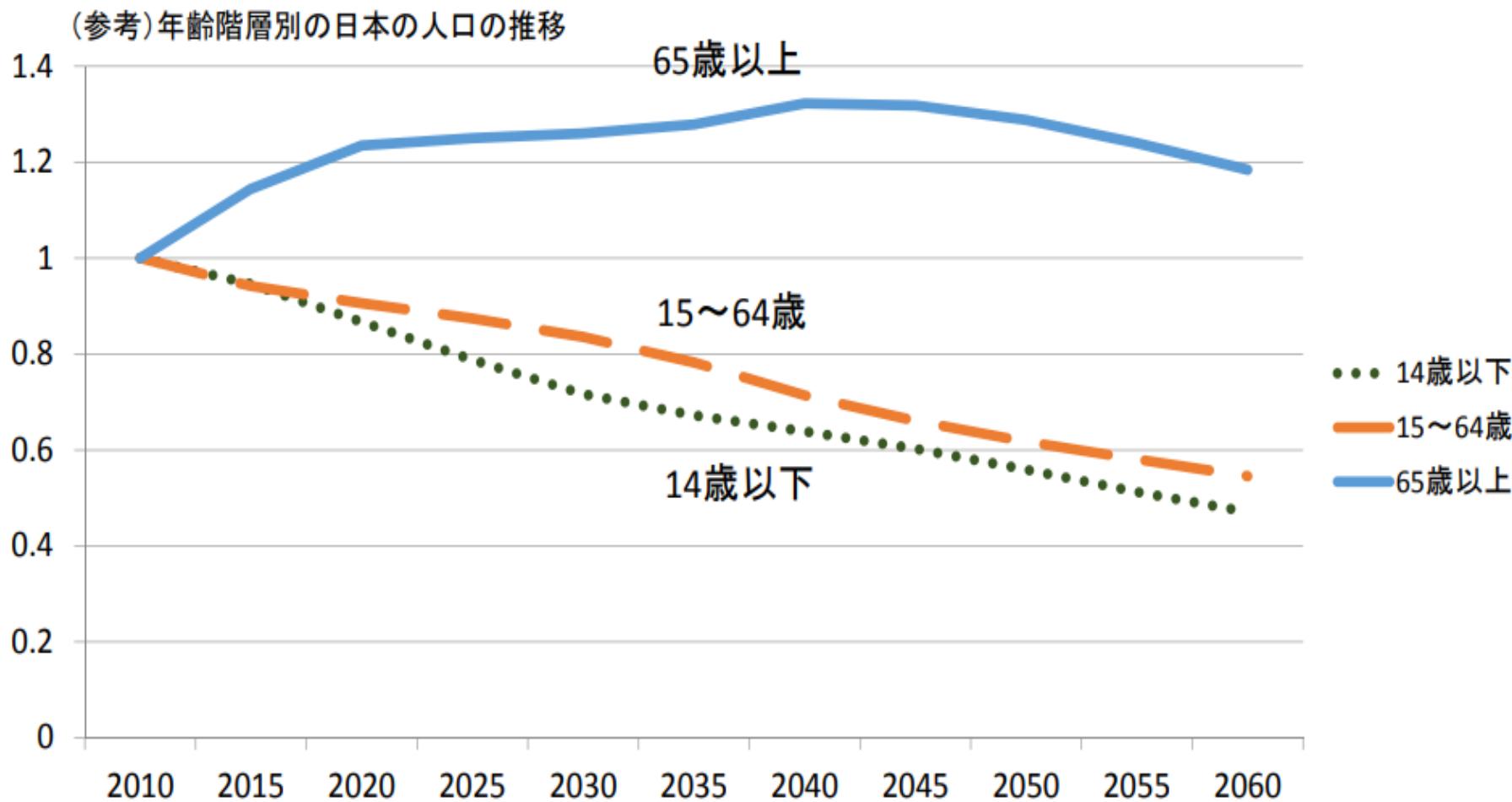
見直しの3つのワケ

- ①若者が減り急性期の需要が減っていく
- ②就労人口がこれからは減っていく
- ③病棟はすでに看護ばかりでなく多職種配置

入院医療ニーズの将来予測① ~年齢構成~

中医協 総 - 6
29.3.15

○年齢階層別の日本の人口の推移をみると、今後、65歳未満の人口は減少していくことが想定される。

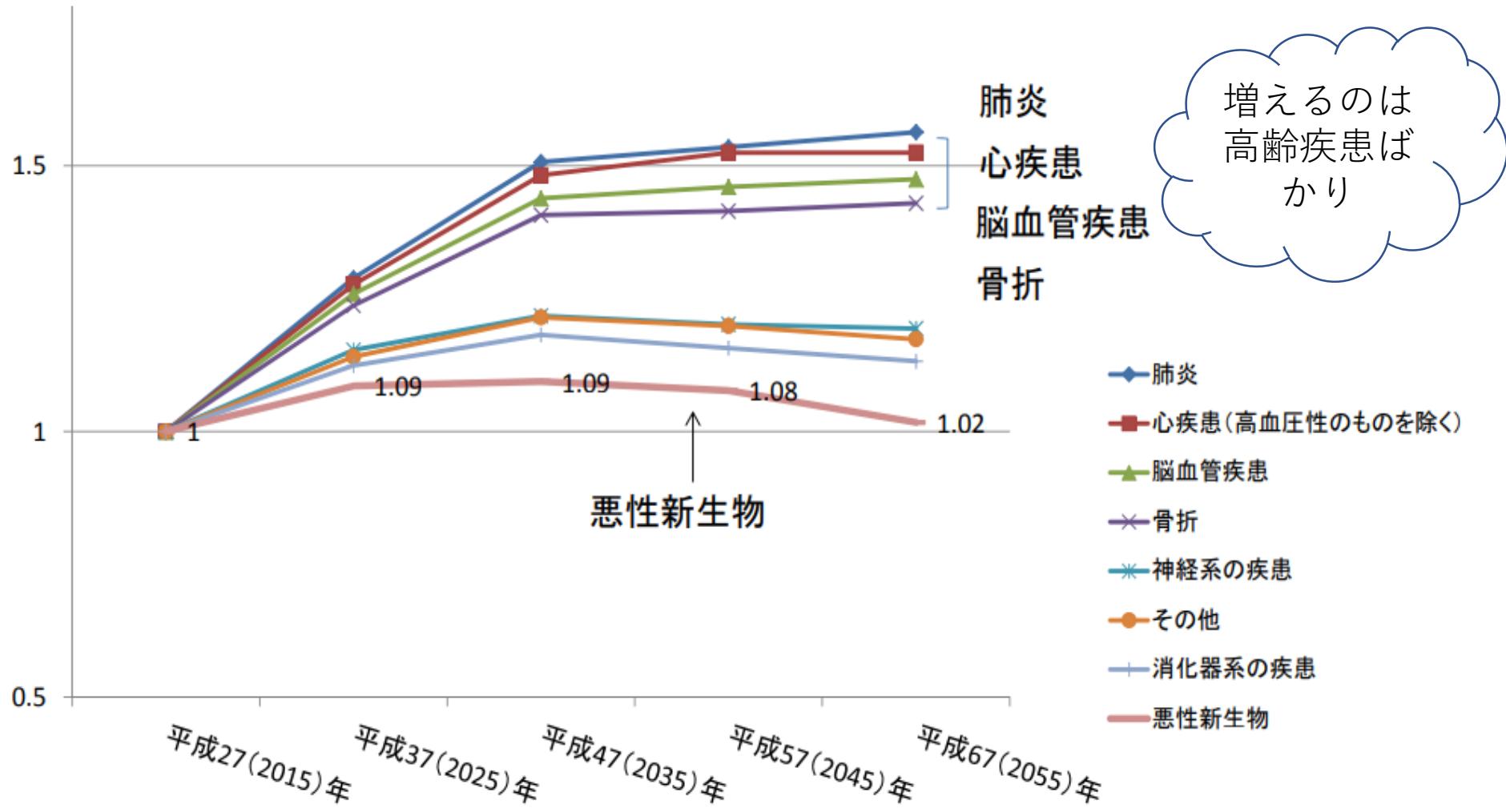


※各年齢層毎の2010年時点の人口を1とした場合の推計値

(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
厚生労働省「人口動態統計」
(平成22年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%)

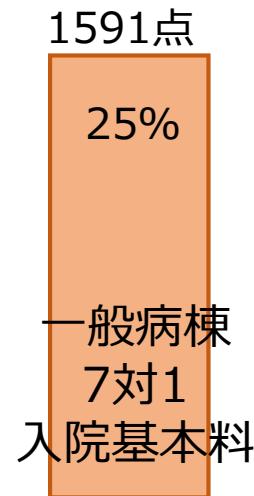
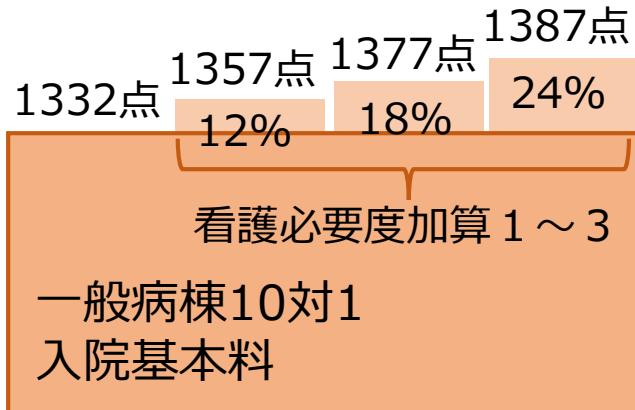
入院医療ニーズの将来予測② ~疾患構成~

(参考) 入院患者の将来推計 2015年を1とした場合の増加率



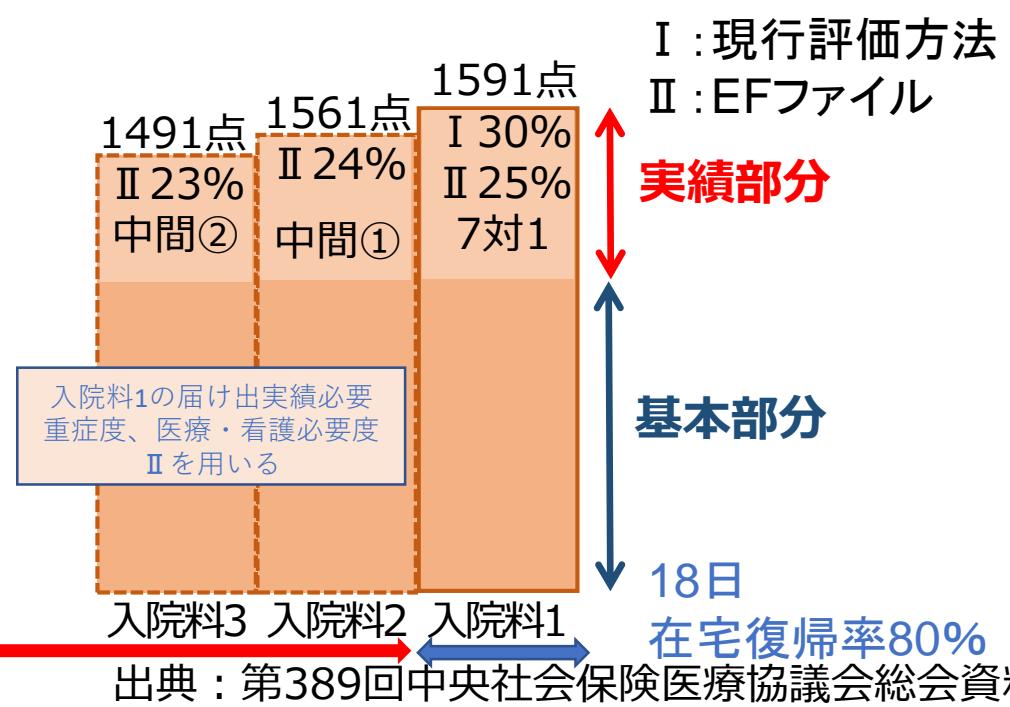
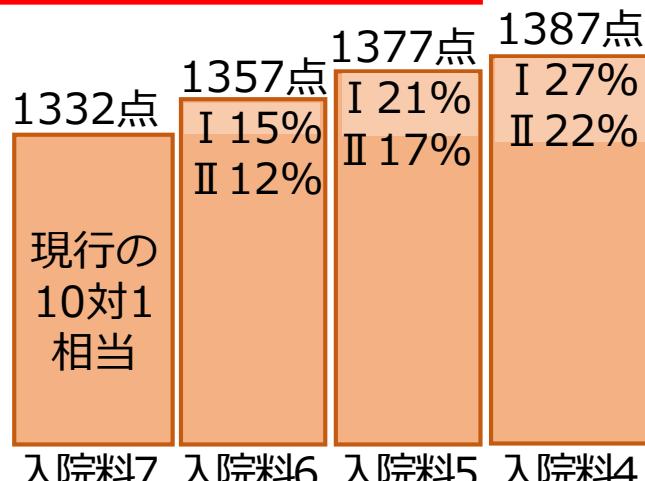
一般病棟入院基本料（7対1、10対1）の再編・統合の具体的なイメージ

【現行】一般病棟入院基本料



【平成30年度改定】

急性期一般入院基本料

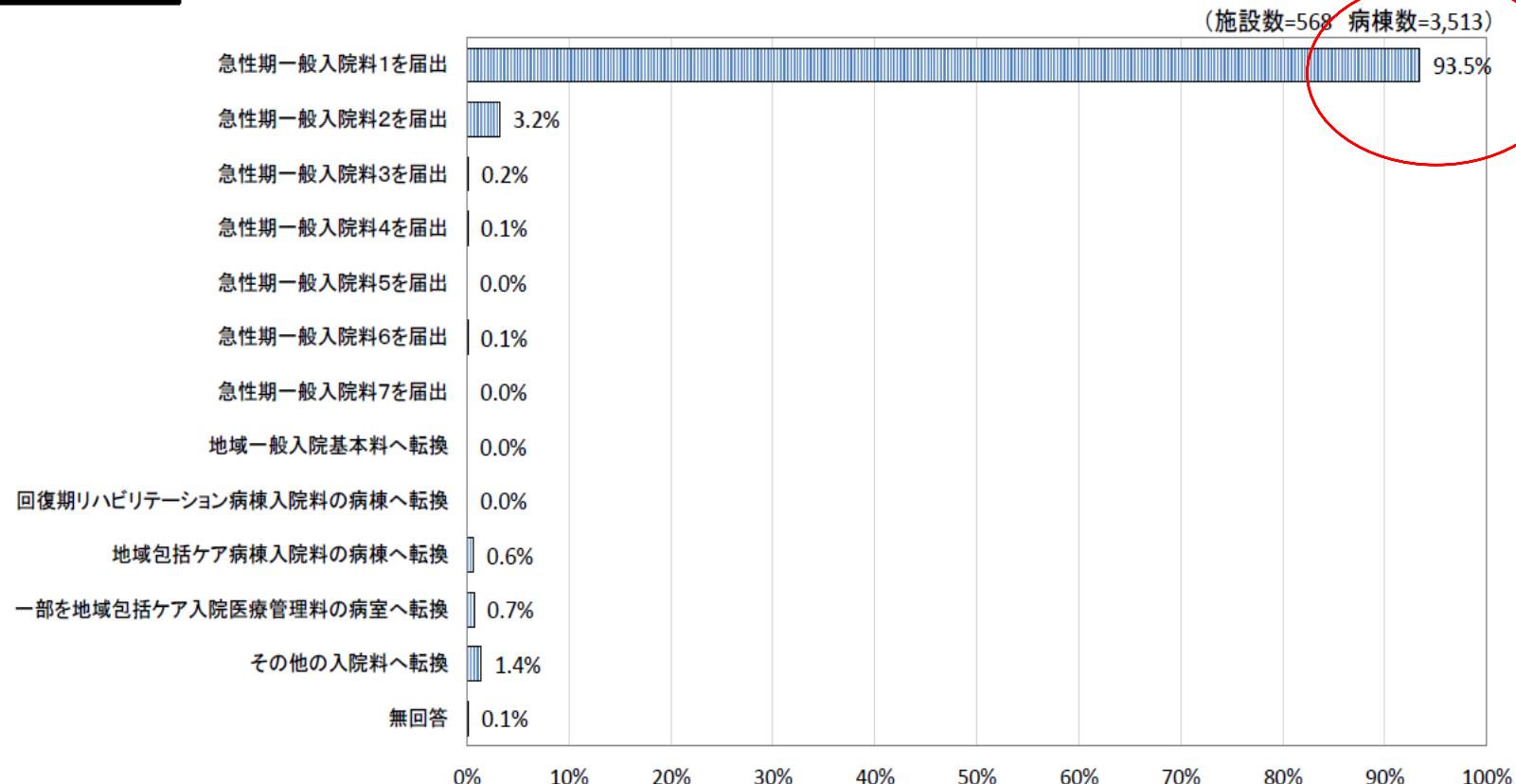


改定前に一般病棟（7対1）を届出ていた病棟の状況

- 改定前に一般病棟(7対1)を届出ていた病棟について、令和元年6月1日時点の状況をみると、急性期一般入院料1を届出ている病棟が最多く、93.5%であった。
- 急性期一般入院料1以外を届出した病棟の中では、急性期一般病棟入院料2を届出している病棟が多くかった。

2019年度調査

改定前に一般病棟(7対1)を届出ていた病棟の令和元年6月1日時点の届出状況



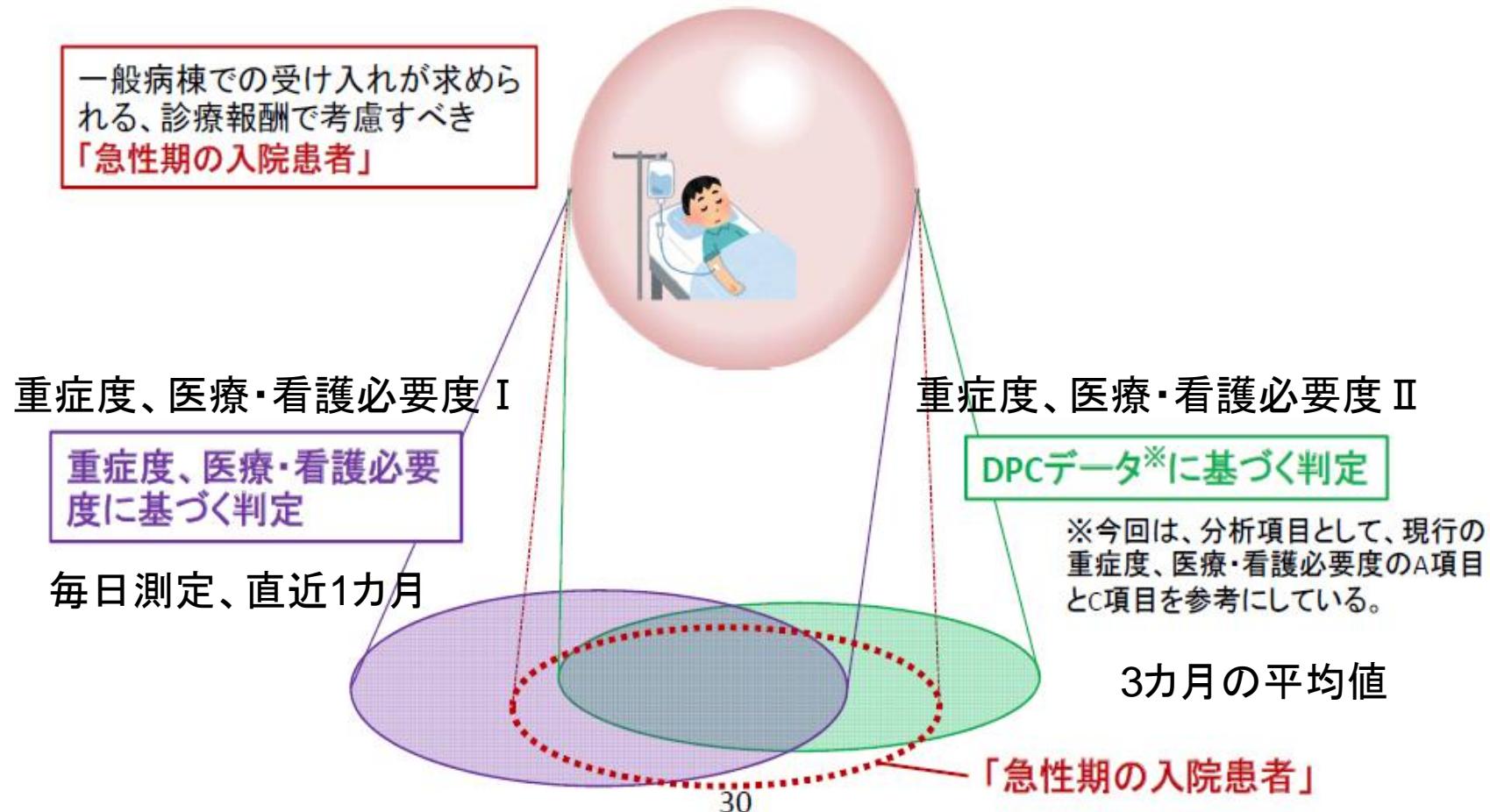
一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移



出典：厚生労働省 平成29年度第8回 入院医療等の調査・評価分科会
平成29年9月15日を改変

急性期の入院医療における医療・看護の必要性の高い重症な患者を把握する手法の分析に係る概念図

- 今回の分析の目的は、医療・看護の必要性が高い重症な患者であって、一般病棟での受け入れが求められる、診療報酬で考慮すべき、「急性期の入院患者」を、把握する評価手法としての合理性等を確認し、手法の特性に応じた整理するもの。

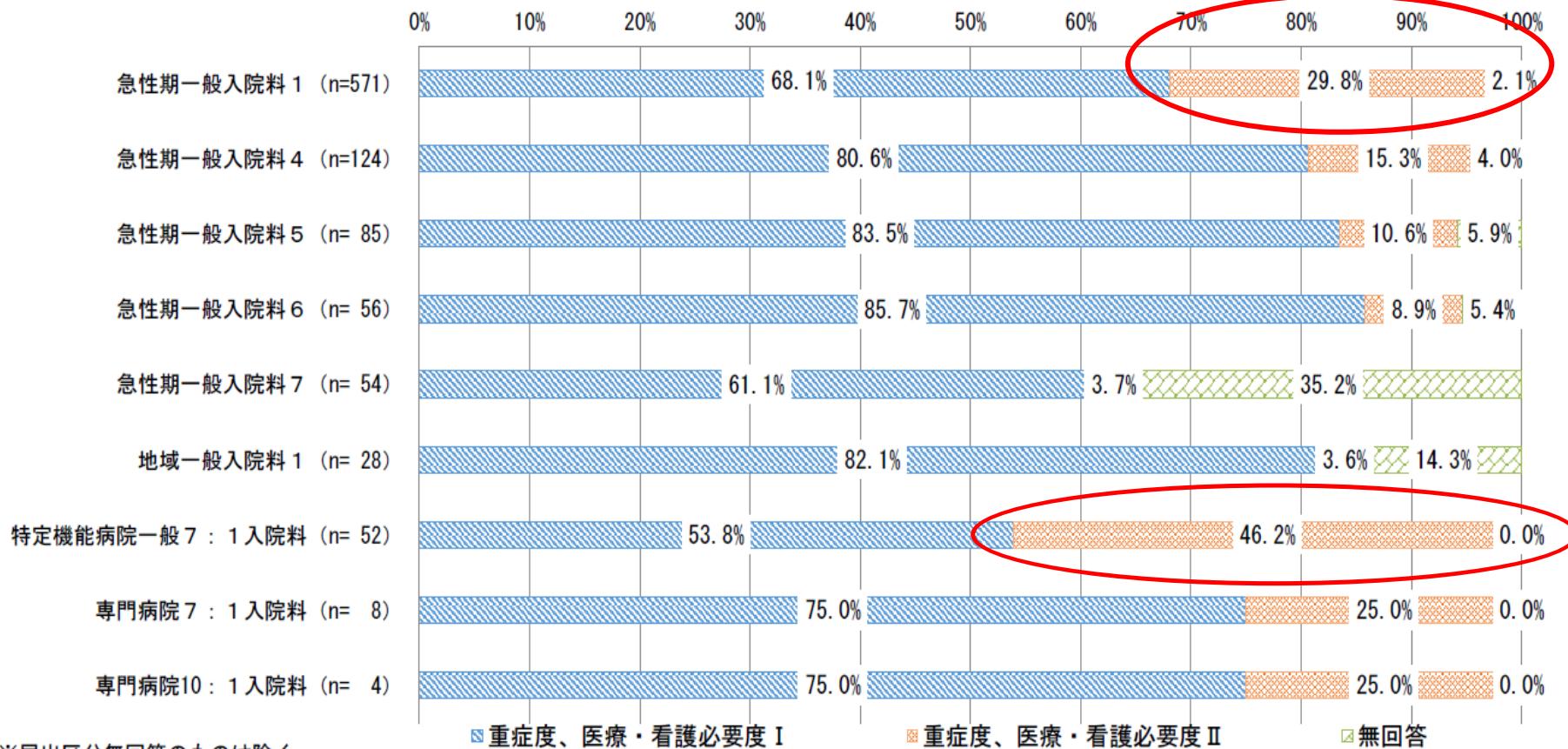


一般病棟入院基本料の重症度、医療・看護必要度の届出状況

- 重症度、医療・看護必要度Ⅱを届出している施設は、急性期一般入院料1では約3割、急性期一般入院料4～6では1割前後であった。

2019年度調査

届出を行っている重症度、医療・看護必要度の種別



重症度、医療・看護必要度 の見直し

認知症・せん妄を評価

重症度、医療・看護必要度の見直し②

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価の基準の見直し

- 手術等の医学的状況(C項目)の開腹手術について、実態を踏まえ、該当日数を短縮する。

現行	改定後
C18 開腹手術(5日間)	C18 開腹手術(4 日間)



- 処置等を受ける認知症やせん妄状態の患者に対する医療について、適切に評価されるよう、重症度、医療・看護必要度の該当患者の基準を見直す。

現行
・A得点2点以上かつB得点3点以上
・A得点3点以上
・C得点1点以上



改定後
・A得点2点以上かつB得点3点以上
・「B14」又は「B15」に該当する患者であって、A得点が1点以上かつB得点が3点以上
・A得点3点以上
・C得点1点以上

基準①

基準②

※ B14…診療・療養上の指示が通じる
B15…危険行動

- 基準等の変更に伴い、該当患者割合及び届出に係る経過措置を設ける。

要件	現行の対象病棟	経過措置		
施設基準	病棟群単位の届出病棟、 許可病床数200床未満の一般病棟7対1入院基本料の病棟で、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合が23%以上25%未満の病棟	平成	認知症、せん妄を評価した。 認知症の患者が多い病棟は 7対1を取りやすくなった。	30年
急性期一般入院料2及び3の届出要件	許可病床数200床未満の一般病棟7対1入院基本料の病棟	30年	3月31日までの間は、 一般病棟7対1入院基本料、病棟群単位の届出病棟 入院料1・2の算定に係る要件を満たしていいとする。	32年

基準②のみに該当している患者（必要度Ⅱ）

- 基準②のみに該当している患者の該当項目をみると、A1点は「心電図モニター」が多く、次いで「呼吸ケア」「創傷処置」が多かった。
- B項目が「1点+2点」の患者の該当項目は「診療・療養上の指示が通じる+危険行動」が多く、「1点×3」の患者は「移乗+衣服+指示」が多かった。

		B3点（1点+2点）									
		指示,危険	衣服2,指示	衣服1,危険	食事2,指示	食事1,危険	口腔,危険	移乗2,指示	移乗1,危険	寝返り2,指示	寝返り1,危険
A1点	血液製剤	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
	シリンジポンプ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	モニター	11.9%	0.4%	2.5%	0.0%	0.0%	5.3%	1.2%	4.1%	1.2%	0.4%
	点滴3本	1.6%	0.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	呼吸ケア	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	創傷処置	0.4%	2.9%	0.4%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.4%	0.0%	2.0%

心電図モニターが突出して多い

		B3点（1点×3）									
		食事,衣服,指示	口腔,衣服,指示	口腔,食事,指示	移乗,衣服,指示	移乗,口腔,指示	移乗,口腔,指示	寝返り,衣服,指示	寝返り,食事,指示	寝返り,口腔,指示	寝返り,移乗,指示
A1点	血液製剤	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	シリンジポンプ	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	モニター	0.0%	2.5%	4.1%	11.1%	0.8%	3.7%	1.2%	0.0%	4.1%	6.1%
	点滴3本	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%
	呼吸ケア	0.0%	1.6%	2.0%	5.3%	0.0%	0.4%	0.4%	0.4%	1.2%	1.6%
	創傷処置	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	1.6%	0.0%

※A1点+B3点の患者における割合(n=244人日)

		B4点以上
A1点	血液製剤	0.6%
	シリンジポンプ	1.2%
	モニター	62.8%
	点滴3本	4.7%
	呼吸ケア	20.5%
	創傷処置	10.3%

※A1点+B4点以上の患者における割合(n=13,628人日)

基準②のみに該当する患者について

- 基準②(B14又はB15に該当し、A得点1点以上かつB得点3点以上)のみに該当する患者の割合と該当項目について入院料別に比較すると、当該患者は急性期病棟より療養病棟で多かった。また、急性期病棟は療養病棟と比較して、「創傷処置」の割合が低く、「心電図モニターの管理」の割合が高かった。

	7対1特定機能病院入院 基本科（一般病棟） (n=20747)	7対1一般病棟入院基本科 (n=61168)	10対1一般病棟入院基本科 (n=13175)	療養病棟入院基本科1 (20対1) (n=20148)	療養病棟入院基本科2 (25対1) (n=5920)
【基準】					
「A得点1点」かつ「B14又はB15に該当」かつ「B得点3点以上」	352 1.7%	2,892 4.7%	690 5.2%	2,950 14.6%	669 11.3%
【A項目】	該当患者のうち	該当患者のうち	該当患者のうち	該当患者のうち	該当患者のうち
創傷処置	76 21.6%	711 24.6%	195 28.3%	1,030 34.9%	385 57.5%
呼吸ケア	107 30.4%	662 22.9%	253 36.7%	1,494 50.6%	222 33.2%
点滴5袋同時3本以上の管理	8 2.3%	26 0.9%	4 0.6%	14 0.5%	0 0.0%
心電図モニターの管理	152 43.2%	1,428 49.4%	227 32.9%	405 13.7%	41 6.1%
シリンジ・ポンプの管理	2 0.6%	42 1.5%	8 1.2%	7 0.2%	21 3.1%
輸血や血液製剤の管理	7 2.0%	23 0.8%	3 0.4%	0 0.0%	0 0.0%
専門的な治療処置	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
抗悪性腫瘍剤の使用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
抗悪性腫瘍剤の内服管理	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
麻薬の使用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
麻薬の内服・貼付・座剤	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
放射線治療	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
免疫抑制剤の管理	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
昇圧剤の使用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
抗不整脈剤の使用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
抗血栓塞栓薬持続点滴の使用	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ドレナージの管理	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
無菌治療室での治療	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
救急搬送後の入院	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
【B項目】	該当患者のうち	該当患者のうち	該当患者のうち	該当患者のうち	該当患者のうち
寝返り（1点）	124 35.2%	717 24.8%	105 15.2%	228 7.7%	56 8.4%
寝返り（2点）	133 37.8%	1,819 62.9%	540 78.3%	2,575 87.3%	578 86.4%
移乗（1点）	155 44.0%	849 29.4%	99 14.3%	181 6.1%	35 5.2%
移乗（2点）	77 21.9%	1,140 39.4%	266 38.6%	2,355 79.8%	494 73.8%
口腔清潔（1点）	301 85.5%	2,730 94.4%	635 92.0%	2,854 96.7%	662 99.0%
食事摂取（1点）	160 45.5%	872 30.2%	160 23.2%	359 12.2%	88 13.2%
食事摂取（2点）	113 32.1%	1,384 47.9%	317 45.9%	2,021 68.5%	449 67.1%
衣服の着脱（1点）	158 44.9%	592 20.5%	59 8.6%	197 6.7%	49 7.3%
衣服の着脱（2点）	161 45.7%	2,141 74.0%	608 88.1%	2,530 85.8%	529 79.1%
診療・療養上の指示が通じる（1点）	320 90.9%	2,543 87.9%	620 89.9%	2,834 96.1%	632 94.5%
危険行動（2点）	177 50.3%	1,538 53.2%	249 36.1%	647 21.9%	124 18.5%

基準②は療養病床
に多い

入院で実施する割合が高い手術（必要度Ⅱの対象外のもの）

- 重症度、医療・看護必要度Ⅱの評価対象外である手術のうち、入院で実施する割合が高い手術について、例えば、入院が100%かつ年間件数や点数が一定以上の手術をみると、以下のとおりであった。

(例) 入院の割合が100%かつ年間1,000件以上の手術 (n=33)

区分	名称	総件数	点数
K060-3	化膿性又は結核性関節炎摘除術（膝）	1871	20020
K079-2	開節鏡下肩帯断形形成手術（十字肩帯）	18241	34980
K080-4	開節鏡下肩腱板断裂手術（複数）	1891	38670
K080-5	開節鏡下肩関節唇形成術（腱板断製を伴う）	1087	45200
K134	椎間板摘出術（後方摘出術）	17999	23520
K154-3	定位脳腫瘍生検術	1052	20040
K164-5	内視鏡下脳内血腫除去術	1770	42950
K171-2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術（下垂体腫瘍）	2737	108470
K174	水頭症手術（シャント手術）	12287	24310
K180	頸蓋骨形成手術（頸蓋骨のみ）	2714	16450
K191	脊髄腫瘍摘出術（髄外）	2598	59500
K328	人工内耳挿込術	1123	
K457	耳下腺腫瘍摘出術（耳下腺葉摘出術）		
K461	甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術（両葉）		
K462	バセドウ甲状腺全摘（並全摘）術（両葉）		
K463	甲状腺悪性腫瘍手術（全摘及び半全摘）		
K463	甲状腺悪性腫瘍手術（切除）		
K476	乳腺悪性腫瘍手術（乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩切開））		
K570-3	経皮的肺動脈形成術		
K574-2	経皮的心房中隔欠損閉鎖術		
K601	人工心肺（2日目以降）		
K603	補助人工心肺（2日目以降30日目まで）	3959	
K603	補助人工心肺（31日目以降）	3476	
K603-2	小児補助人工心肺（31日目以降）	3559	7680
K604-2	挿込型補助人工心肺（非拍動流型）（2日目以降30日目まで）	3239	5000
K604-2	挿込型補助人工心肺（非拍動流型）（31日目以降90日目まで）	6409	2780
K604-2	挿込型補助人工心肺（非拍動流型）（91日目以降）	23209	1500
K609	動脈血栓内膜摘出術（内頸動脈）	4031	43880
K614	血管移植術、バイパス移植術（下肢、足部動脈）	1169	62670
K742-2	腹腔鏡下直腸脱出手術	1196	30200
K894	中位糞子焼出術	1394	4760
K912	子宮外妊娠手術（開腹）	1147	14110
K912	子宮外妊娠手術（腹腔鏡）	4304	22950

(例) 入院の割合が100%かつ50,000点以上の手術 (n=30)

区分	名称	総件数	点数
K011	顔面神経麻痺形成手術（動的）	141	64350
K017	遊離皮弁術（顎微鏡下血管吻付き）（乳房再建術）	740	84050
K134-2	内視鏡下椎間板摘出（切除）術（前方摘出術）	31	75600
K153	鼻性頭蓋内合併症手術	17	52870
K170	經耳的脛神経腫瘍摘出術	20	76890
K171	經鼻的下垂体腫瘍摘出術	444	83700
K171-2	内視鏡下經鼻的腫瘍摘出術（下垂体腫瘍）	2737	108470
K171-2	内視鏡下經鼻的腫瘍摘出術（頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く））	362	123620
K181	脳刺激装置挿込術（片側）	234	65100
K181	脳刺激装置挿込術（両側）	520	71350
	山（髄外）	2598	59500
	山（髄内）	437	118230
	（部、胸部、腹部等の操作による	90	106460
	（部、胸部、腹部等の操作によ	98	69880
	（部、胸部、腹部等の操作によ	217	113880
	（部、胸部、腹部等の操作によ	727	113880
	（全摘）	497	75070
	（骨移動を伴う）	77	72900
	（骨移動を伴う）	47	54210
	乳頭悪性腫瘍手術（拡大乳房切除術（郭清を併施する））	90	52820
K514-3	移植用肺採取術（死体）（両側）	33	63200
K614	血管移植術、バイパス移植術（下腿、足部動脈）	1169	62670
K697-6	移植用肝採取術（死体）	27	86700
K709-4	移植用脾採取術（死体）	22	84080
K751-3	腹腔鏡下臍肛手術（腹会陰式）	31	70140
K773-4	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固）	408	52800
K803-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	989	89380
K803-3	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	57	87380
K850	女子外性器悪性腫瘍手術（皮膚移植（筋皮弁使用））	59	63200

入院実施割合90%、
2万点以上のC項目
も増える

シミュレーション条件について

- 最終的なシミュレーションは以下の条件で行う。

使用データ

- 平成31年4月に提出されたDPCデータ(急性期一般入院料)

シミュレーション条件

- 以下の条件を適用した場合の医療機関ごとの該当患者割合を集計する

【必要度Ⅰ・Ⅱ共通】

- 判定基準より、基準②（B14又はB15に該当、かつ、A得点1点以上かつB得点3点以上）を除外
- A項目より、「免疫抑制剤の管理」を除外（注射剤を除く）
- C項目に、入院実施割合が90%以上の手術（2万点以上のものに限る）及び検査を追加
- C項目の評価対象日数を右表の期間に変更

【必要度Ⅱのみ】

- A項目に、入院日に「救急医療管理加算1・2」又は「夜間休日救急搬送医学管理料」を算定した患者を、A得点2点（5日間）として追加（※）

【必要度Ⅰのみ】

- A項目の「救急搬送後の入院」について、現行の2日間の評価から、5日間の評価に変更

	現行	見直し後
開頭手術	7日間	13日間
開胸手術	7日間	12日間
開腹手術	4日間	7日間
骨の手術	5日間	11日間
胸腔鏡・腹腔鏡手術	3日間	5日間
全身麻酔・脊椎麻酔の手術	2日間	5日間
救命等に係る内科的治療	2日間	5日間
新たに追加する検査	なし	2日間
新たに追加する手術	なし	6日間

※ 救急患者の評価については、H30年度社会医療診療行為別統計より当該加算の平均算定回数が約5回（加算1=4.95回、加算2=5.23回）であることを踏まえ、5日間に設定

留意点等

- 必要度ⅠはHファイル、必要度ⅡはEFファイルを用いて該当患者割合を集計（※）
 - レセプト電算処理システム用コードに規定される薬剤については、類似薬等の追加を行った新たなリストを使用
- ※ 新たに追加する手術等、集計にレセプト電算処理システム用コードを用いた診療実績データが必要なものに限り、必要度Ⅱの結果を用いて必要度Ⅰを推計

シミュレーション結果⑤ 急性期一般入院料1・4 (必要度Ⅰ・Ⅱ×病床規模別のシミュレーション)

- 急性期一般入院料1・4を算定する病棟のうち、重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱの届出施設それぞれについて、全ての条件を適用した場合の該当患者割合の変化は以下のとおり。

必要度Ⅰ	施設数	50%tile値 (現在 / 見直し後)	25%tile値 (現在 / 見直し後)	10%tile値 (現在 / 見直し後)	施設基準 (現在)
急性期一般1	891	35.8% / 32.7%	33.5% / 30.3%	32.2% / 28.5%	30%
(うち許可病床数 200床未満)	264	37.3% / 33.5%	34.4% / 30.2%	32.6% / 27.8%	
(うち許可病床数 200床以上)	627	35.2% / 32.3%	33.3% / 30.4%	32.1% / 28.6%	
急性期一般4	369	34.5% / 26.4%	31.2% / 22.9%	28.6% / 19.6%	27%

必要度Ⅱ	施設数	50%tile値 (現在 / 見直し後)	25%tile値 (現在 / 見直し後)	10%tile値 (現在 / 見直し後)	施設基準 (現在)
急性期一般1	200	32.2% / 32.5%	29.9% / 29.7%	27.7% / 27.9%	25%
(うち許可病床数 200床未満)	29	31.9% / 31.9%	28.3% / 28.9%	26.8% / 22.8%	
(うち許可病床数 200床以上)	171	32.2% / 32.7%	30.1% / 29.8%	28.2% / 28.3%	
急性期一般4	36	29.2% / 26.8%	25.3% / 23.1%	23.3% / 18.5%	22%

重症度、医療・看護必要度 公益裁定となる

(2020年1月29日)

必要度の該当患者割合
で支払い側と医療側の
隔たりが大きく歩み寄
り出来ず・・・

支払い側
急性期 1
35%

診療側
急性期 1
27～28%



中医協公益裁定となつた 重症度、医療・看護必要度（1月29日）

- 急性期1：看護必要度I・31%、看護必要度II・29%
- 急性期2：看護必要度I・28%、看護必要度II・26%
- 急性期3：看護必要度I・25%、看護必要度II・23%
- 急性期4：看護必要度I・22%、看護必要度II・20%
- また、許可病床数400床以上の大病院でEF統合ファイルを用いた「看護必要度II」での評価を義務付けるとともに、看護必要度評価に係る所定研修要件を廃止し、医療現場の負担軽減を図る。

急性期2、3も
必要度Iをとれ
るようにした。

(新) せん妄ハイリスク患者ケア加算100点 (入院中 1回)

- ・〔施設基準〕
 - ・(1) A100一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料に限る。）、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）、A300救命救急入院料、A301特定集中治療室管理料、A301-2ハイケアユニット入院医療管理料又はA301-3脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する病棟であること。
 - ・(2) せん妄のリスク因子の確認のためのチェックリスト及びハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成していること。

ポイント②

どうなる地域包括ケア病棟？

病床機能区分の急性期と回復期の主流となる病棟

地域包括ケア病棟

- 地域包括ケア病棟の役割・機能
 - ①急性期病床からの患者受け入れ
 - 重症度・看護必要度
 - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
 - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
 - ③在宅への復帰支援
 - 在宅復帰率
- データ提出
 - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている医療内容に関するDPCデータの提出

注:介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。

急性期

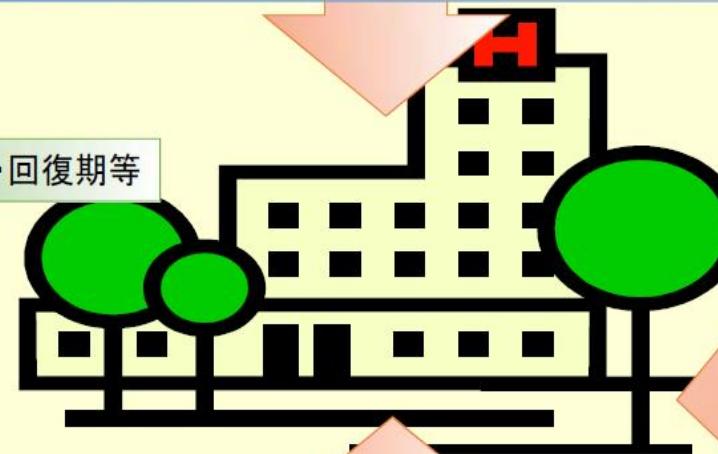
急性期・高度急性期



①急性期からの受け入れ

入院患者の重症度、看護必要度の設定 など

亜急性期・回復期等



実際には

④「一般病棟代替機能」
もある。

短期滞在手術

化学療法

糖尿病教育入院

レスパイト入院

長期療養
介護等



③緊急時の受け入れ

・二次救急病院の指定
・在宅療養支援病院の届出 など

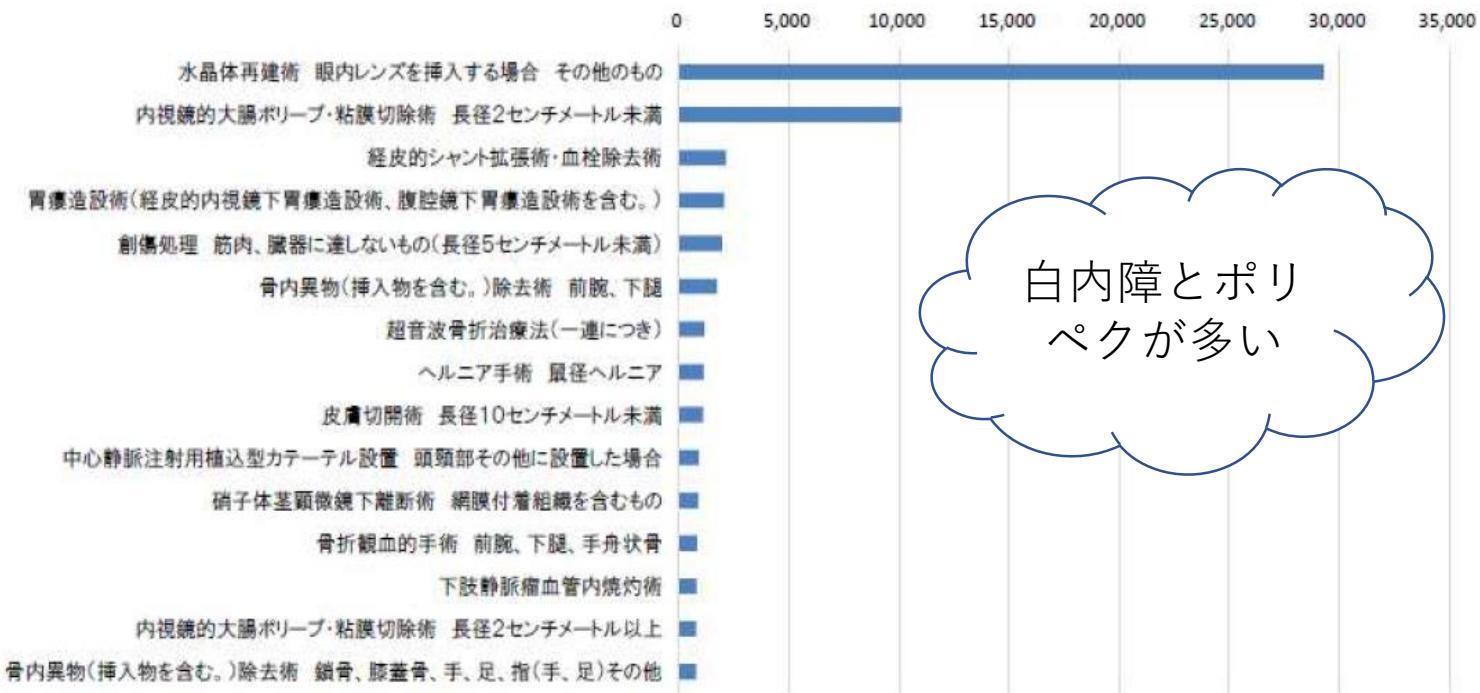


自宅・在宅医療

地域包括ケア病棟において実施される手術（短期滞在を除く）

- 地域包括ケア病棟入院料を算定する期間中に実施される手術(短期滞在手術等基本料を算定する場合を除く)をみると、「水晶体再建術(眼内レンズを挿入する場合)」が最も多く、次いで、「内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術(2cm未満)」が多かった。

地域包括ケア病棟入院料を算定する期間中に実施される手術（上位15件）



白内障とポリ
ペクが多い

出典:平成30年度DPCデータ ※DPC対象病院においては短期滞在手術等基本料2・3が算定できないことに留意

地域包括ケア病棟ウェブセミナー (2019年1月21日)

Live Symposium
病院経営

療養病床から 60床の地ケア病棟への転換で、入院単価 680点アップ

一般病床 49床を地ケア病棟に転換、近隣の病院との連携協定でポストアキュートの受け入れ

BRIDGE Bright Days Together

演者 医療法人十善会 野瀬病院 病院長
野瀬範久 先生

演者 独立行政法人 地域医療機能推進機構(JCHO) 東京高輪病院 院長
木村健二郎 先生

座長 国際医療福祉大学大学院 教授
武藤正樹 先生

野瀬病院（神戸）
(90床)
野瀬範久院長

JCHO東京高輪病院
(239床)
木村健二郎院長

国際医療福祉大学
武藤正樹

- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の入棟元をみると、自院の7対1、10対1病床からの患者が最も多い。
- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の退棟先をみると、自宅への退棟が約6割で、そのうち在宅医療の提供のない患者が大部分を占める。

【入棟元】 (n=1,395)

自宅	26.7%
自院	49.4%
自院の7対1、10対1病床	49.4%
自院の地域包括ケア・回リハ病床	0.4%
自院の療養病床	0.0%
他院	13.5%
他院の7対1、10対1病床	13.5%
他院の地域包括ケア・回リハ病床	0.1%
他院の療養病床	0.4%
介護療養型医療施設	0.1%
介護老人保健施設	1.2%
介護老人福祉施設（特養）	1.2%
居住系介護施設	2.9%
障害者支援施設	0.0%
その他	1.9%
不明	2.2%

地域包括ケア病棟 ・ 病室

【退棟先】 (n=438)

自宅等	自宅	在宅医療の提供あり	7.3%	
		在宅医療の提供なし	55.0%	
介護老人福祉施設（特養）			4.1%	
居住系介護施設（グループホーム等）			4.8%	
障害者支援施設			0.0%	
一般病床			1.4%	
地域包括ケア病床・回復期リハ病床			0.9%	
自院	療養病床	在宅復帰機能強化加算あり	0.9%	
		在宅復帰機能強化加算なし	1.4%	
その他の病床			0.2%	
一般病床			2.7%	
地域包括ケア病床・回復期リハ病床			0.2%	
他院	療養病床	在宅復帰機能強化加算あり	0.0%	
		在宅復帰機能強化加算なし	0.5%	
その他の病床			0.5%	
有床診療所		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%	
		在宅復帰機能強化加算なし	0.2%	
介護施設	介護療養型医療施設		0.5%	
	介護老人保健施設	在宅強化型	1.4%	
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算あり	0.5%	
		上記以外	3.2%	
死亡退院			3.2%	
その他			0.0%	
不明			11.2%	

入棟元・退棟先の割合（許可病床数別）

診調組 入－1

元 . 1 0 . 3

- 許可病床数別に入棟元の割合をみると、許可病床数が大きいほど「自院の一般病床(地域一般、地ケア、回リハ以外)」の割合が多く、「他院の一般病床」の割合が少なかった。
- 退棟先については、いずれの病床規模でも「自宅」が多く、約6～7割を占めた。

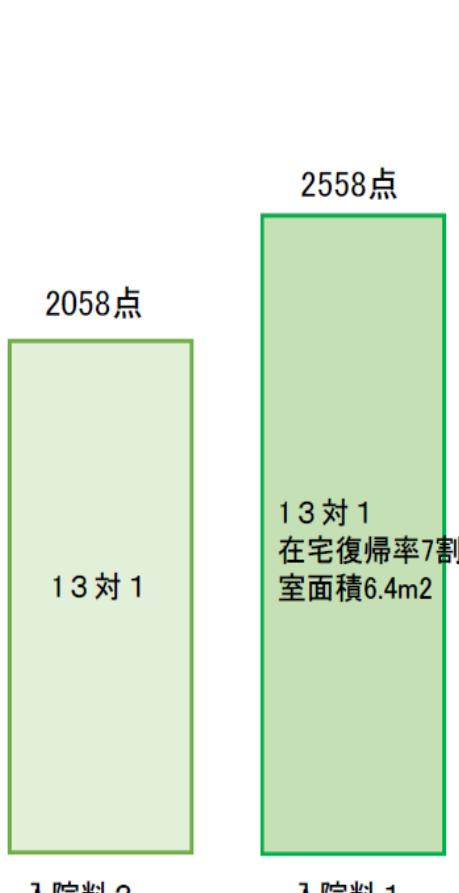
入棟元 (n=1,709)		許可病床		
		200床未満	200-400床未満	400床以上
自宅等	自宅(在宅医療の提供あり)	7.8%	4.0%	11.0%
	自宅(在宅医療の提供なし)	26.9%	19.2%	16.9%
	介護老人保健施設	1.9%	1.3%	0.7%
	介護医療院	0.4%	0.0%	0.0%
	介護療養型医療施設	0.3%	0.0%	0.0%
	特別養護老人ホーム	4.3%	4.3%	0.0%
	軽費老人ホーム、有料老人ホーム	2.8%	1.5%	0.0%
	その他の居住系介護施設	2.1%	1.2%	0.0%
	障害者支援施設	0.6%	0.1%	0.0%
他院	他院の一般病床	16.9%	5.6%	4.4%
	他院の一般病床以外	1.7%	2.2%	0.0%
自院	自院の一般病床(地域一般、地ケア、回リハ以外)	30.7%	57.0%	64.7%
	自院の地域一般入院基本料を届出している病床	1.9%	0.1%	2.2%
	自院の地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料を届出している病床	1.0%	0.0%	0.0%
	自院の療養病床(上記以外)	0.2%	0.0%	0.0%
	自院の精神病床	0.0%	0.0%	0.0%
	自院のその他の病床	0.0%	0.0%	0.0%
	有床診療所	0.0%	0.0%	0.0%
その他				
不明				

退棟先 (n=499)		許可病床		
		200床未満	200-400床未満	400床以上
自宅等	自宅(在宅医療の提供あり)	11.9%	7.2%	20.5%
	自宅(在宅医療の提供なし)	47.1%	51.6%	53.8%
	介護老人保健施設	6.2%	2.4%	7.7%
	介護医療院	0.5%	0.0%	0.0%
	介護療養型医療施設	0.5%	0.4%	0.0%
	特別養護老人ホーム	4.8%	3.2%	0.0%
	軽費老人ホーム、有料老人ホーム	4.8%	5.2%	0.0%
	その他の居住系介護施設	3.3%	2.0%	2.6%
	障害者支援施設	0.5%	0.4%	0.0%
他院	他院の一般病床(地域一般、地ケア、回リハ以外)	3.3%	2.0%	0.0%
	他院の地域一般入院基本料を届出している病床	0.0%	0.0%	0.0%
	他院の地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料を届出している病床	1.0%	4.0%	5.1%
	他院の療養病床(上記以外)	1.9%	4.8%	2.6%
	他院の精神病床	0.0%	0.0%	0.0%
	他院のその他の病床	0.0%	0.0%	2.6%
自院	自院の一般病床(地域一般、地ケア、回リハ以外)	1.9%	1.2%	0.0%
	自院の地域一般入院基本料を届出している病床	0.5%	0.0%	0.0%
	自院の地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料を届出している病床	0.5%	2.4%	0.0%
	自院の療養病床(上記以外)	1.4%	1.2%	0.0%
	自院の精神病床	0.0%	0.0%	0.0%
	自院のその他の病床	0.0%	0.0%	0.0%
	有床診療所(介護サービス提供医療機関)	0.0%	0.0%	0.0%
	有床診療所(上記以外)	1.4%	0.4%	0.0%
	死亡退院	5.2%	2.4%	5.1%
	その他	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	3.3%	9.2%	0.0%

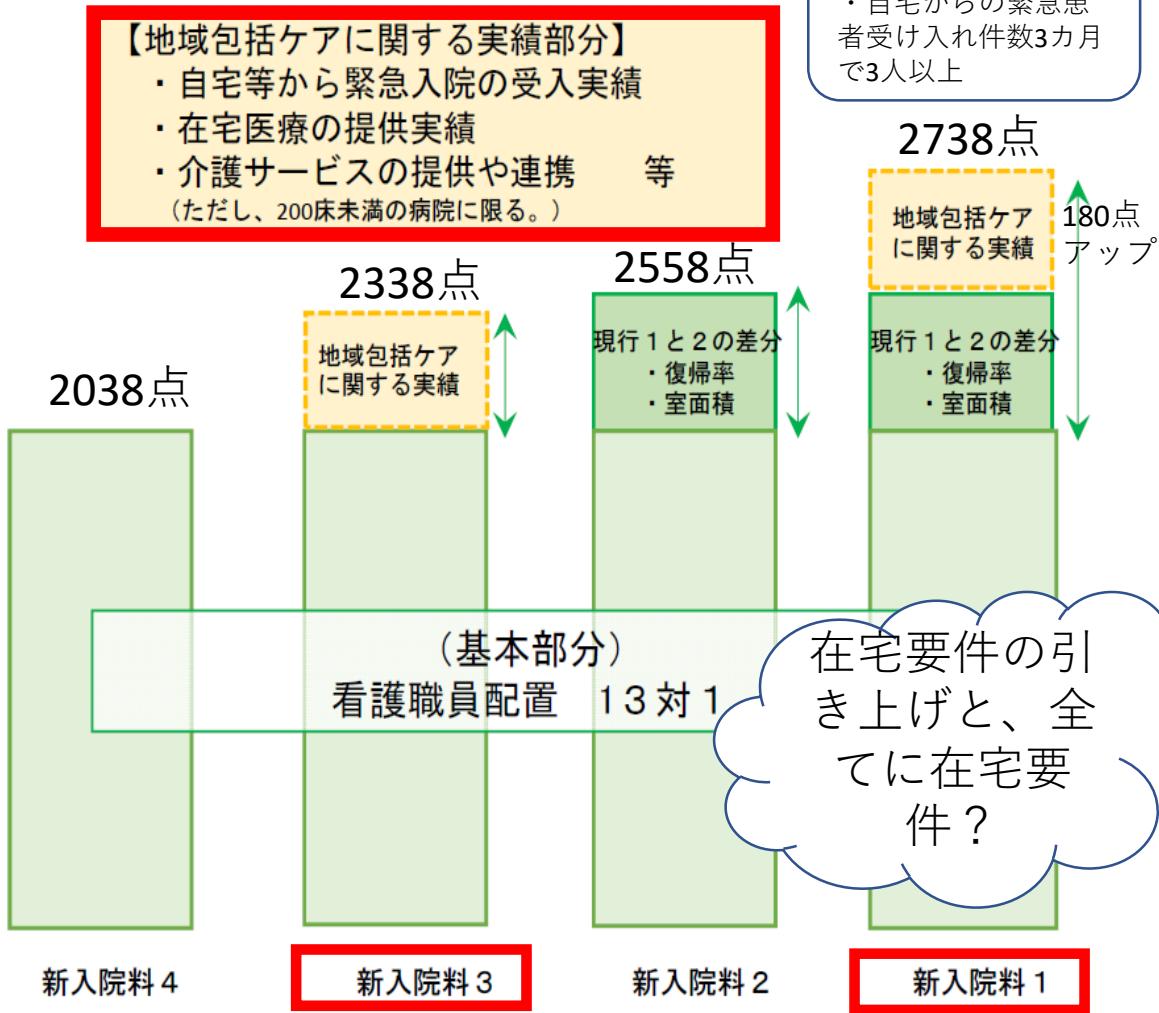
自院からの
ポストア
キュートは
制限？

地域包括ケア病棟入院料の再編・統合のイメージ

【現行】



【平成30年度改定の見直し（案）】



地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料

(新) 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料

- ・自宅からの入院患者割合10%以上
- ・自宅からの緊急患者受け入れ件数3カ月で3人以上

地域包括ケアに係る実績について

- 地域包括ケアに係る実績について、入院料及び管理料1・3を算定する医療機関の実績等を踏まえ、以下のように見直すこととしてはどうか。

■地域包括ケアに係る実績（入院料及び管理料1・3の要件）

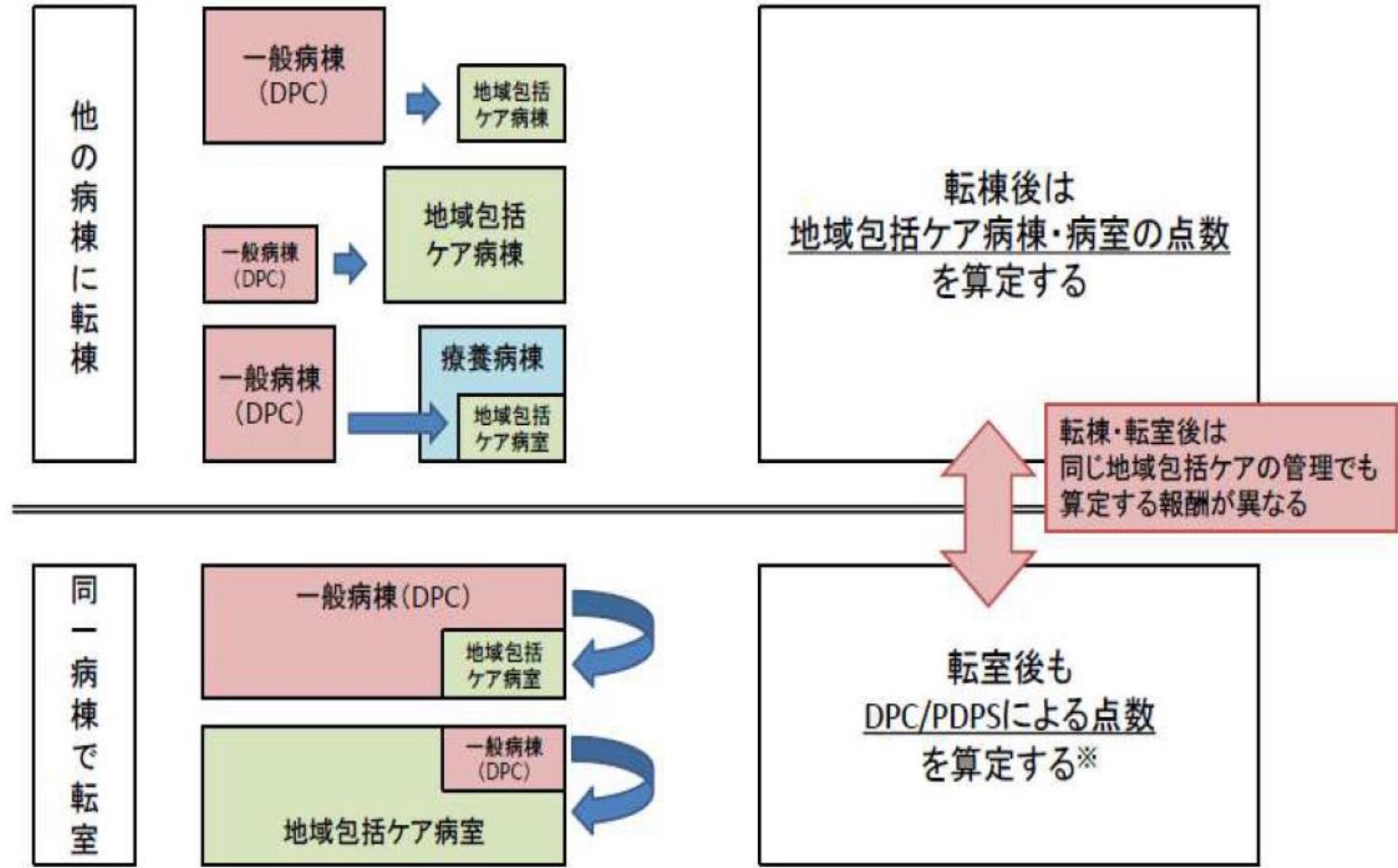
	現行の基準	見直しの方向性(案)
自宅等から入棟した患者割合	1割以上(10床未満は3月3人以上)	実績を踏まえて引き上げ
自宅等からの緊急患者の受入	3月3人以上	
在宅医療等の提供	<p>【条件】</p> <p>①在宅患者訪問診療料の算定回数 ②病院／訪問看護ステーションの訪問看護等の回数 ③開放型病院共同指導料の算定回数 ④同一敷地内の施設等で介護サービスを提供していること</p>	<p>①～④のうちいずれか2つ以上を満たす</p> <p>3月20回以上</p> <p>3月100回以上／3月500回以上</p> <p>3月10回以上</p> <p>提供していること</p> <p>各項目の見直しを踏まえて設定</p> <p>実績を踏まえて引き上げ</p> <p>実績を踏まえて引き下げ等の見直し</p> <p>算定が難しい場合があることを踏まえ、当該要件については廃止してはどうか</p> <p>保険医療機関であれば「みなし」の指定を受けられることから実績を求めてはどうか</p>
看取りに対する指針	定めていること	地域包括ケア病棟・病室を届け出る際の全体の要件としてはどうか

地域包括ケア病棟入院料の見直し

- 地域包括ケア病棟入院料 1
 - 許可病床数**400**床以上病院では、自院の一般病棟から転倒したものの割合が**60%**未満（該当しない場合は入院料を減額）
 - 自宅等から入院したものの割合が**15%**以上
 - 自宅からの緊急入院が前**3**か月において**6**人以上
 - 在宅関連実績の**6**項目のうち**2**項目以上満たしていること
 - 入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置など

一般病棟からの転棟・転室時の入院料の算定方法（イメージ）

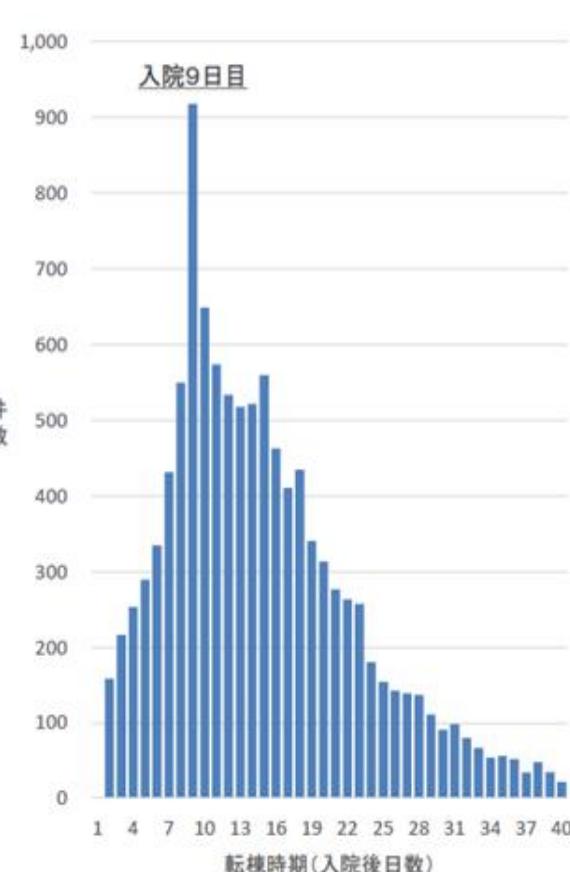
一般病棟(DPC)からの転棟・転室時の入院料



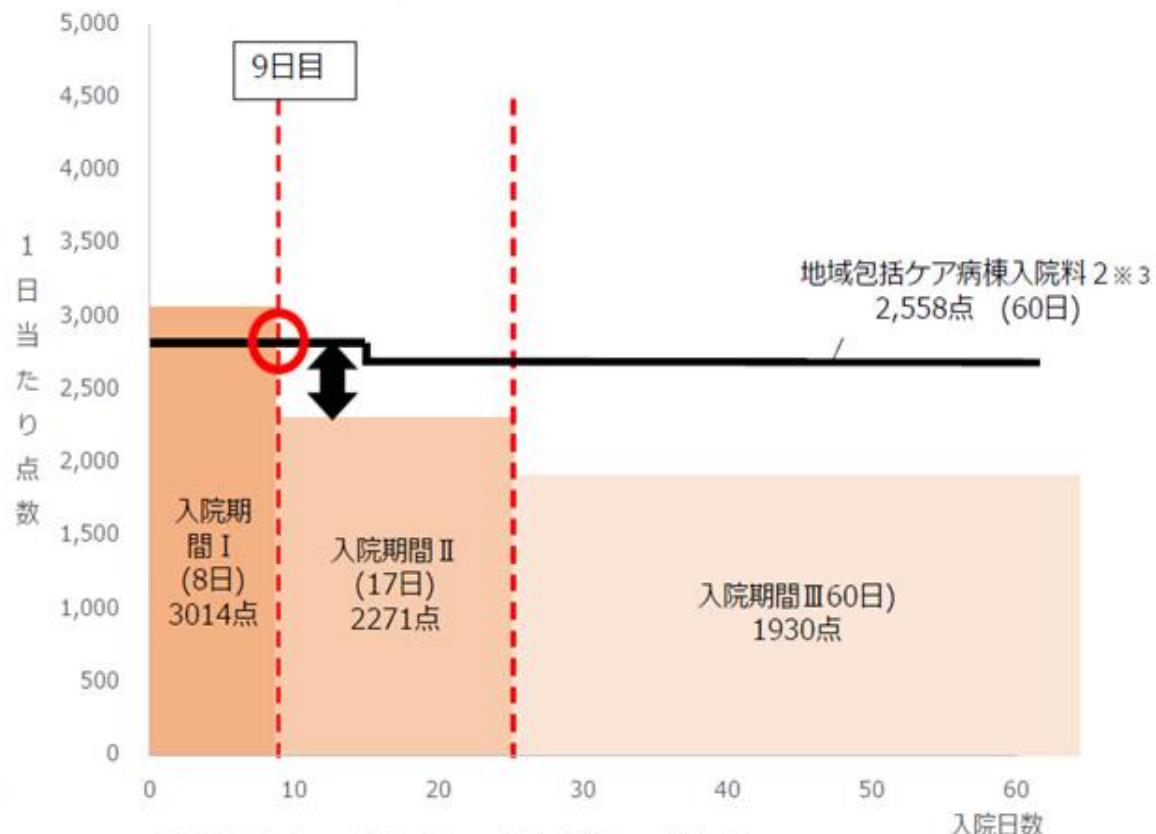
※診断群分類に定められた期間はDPC/PDPSで算定し、以降は医科点数表に従って算定

胸椎、腰椎以下骨折損傷（胸・腰髓損傷を含）手術なし(160690xx)

地域包括ケア病棟への転棟時期※1



DPC/PDPSによる報酬※2と転棟先での報酬



出典：厚生労働省、2019年度第5回入院医療等の調査・評価分科会議
 DPC/PDPS等作業グループの分析についての報告、令和元年7月25日

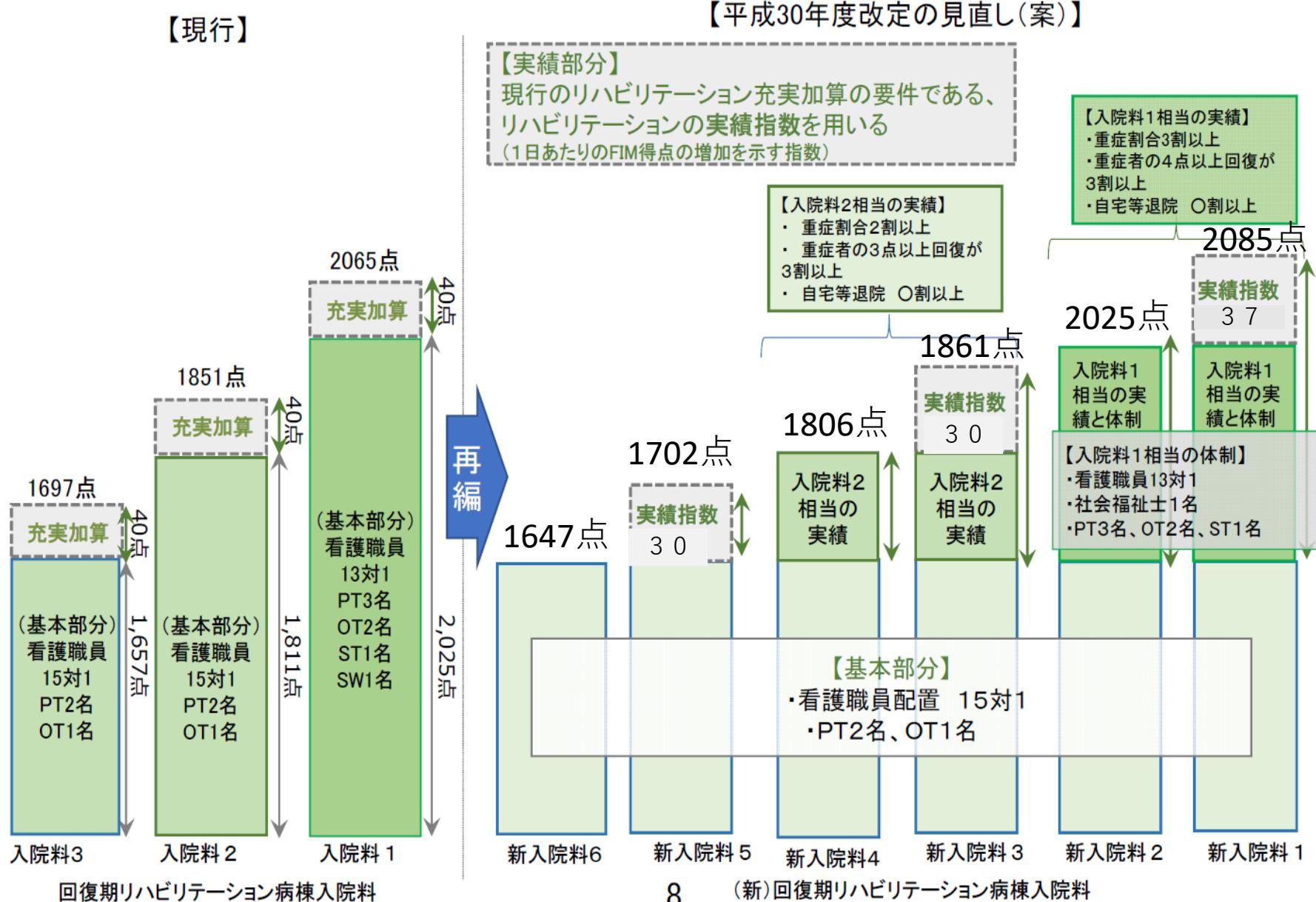
ポイント③

どうなる回復期リハ病棟



2017年10月25日 中医協

回復期リハビリテーション病棟入院料の再編・統合のイメージ



FIMを上げるには？ 排泄リハ・嚥下リハに着目！

Functional Independence Measure (FIM) によるADL評価

- ✓ 「運動ADL」13項目と「認知ADL」5項目で構成
 - ✓ 各7～1点の7段階評価（合計：126点～18点）

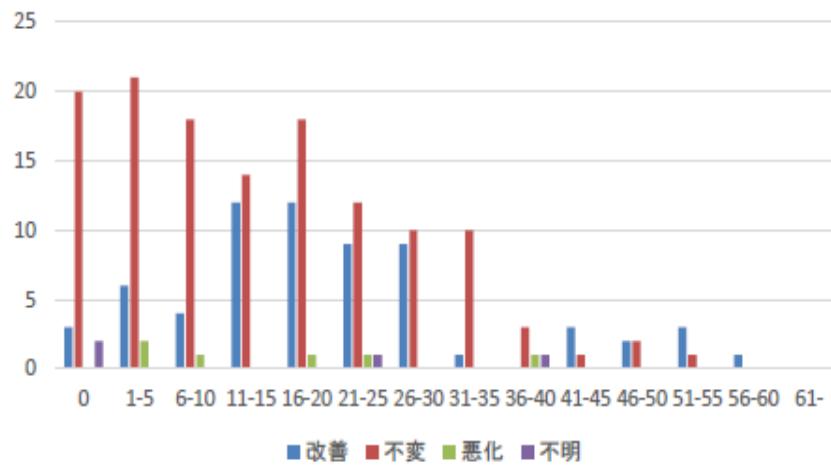
自立	7点	完全自立
	6点	修正自立
部分介助	5点	監視
	4点	最小介助
介助あり	3点	中等度介助
	2点	最大介助
完全介助	1点	全介助

運動項目						認知項目											
セルフケア			排泄			移乗			移動			コミュニケーション			社会認識		
食事	整容	清拭	更衣（上半身）	更衣（下半身）	トイレ動作	ベッド・椅子・車椅子	トイレ	浴槽・シャワー	歩行・車椅子	階段	理解（聴覚・視覚）	表出（音声・非音声）	社会的交流	問題解決	記憶		
計42～6点			計14～2点			計21～3点			計14～2点			計14～2点			計21～3点		
運動項目 計91～13点						認知項目 計35～5点						合計 126～18点					

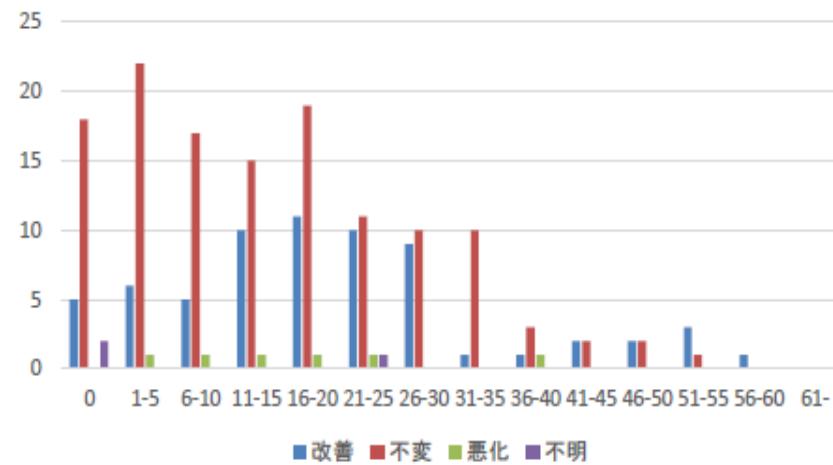
ADLスコア項目別のFIM得点の変化⑤

- 回復期リハビリテーション病棟を退棟した患者における、ADLスコアの「排便」の項目及び「排尿」の項目の入院時から退棟時までの変化と、FIM得点の変化の関係については、以下のとおり。

⑨排便



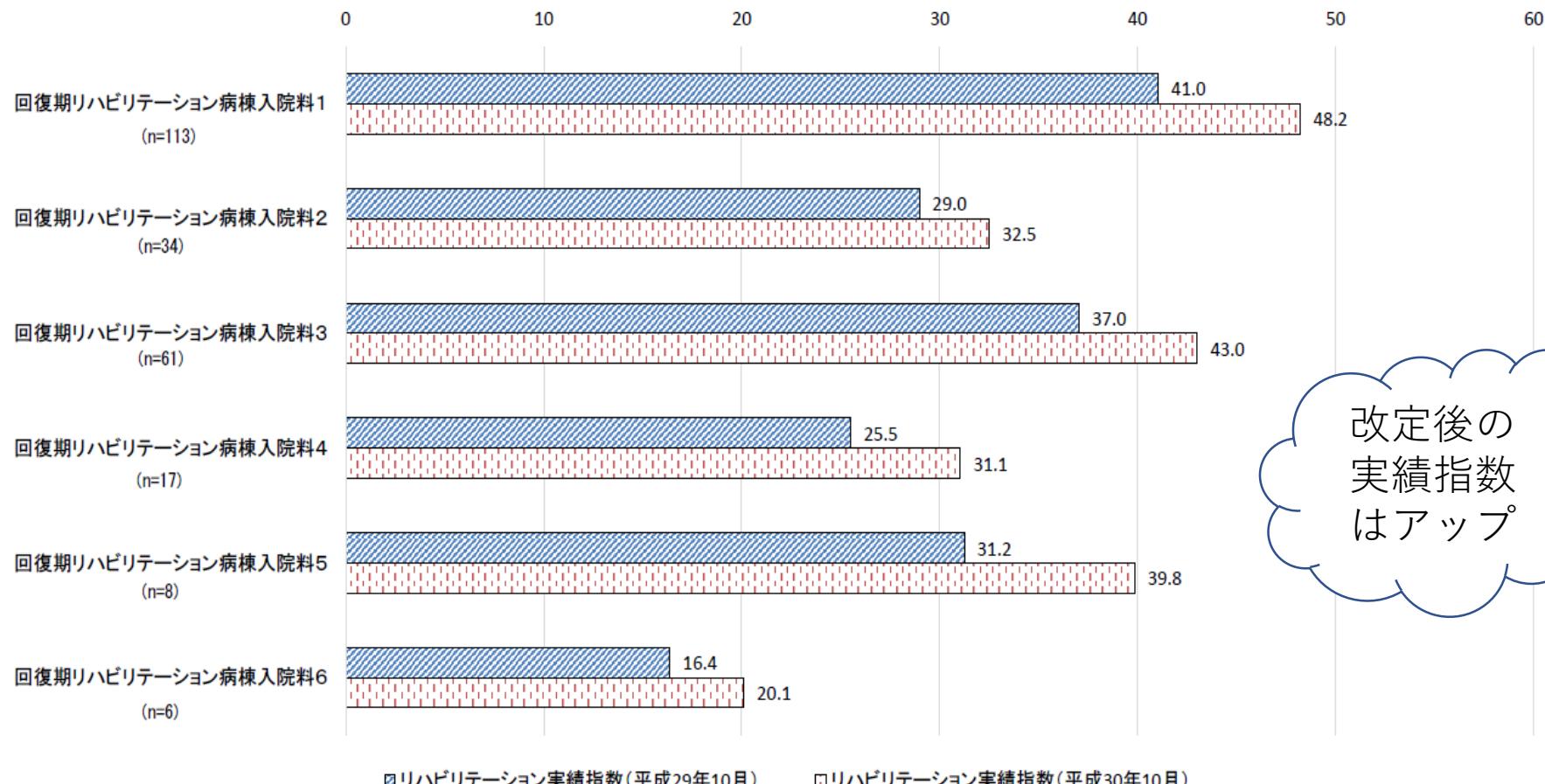
⑩排尿



リハビリテーション実績指数について

- 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している医療機関において、平成29年10月と平成30年10月のリハビリテーション実績指数を比較すると、全体的に上昇傾向にあった。
- リハビリテーション実績指数は、回復期リハビリテーション病棟入院料1, 3又は5を算定する病棟を有する医療機関において高い傾向にあった。

リハビリテーション実績指数



■リハビリテーション実績指数(平成29年10月) □リハビリテーション実績指数(平成30年10月)

回復期リハビリテーション病棟入院料 実績指數見直し

- ・〔施設基準〕
 - ・(2) 回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準 リハビリテーションの効果に係る実績の指數が40以上であること。
 - ・(4) 回復期リハビリテーション病棟入院料3の施設基準 リハビリテーションの効果に係る実績の指數が35以上であること。

- 専任管理栄養士の病棟配置が努力義務である入院料1を算定している施設では、管理栄養士が配置されている施設の割合は、82.0%である。
- 管理栄養士の病棟配置の要件がない入院料2～4を算定している施設では、管理栄養士が配置されている施設の割合は、約50%である。

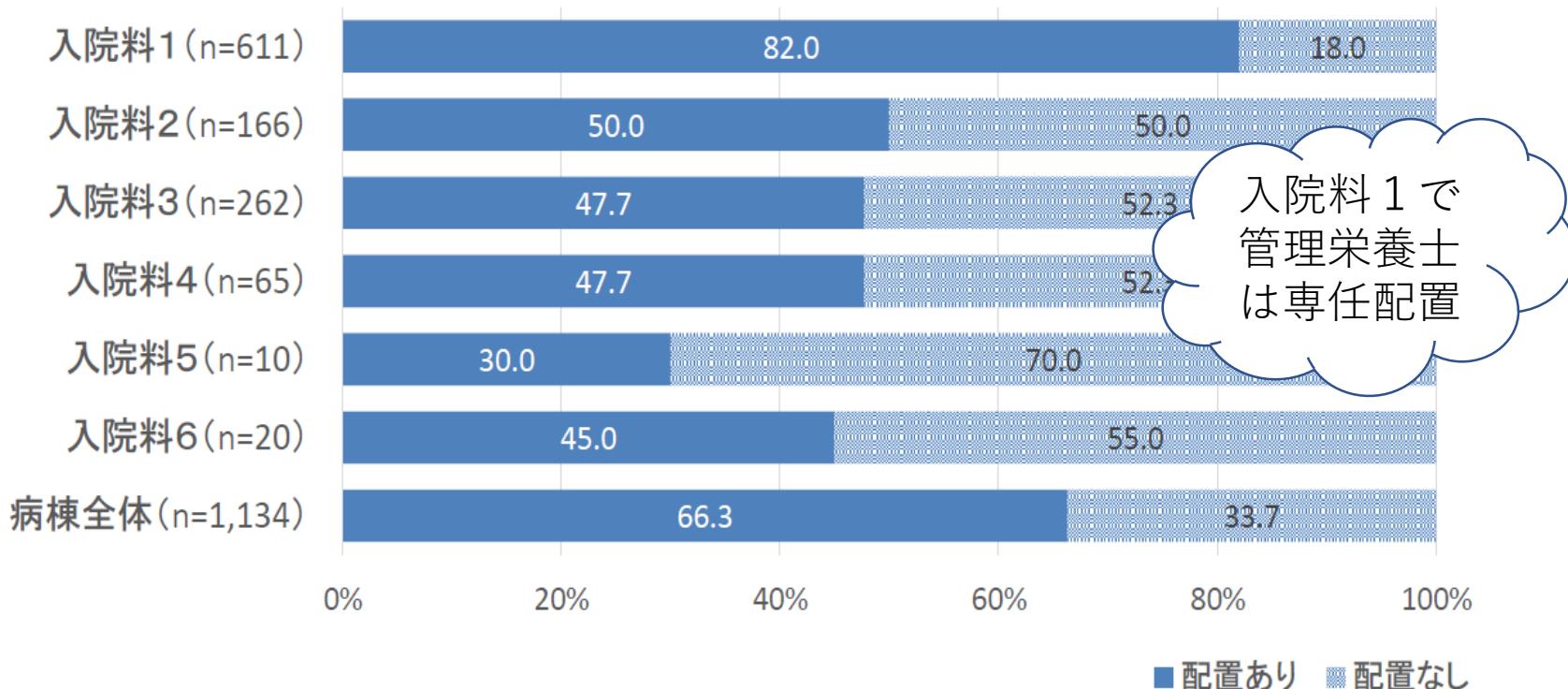


図 回復期リハ病棟入院料別の専従または専任管理栄養士配置状況

ポイント④

どうなる療養病床と 介護医療院？



介護医療院

療養病床問題



療養病床の在り方等に関する検討会

2015年7月10月
医政局、老健局、保険局合同開催

療養病床に関する経緯①

S48(1973) 老人福祉法改正

老人医療費無料化

- 「老人病院」が増加。施設代わりの病院利用が促進。併せて医師、看護師の配置の薄い病院が増加（社会的入院問題）

S58(1983)

「特例許可老人病院」制度化

- 老人病院を医療法上「特例許可老人病院」と位置づけ、診療報酬上、医師、看護師の配置を減らし介護職員を多く配置する等の介護機能等の点を評価（診療報酬は一般病院よりも低く設定）

H5(1993) 医療法改正

「療養型病床群」の創設

- 一般病院における長期入院患者の増加に対応し、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための療養環境を有する病床として「療養型病床群」を創設（病床単位でも設置できるようにする）。

H12(2000) 介護保険法施行

H13(2001) 医療法改正

「療養病床」の創設

【介護保険法施行】

- 療養病床の一部^(※1)について、介護保険法上、主として長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理、介護などを行う「介護療養型医療施設」^(※2)として位置づけ（介護療養病床）

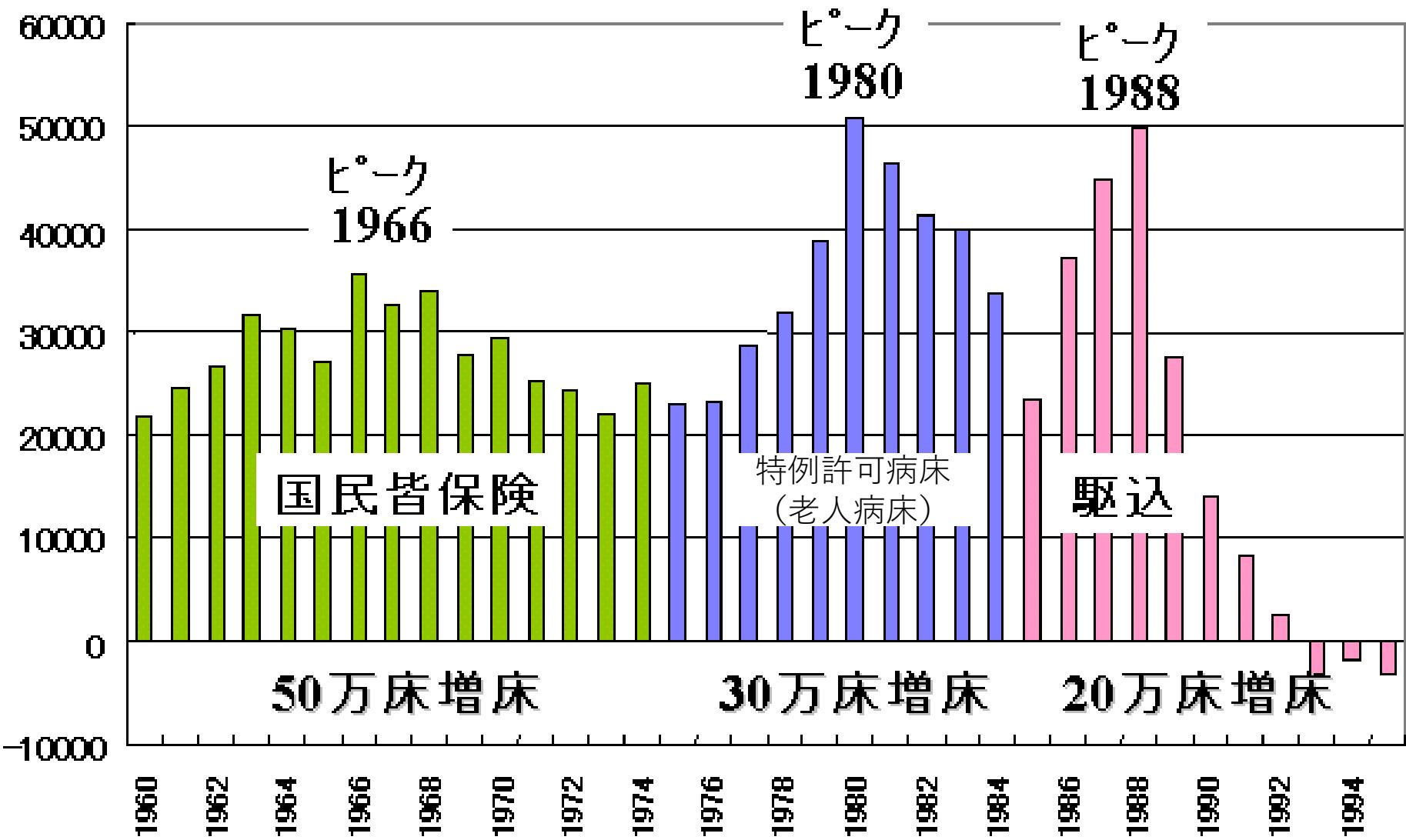
※1 介護保険法施行時(2000年)は、医療法改正までの間、療養型病床群として位置づけられていた。

※2 介護療養型医療施設の一類型として、医療法上の認知症疾患療養病棟(精神病床)を併せて位置づけ。

【医療法改正】

- 療養型病床群と老人病院（特例許可老人病院）を再編し、「療養病床」に一本化

日本の増床三つのピーク



療養病床に関する経緯③

H23(2011) 介護保険法改正 2017年度末
介護療養病床の廃止・転換期限をH29年度末まで延長

- 介護療養病床の老健施設等への転換が進んでいない現状を踏まえ、転換期限をH29年度末まで6年延長（※平成24年以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は認めない）

【介護保険法改正の附帯決議】

介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

<療養病床数の推移>

	H18(2006).3月	H24(2011).3月	<参考>H27(2015).3月
介護療養病床数	12.2万床	7.8万床 (△4.4万床)	6.3万床 (△5.9万床)
医療療養病床数	26.2万床	26.7万床 (+0.5万床)	27.7万床 (+1.5万床)
合計	38.4万床	34.5万床	34.0万床

※1 括弧内は平成18年(2006)との比較

※2 病床数については、病院報告から作成

医療療養病床（20対1・25対1）と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上4：1（診療報酬基準でいう20対1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6：1（診療報酬基準でいう30対1に相当）以上とされている。

※ 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床		介護療養病床
		20対1	25対1	
人員	医師	48:1(3人以上)	48:1(3人以上)	48:1 (3人以上)
	看護師及び准看護師	20:1 (医療法では4:1)	25:1 (医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過的に6:1が認められている。)	6:1 (診療報酬基準でいう30:1に相当) (医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過的に6:1が認められている。)
	看護補助者	20:1 (医療法では、4:1)	25:1 (医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過的に6:1が認められている。)	—
	介護職員	—	—	6:1
施設基準		6.4m ² 以上	6.4m ² 以上	6.4m ² 以上
設置の根拠		医療法(病院・診療所)	医療法(病院・診療所)	医療法(病院・診療所)
病床数		約12.8万床(※1)	約8万床(※1)	約6.3万床(※2)
財源		医療保険	医療保険	介護保険
報酬(例)(※3)		療養病棟入院基本料1	療養病棟入院基本料1 14万床	強化型A、療養機能強化型B、その他

(※1)施設基準届出(平成25年7月1日現在)

(※2)病院報告(平成27年3月分概数)

(※3)療養病棟入院基本料は、医療区分・ADL区分等に基づく患者分類に基づき評価。介護療養施設サービス費は、要介護度等に基づく分類に基づき評価。

2017年度末までに廃止

療養病床の一本化



2017年11月17日 中医協総会

医療区分の項目見直し

療養病棟入院基本料について(平成28年4月以降)

療養病棟入院基本料 1

【施設基準】

①看護配置:20:1以上 ②医療区分2・3の患者が8割以上

	医療区分 3	医療区分 2	医療区分 1
ADL 区分3	1, 810点	1, 412点	967点
ADL 区分2	1, 755点	1, 384点	919点
ADL 区分1	1, 468点	1, 230点	814点

医療区分

【疾患・状態】

- ・スモン・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態

【医療処置】

- ・24時間持続点滴
- ・中心静脈栄養
- ・人工呼吸器使用
- ・ドレーン法
- ・胸腹腔洗浄
- ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管
- ・感染隔離室における管理
- ・酸素療法(常時流量3L/min以上を必要とする状態等)

【疾患・状態】

- ・筋ジストロフィー
- ・多発性硬化症
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・パーキンソン病関連疾患
- ・その他の難病(スモンを除く)
- ・脊髄損傷(頸髄損傷)
- ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)
- ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍
- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内
- ・脱水かつ発熱を伴う状態
- ・体内出血
- ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態
- ・褥瘡
- ・末梢循環障害による下肢末端開放創
- ・せん妄
- ・うつ状態
- ・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討)

【医療処置】

- ・透析
- ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養
- ・喀痰吸引(1日8回以上)
- ・気管切開・気管内挿管のケア
- ・頻回の血糖検査
- ・創傷(皮膚潰瘍)
- ・手術創・創傷処置
- ・酸素療法(医療区分3に該当するもの以外のもの)

医療区分1

医療区分2・3に該当しない者

療養病棟入院基本料 2

【施設基準】

①看護配置25:1以上 ②医療区分2・3の患者が5割以上

	医療区分 3	医療区分 2	医療区分 1
ADL 区分3	1, 745点	1, 347点	902点
ADL 区分2	1, 691点	1, 320点	854点
ADL 区分1	1, 403点	1, 165点	750点

ADL区分

ADL区分3: 23点以上

ADL区分2: 11点以上～23点未満

ADL区分1: 11点未満

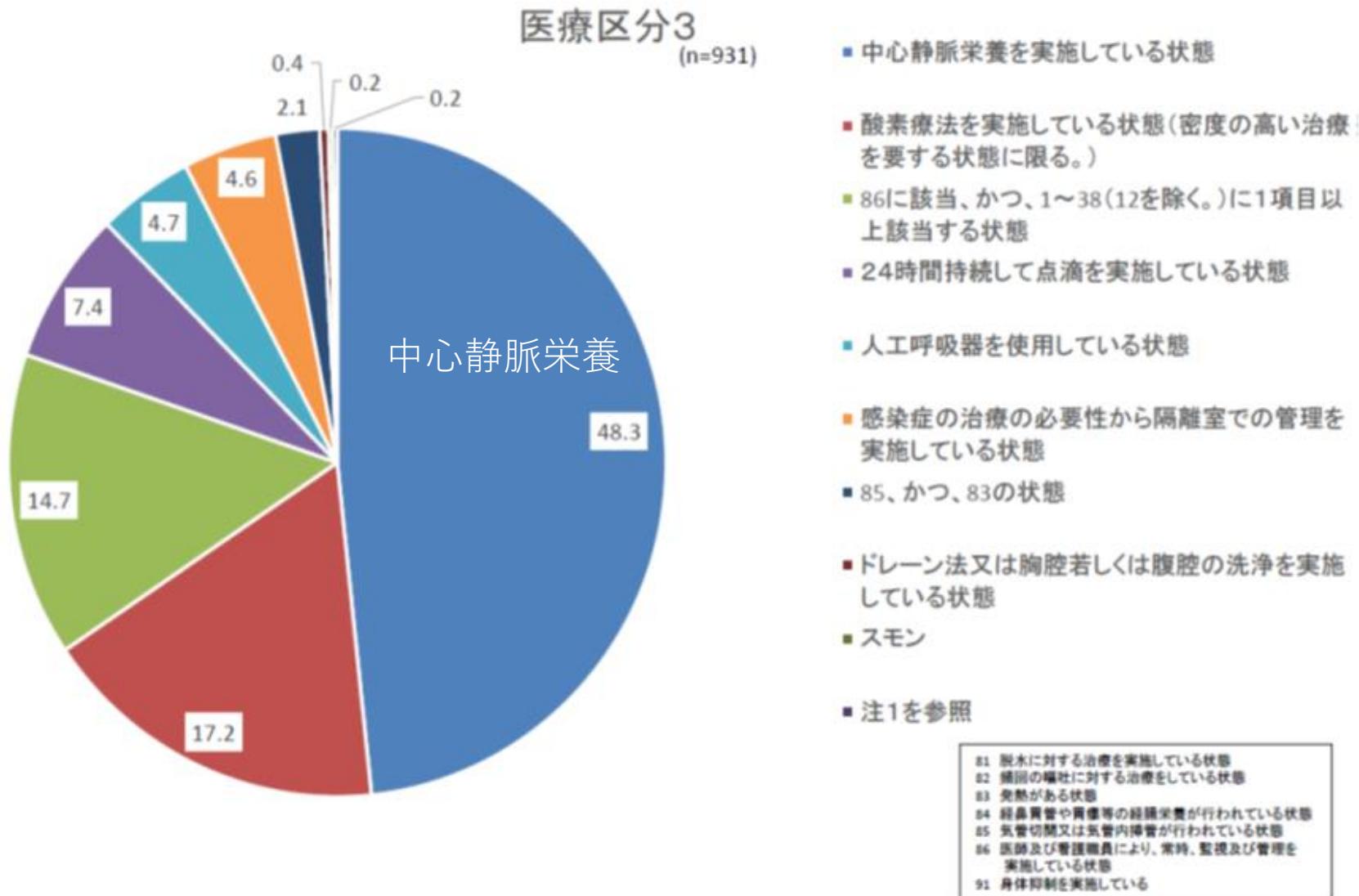
当日を含む過去3日間の全勤務帯における患者に対する支援のレベルについて、下記の4項目に0～6の範囲で最も近いものを記入し合計する。

新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。
 (0. 自立、1. 準備のみ、2. 観察、3. 部分的援助、4. 広範な援助、5. 最大の援助、6. 全面依存)

項目	支援のレベル
a ベッド上の可動性	0～6
b 移乗	0～6
c 食事	0～6
d トイレの使用	0～6
(合計点)	0～24

医療区分3の1項目該当の場合の該当項目

- 医療区分3の1項目に該当している患者の該当項目は、中心静脈栄養が多い。



中心静脈栄養カテーテルの基準

- ・ア 中心静脈注射用カテーテルに係る院内感染対策のための指針を策定していること。
- ・イ 当該療養病棟に入院する個々の患者について、中心静脈注射用カテーテルに係る感染症の発生状況を継続的に把握すること。
- ・なお、毎月末において、当該中心静脈栄養を必要とする状態に該当しているか確認を行い、その結果を診療録等に記載すること。
- ・患者・患者家族への中心静脈栄養カテーテルの必要性の説明

医療療養2の療養1への一本化

療養病棟入院基本料の概要

	療養病棟入院基本料 1 (療養1)	療養病棟入院基本料 2 (療養2)
入院料	医療区分1 814点～967点 医療区分2 1,230～1,412点 医療区分3 1,468～1,810点	医療区分1 750点～902点 医療区分2 1,165点～1,347点 医療区分3 1,403点～1,745点
看護職員*	20 : 1 (医療法で4 : 1相当)	25 : 1
看護補助者*	20 : 1 (医療法で4 : 1相当)	25 : 1
その他	・医療区分2と3の患者の合計が8割以上 ・褥瘡患者の発生割合等を継続的に評価	・医療区分2と3の患者の合計が5割以上 ・褥瘡患者の発生割合等を継続的に評価

* 療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護職員及び看護補助者の人員配置は、本則上4:1(診療報酬基準でいう20:1に相当)以上とされているが、同施行規則(附則)に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6:1(診療報酬基準でいう30:1に相当)以上とされている。

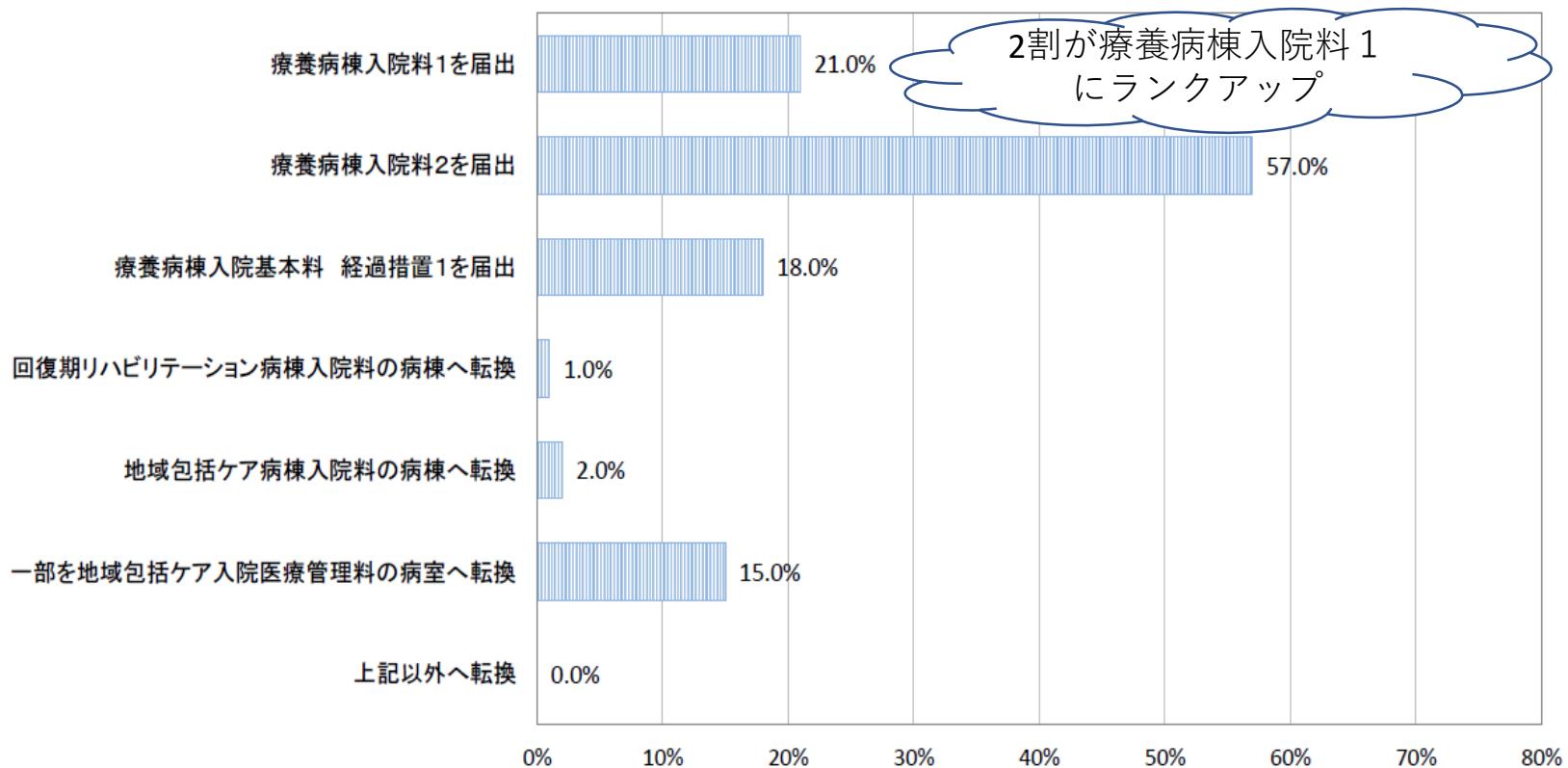
* 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

改定前に療養病棟（25対1）を届出ていた病棟の状況

- 改定前に療養病棟入院基本料2(25対1)を届出ていた病棟について、平成30年11月1日時点の状況をみると、療養病棟入院料2を届出している病棟が最も多かった。
- 次いで、療養病棟入院料1、療養病棟入院基本料の経過措置1を届出している病棟が多かった。

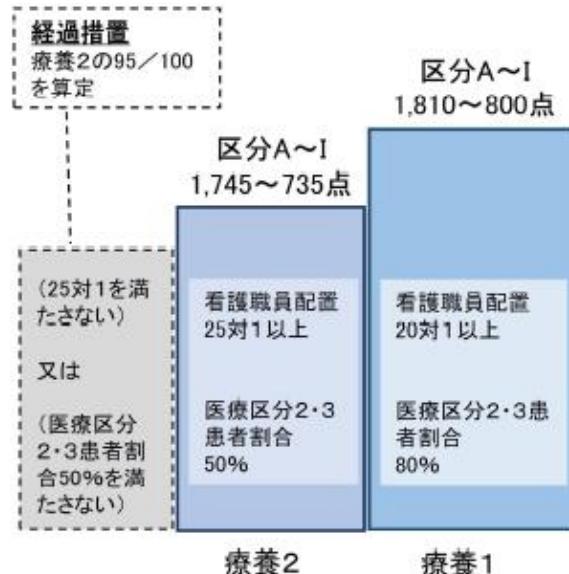
改定前に療養病棟入院基本料2(25対1)を届けていた病棟の
平成30年11月1日時点での当該病棟の状況

(n=100)

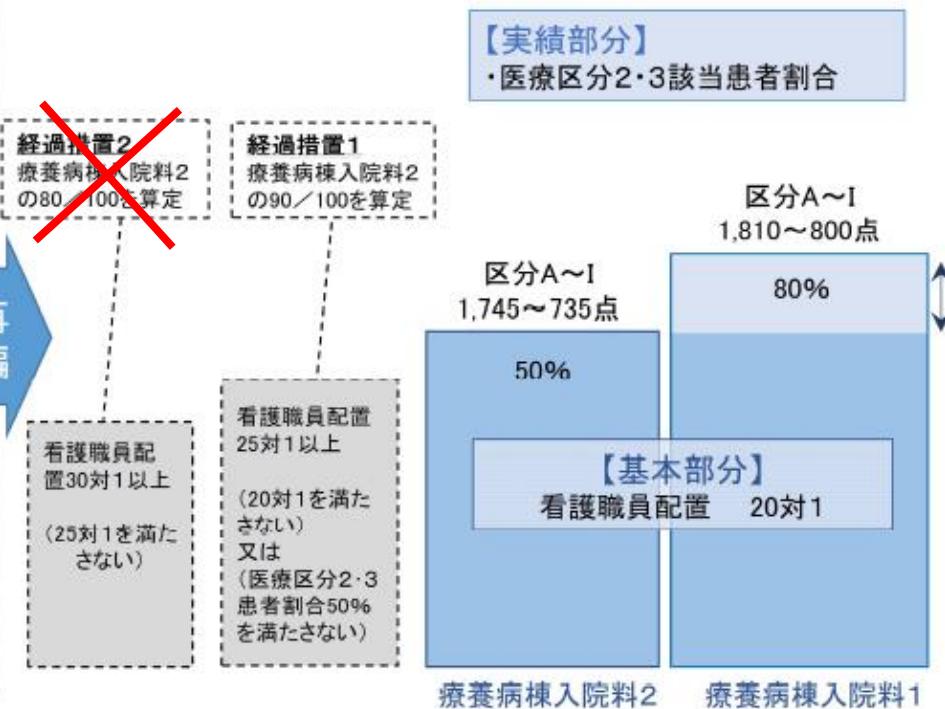


療養病棟入院基本料の再編・統合のイメージ

【現行】



【平成30年度改定】



介護医療院の創設

介護療養病床、25対1 療養病床から
介護医療院への移行

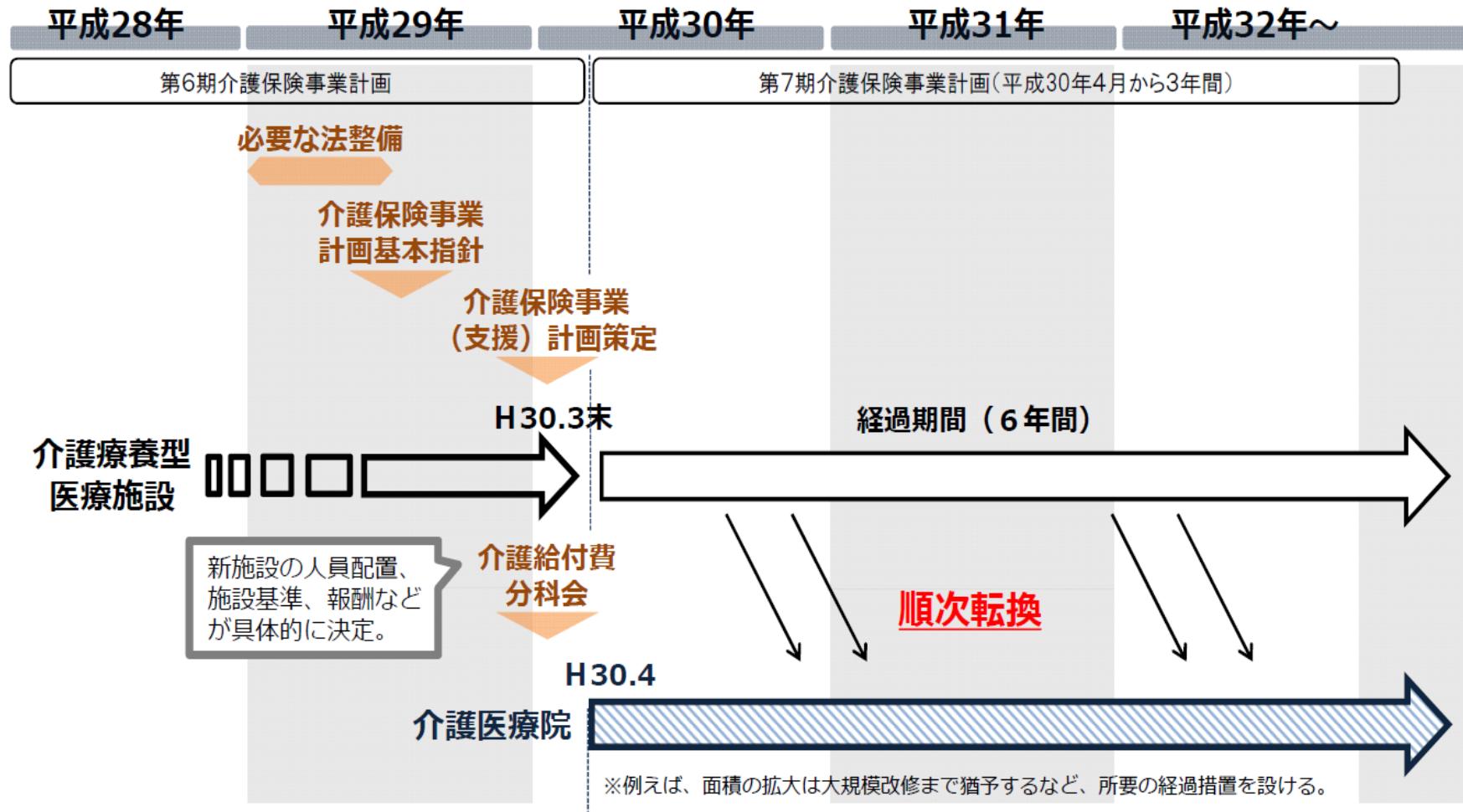
I. 医療機能を内包した施設系サービス

- 平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等については、現在、これらの病床が果たしている機能に着目し、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情等に応じた柔軟性を確保した上で、その機能を維持・確保していく。

		新たな施設													
		(I)	(II)												
基本的性格	要介護高齢者の <u>長期療養・生活施設</u>														
設置根拠 (法律)	介護保険法 ※ <u>生活施設としての機能重視</u> を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。		 介護医療院												
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者 等 (<u>療養機能強化型A・B相当</u>)														
施設基準 (最低基準)	<p style="text-align: center;"><u>介護療養病床相当</u> (参考 : 現行の介護療養病床の基準)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>医師</td> <td>48対 1 (3人以上)</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td>6対 1</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>6対 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">～</p> <p style="text-align: center;"><u>老健施設相当以上</u> (参考 : 現行の老健施設の基準)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>医師</td> <td>100対 1 (1人以上)</td> </tr> <tr> <td>看護</td> <td>3対 1</td> </tr> <tr> <td>介護</td> <td>※ うち看護2/7程度</td> </tr> </table>			医師	48対 1 (3人以上)	看護	6対 1	介護	6対 1	医師	100対 1 (1人以上)	看護	3対 1	介護	※ うち看護2/7程度
医師	48対 1 (3人以上)														
看護	6対 1														
介護	6対 1														
医師	100対 1 (1人以上)														
看護	3対 1														
介護	※ うち看護2/7程度														
面積	老健施設相当 (8.0 m ² /床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。														
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象														

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

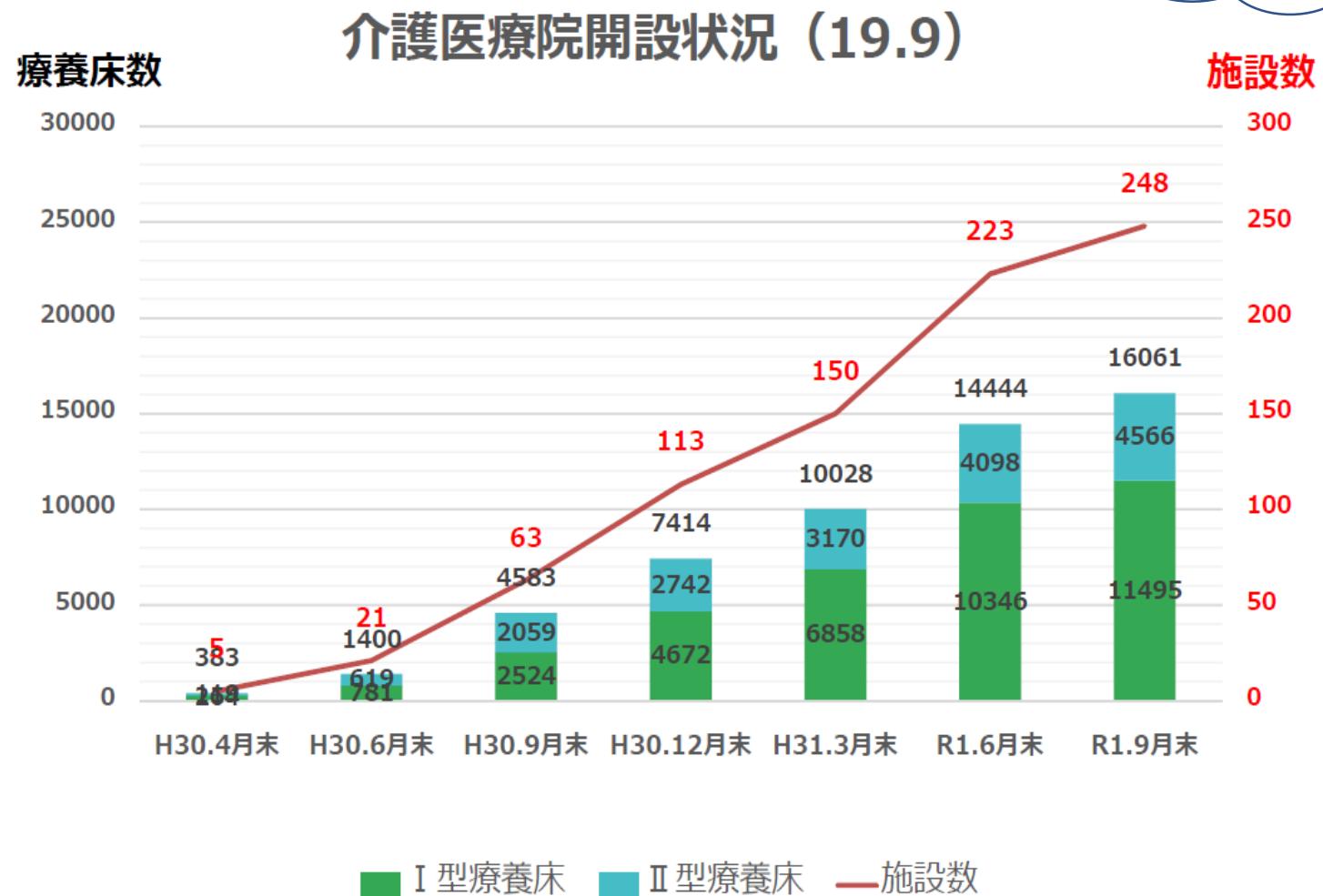
- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間延長することとした。



介護医療院の促進加算

- 【移行定着支援加算】93単位/日
 - 介護医療院の療養環境や医療必要度に応じて加算のメリハリをつける
 - ただし最初の3年の中で、転換後1年のみ。
- 3年目からは、一般病床からの転換や新設も認める？ただし、介護施設の総量規制の中
- 療養病床2の1への一本化で、療養病床2から介護医療院への転換を促す
- 従来の介護療養病床の基本報酬は適正化？
- 介護医療院が老健、特養に与えるインパクト大

施設数301
1万8931床に
2019年12月



介護医療院



療養室



食堂 兼 談話室・レクリエーションルーム

かしま病院介護医療院（2018年10月1日）
福島県いわき市

介護医療院は 究極の医療と介護の連携

▼ 法改正前

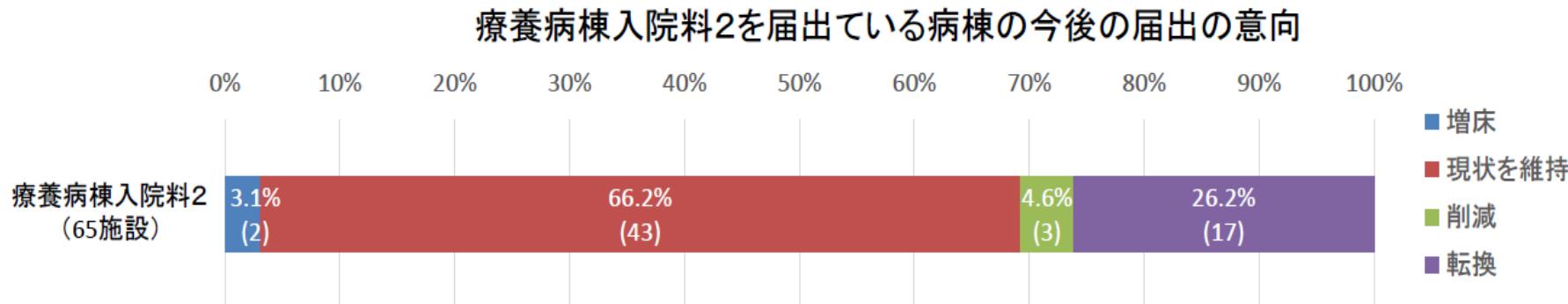


▼ 法改正後

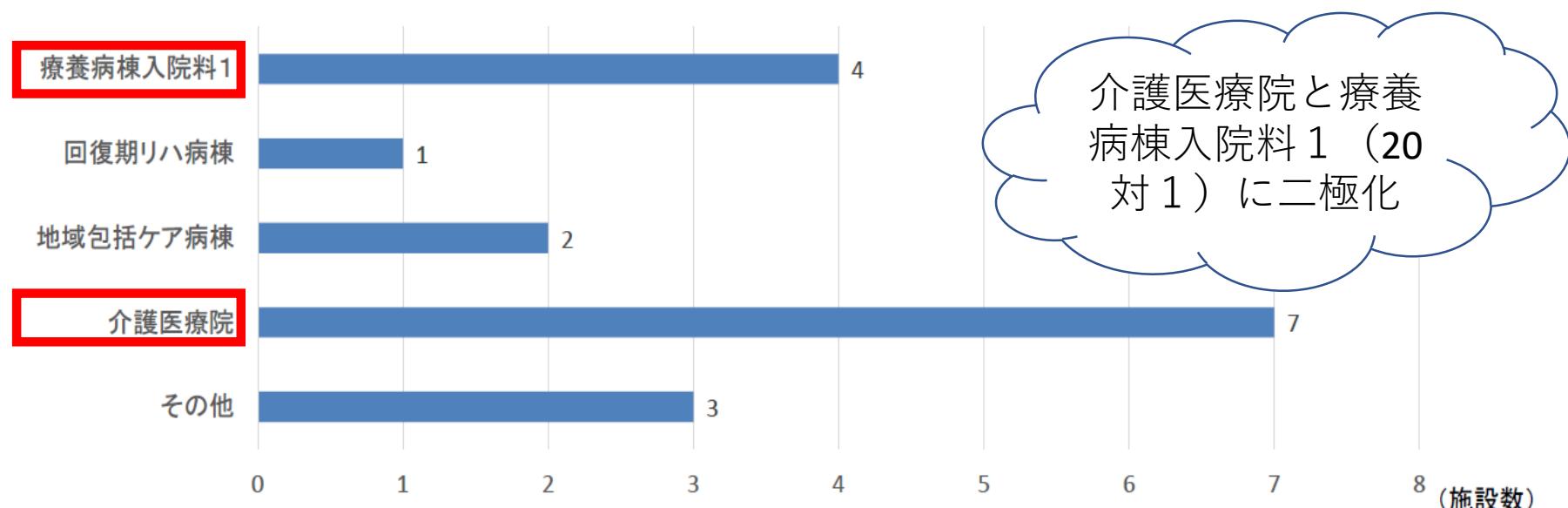


療養病棟入院料2を届出している病棟の今後の届出の意向

- 療養病棟入院料2を届出している病棟のうち、26.2%が他の病棟等への転換の意向があった。移行先としては、介護医療院、療養病棟入院料1の順に多かった。



現在届出ている入院基本料から転換を検討している病棟・施設(複数回答)



ポイント⑤

どうなる入退院加算



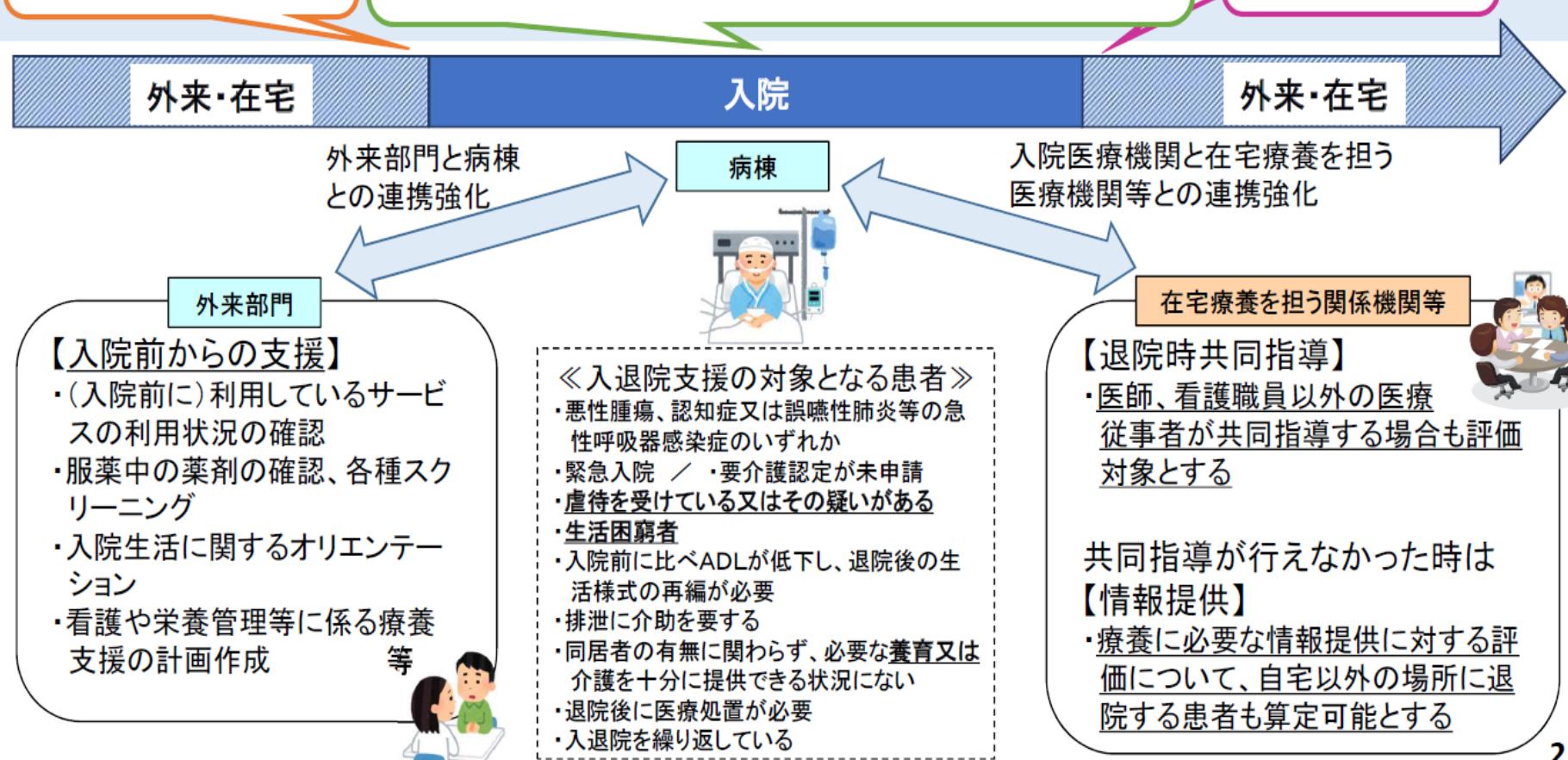
入退院支援の評価(イメージ)

➤ 病気になり入院しても、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、また、入院前から関係者との連携を推進するために、入院前からの支援の強化や退院時の地域の関係者との連携を推進するなど、切れ目のない支援となるよう評価を見直す

- ・入院前からの支援に対する評価の新設

- ・「退院支援加算」から「入退院支援加算」に名称を変更
- ・地域連携診療計画加算の算定対象の拡大
- ・支援の対象となる患者要件の追加

- ・退院時共同指導料の見直し



入退院支援加算の要件

	入退院支援加算1	入退院支援加算2
点数	一般病棟：600点 療養病棟：1200点	一般病棟：190点 療養病棟：635点
退院困難な患者の早期抽出	3日以内に抽出	7日以内に抽出
入院早期の患者・家族との面談	一般病棟： 7日以内に面談 療養病棟： 14日以内に面談	出来るだけ早期に面談
退院支援計画作成着手	7日以内	7日以内
多職種によるカンファレンスの実施	7日以内にカンファレンスを実施	出来るだけ早期にカンファレンスを実施
情報の共有	退院支援職員が、他の保険医療機関や介護サービス事業所等の職員と面会し、退院体制の情報共有等を行う	
退院調整部門の設置	専従1名（看護師又は社会福祉士）	専従1名（看護師又は社会福祉士）
病棟への退院支援職員の配置	退院支援業務等に専従する職員を病棟に配置（2病棟に1名以上）	—
医療機関間の顔の見える連携の構築	連携する医療機関等（20箇所以上）の職員と定期的な面会を実施（3回/年以上）	—
介護保険サービスとの連携	介護支援専門員との連携実績（介護支援等連携指導料の算定回数）	—

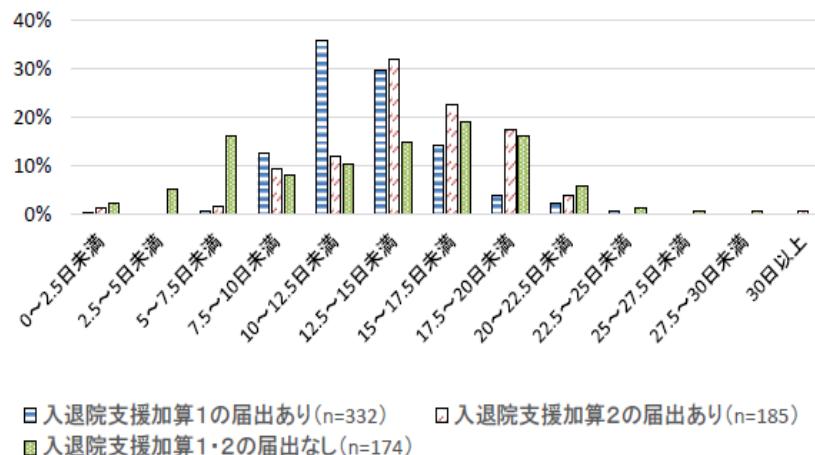
入退院支援加算の届出有無と平均在院日数（入院料種別）

診調組 入-1
元 7 3

- 入退院支援加算1・2の届出有無と平均在院日数の関係をみると、いずれの入院料種別においても、入退院支援加算1・2の届出ありの施設の平均在院日数が短い傾向にあった。

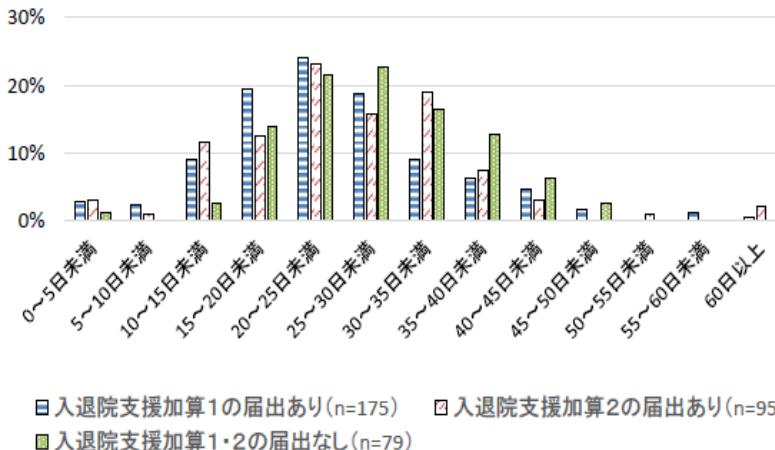
入退院支援加算の届出有無と平均在院日数

<急性期一般入院基本料>



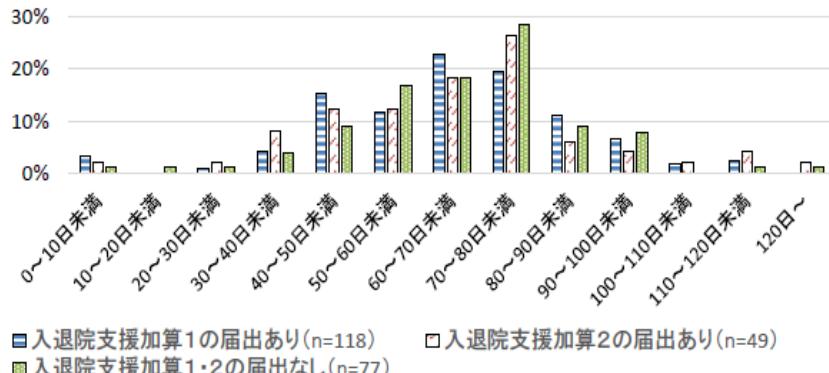
■ 入退院支援加算1の届出あり(n=332) □ 入退院支援加算2の届出あり(n=185)
 ■ 入退院支援加算1・2の届出なし(n=174)

<地域包括ケア病棟入院料>



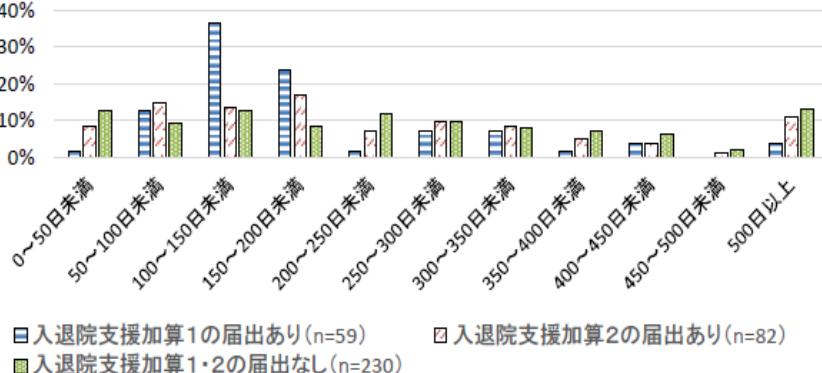
■ 入退院支援加算1の届出あり(n=175) □ 入退院支援加算2の届出あり(n=95)
 ■ 入退院支援加算1・2の届出なし(n=79)

<回復期リハビリテーション病棟入院料>



■ 入退院支援加算1の届出あり(n=118) □ 入退院支援加算2の届出あり(n=49)
 ■ 入退院支援加算1・2の届出なし(n=77)

<療養病棟入院基本料>

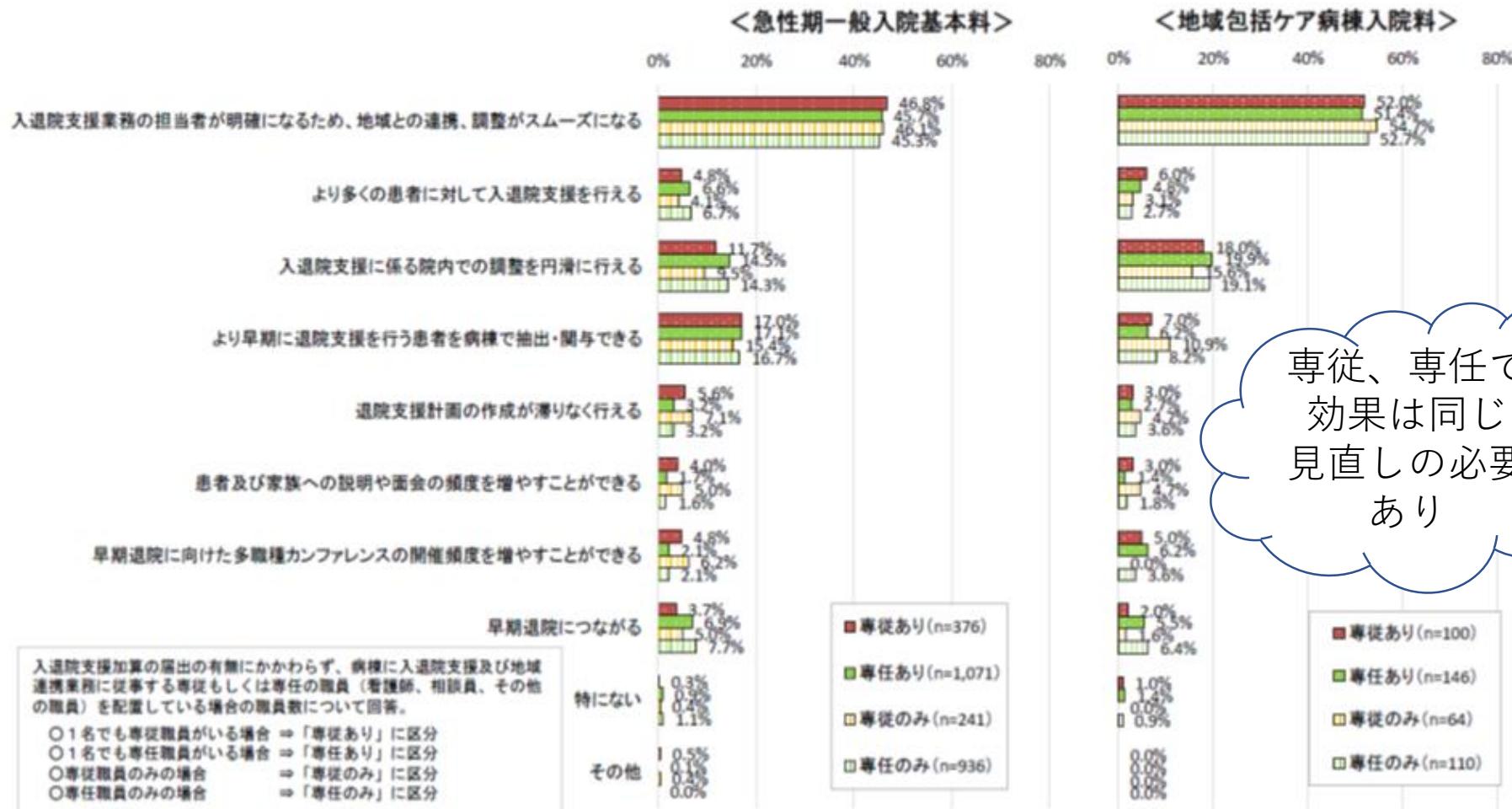


■ 入退院支援加算1の届出あり(n=59) □ 入退院支援加算2の届出あり(n=82)
 ■ 入退院支援加算1・2の届出なし(n=230)

入退院支援及び地域連携業務に従事する病棟の専従・専任職員がもたらす効果

- 病棟に入退院支援の専従もしくは専任職員が配置されている場合の効果についてみると、専従職員のいる施設と、専任職員のみの施設との間に大きな違いはみられなかった。

病棟に入退院支援の専従もしくは専任の職員がいる場合にもたらされている効果(最も該当するもの)



入院時支援加算の評価

入院時支援加算

退院支援加算

1、2、3

入退院支援加算

1、2、3



入院時支援加算



小児加算

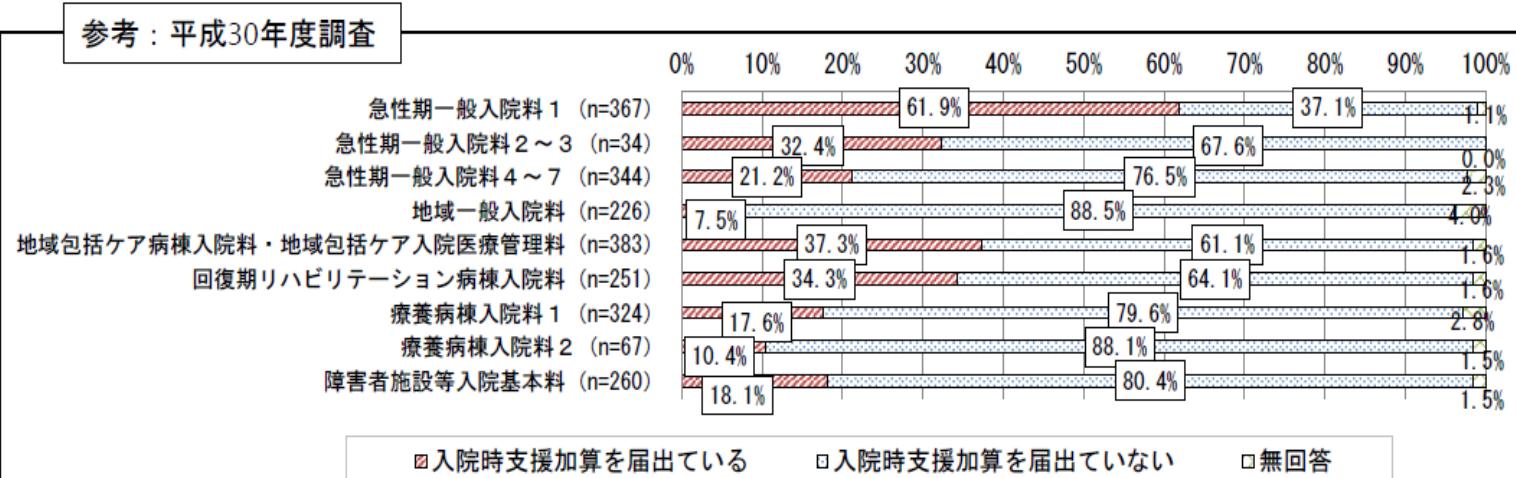
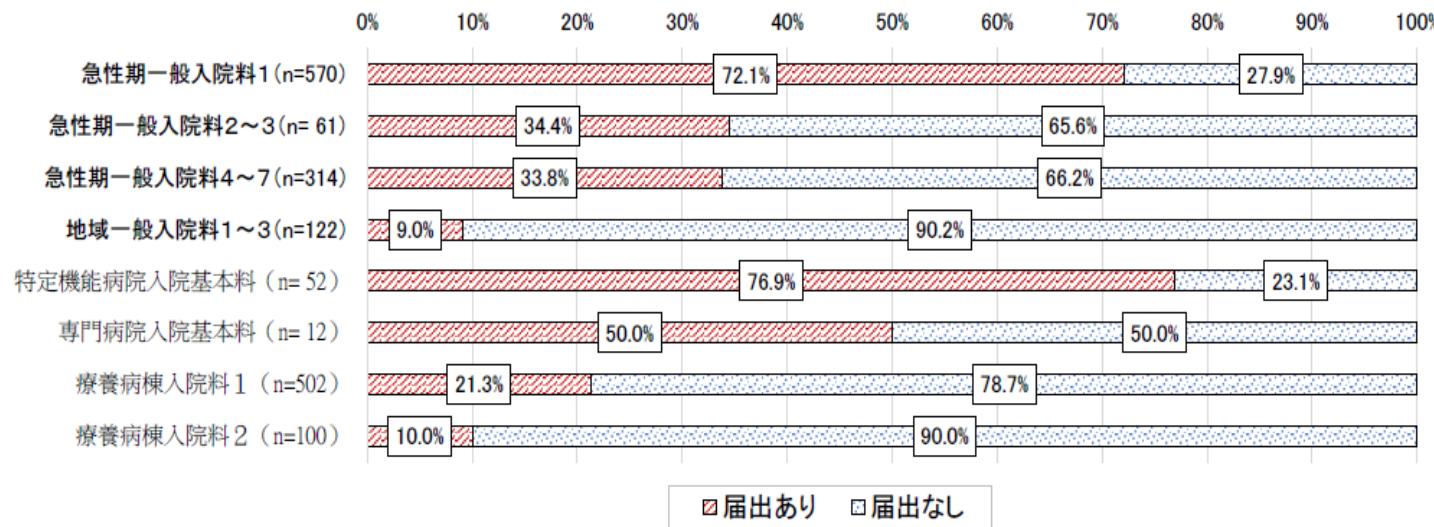
対象患者の拡大

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること。
- イ 緊急入院であること。
- ウ 要介護認定が未申請であること。
- エ 虐待を受けている又はその疑いがあること。
- オ 医療保険未加入者又は生活困窮者であること。
- カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること（必要と推測されること）。
- キ 排泄に介助を要すること。
- ク 同居者の有無に関わらず、必要な介護**又は養育**を十分に提供できる状況ないこと。
- ケ 退院後に医療処置（胃瘻等の経管栄養法を含む）が必要なこと。
- コ 入退院を繰り返していること。
- サ その他患者の状況から判断してアからコまでに準ずると認められる場合。

入院時支援加算の届出状況

- 入院時支援加算は、急性期一般入院料 1 及び特定機能病院での届出が多かった。

入院時支援加算の届出状況



入院前からの支援を行った場合の評価の新設

- 入院を予定している患者が入院生活や入院後にどのような治療過程を経るのかをイメージし、安心して入院医療を受けられるよう、入院中に行われる治療の説明、入院生活に関するオリエンテーション、服薬中の薬の確認、褥瘡・栄養スクリーニング等を、入院前の外来において実施し、支援を行った場合の評価を新設する。

入院前からの支援を行った場合の評価の新設

(新) 入院時支援加算 200点(退院時1回)

[算定対象]

- 自宅等(他の保険医療機関から転院する患者以外)から入院する予定入院患者であること。
- 入退院支援加算を算定する患者であること。

[施設基準]

- 入退院支援加算1、2又は3の施設基準で求める人員に加え、十分な経験を有する
 ≪許可病床数200床以上≫
 ・専従の看護師が1名以上 又は
 ・専任の看護師及び専任の社会福祉士が1名以上
 ≪許可病床数200床未満≫
 ・専任の看護師が1名以上
 が配置されていること。
- 地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

[算定要件]

入院の予定が決まった患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、①入院前に以下の1)から8)を行い、②入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援の計画を立て、③患者及び入院予定先の病棟職員と共有すること。患者の病態等により1)から8)について全て実施できない場合は、実施した内容の範囲で療養支援計画を立てても差し支えないが、この場合であっても、1)、2)及び8)は必ず実施しなければならない。

- 身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握
- 入院前に利用していた介護サービス・福祉サービスの把握(※)
- 褥瘡に関する危険因子の評価 / 4) 栄養状態の評価
- 服薬中の薬剤の確認 / 6) 退院困難な要因の有無の評価
- 入院中に行われる治療・検査の説明
- 入院生活の説明

(※)要介護・要支援状態の場合のみ実施

届出医療機関数及び算定回数

(出典)

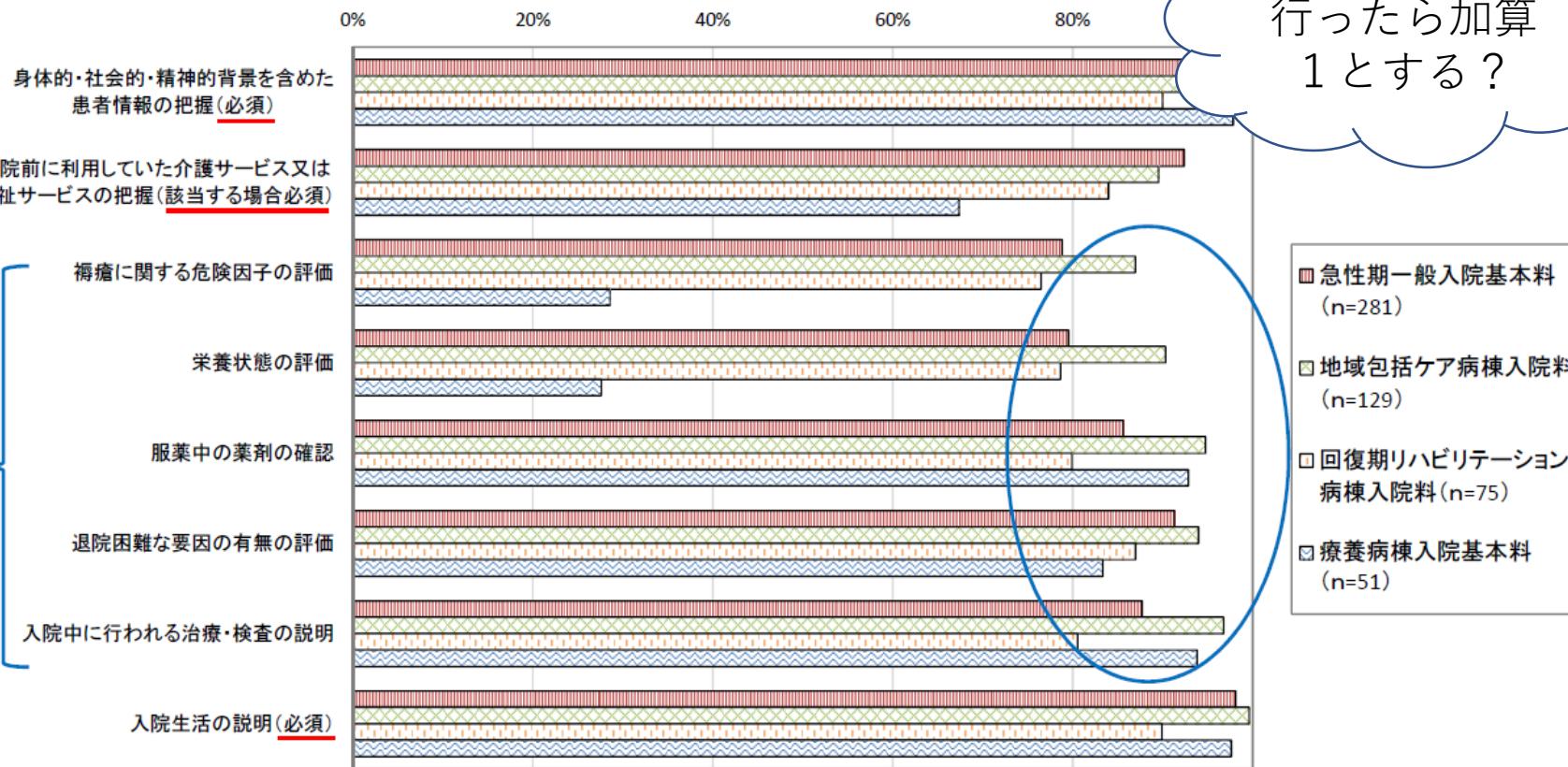
届出医療機関数: 保険局医療課調べ(平成30年7月1日時点)

算定回数: 平成30年社会医療診療行為別統計(平成30年6月審査分)

	届出医療機関数	算定回数
入院時支援加算	1,863	10,581

- 入院時支援加算を算定した患者に入院前に実施した事項をみると、いずれの入院料においても8割以上実施されている項目が多かったが、療養病棟入院基本料を届出している施設においては、「褥瘡に関する危険因子の評価」「栄養状態の評価」の実施割合が低かった。

入院前に実施した事項(複数回答)



2020年診療報酬改定

入退院支援の専従、専任要件の緩和
(新) 入院時支援加算 1 : 230点
(新) 入院時支援加算 2 : 200点

今日のまとめ

- ・三位一体改革の推進エンジンは働き方改革
- ・2020年診療報酬改定は働き方改革となる
- ・旧7対1 病床、地域包括ケア病棟の動向に注目
- ・入退院支援加算、入院時支援加算に注目

2040年～医療＆介護のデッドライン



- 団塊世代“大死亡時代”的航海図～地域のブルーオーシャンへ！～
- 武藤正樹（国際医療福祉大学大学院教授）著
- 2019年11月27日 刊行
- 予約受け付け中
- 1800円

ご清聴ありがとうございました



フェース
ブックで
「お友達募
集」をして
います

国際医療福祉大学クリニック <http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開し
ております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで
mutoma@iuhw.ac.jp